

平成30年

第2回飯館村議会定例会会議録

自 平成30年 3月 5日  
至 平成30年 3月 19日

飯 館 村 議 会

平成30年第2回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期15日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	3. 5	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	3. 6	火	休 会		議案検討
第3日	3. 7	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番） 3. 議案審議
第4日	3. 8	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第5日	3. 9	金	休 会		議案検討
第6日	3. 10	土	休 日		
第7日	3. 11	日	休 日		
第8日	3. 12	月	予算審査特別委員会	午前9時	平成30年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（個別説明）
第9日	3. 13	火	休 会		議案検討
第10日	3. 14	水	予算審査特別委員会	午前9時	平成30年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（総括質疑）
第11日	3. 15	木	予算審査特別委員会	午前9時	平成30年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（総括質疑）
第12日	3. 16	金	休 会		議案検討
第13日	3. 17	土	休 日		
第14日	3. 18	日	休 日		
第15日	3. 19	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 予算審査特別委員会審査報告 3. 議案審議 閉 会



平成30年3月5日

平成30年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号）



平成30年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成30年3月5日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成30年3月5日 午前10時00分				
	閉議	平成30年3月5日 午前12時00分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 佐藤八郎		9番 相良 弘	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 瀬川雅之	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田 榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会会長	菅野宗夫	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
選挙管理委員会 委員長	高野京子	○	選挙管理委員会 書記	愛澤伸一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年3月5日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任



## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件14件、その他案件4件の計30件であります。

次に、本日までに受理しました陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託されました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。1月29日に産業厚生常任委員会が所管事務調査のため村内企業、福祉事業所を訪問、視察しております。また、同月31日には総務文教常任委員会が所管事務調査のため小・中学校再開に向けた学校等整備状況と小学校施設等の現状調査のため村内学校施設等を調査しております。

次に、2月26日に議会運営委員会が本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）



議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。よって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第4号から議案第33号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成30年第2回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、12月定例議会以降の村政の主な動きと平成30年度村政運営の所信を申し上げたいと思います。

初めに、12月定例議会以降の村政の主な動きであります。

まず、帰還困難区域である長泥地区の復興拠点エリアの設定でございます。帰還困難区域における特定復興再生拠点整備計画を策定するに当たっては、地区内の復興拠点エリアの設定が必須条件になっております。今までに地元の役員を対象にした説明会、さらには臨時区会などを精力的に開催しながら協議を進めてきたところでございます。その結果、去る2月25日開催の臨時区会においてエリアの設定がまとまりましたので、このエリアについて速やかに国及び県と協議をしております。この協議が調い次第、エリア内に整備するさまざまな事業をとりまとめ、3月中には特定復興再生拠点整備計画書を県に提出したいと考えています。

なお、本計画書がまとまり次第、議会にも説明させていただきたいと思います。

次に、役場組織機構の見直しでございます。

庁内に事務改善・行政機構改革検討委員会を設置し、検討してきた結果について、去る1月15日提言がありましたので、今年4月1日付で提言どおり施行していきたいと考えております。

今回は、増大する事務・業務量による人員不足から新たな課の設置は行わないこととしました。ただし、復興対策課の農政係が営農再開に伴い業務が大変ふえておりますので、現行の農政係を農政第1係と農政第2係に分けて農家への迅速な事務処理ができるように対応していきたいと思っております。

また、復興対策課の除染対策係については、除染がほぼ完了したことから廃止をし、農政第1係に編入したいと思っております。

次に、飯野支所廃止に伴う避難者の生活支援対策であります。住民課に生活支援係を新たに設置し対応してまいりたい。なお、生活支援係の事務所については、仮設借り上げアパートの終期である平成31年の3月末まで避難者の利便を図るために松川第一仮設住宅集会所を改修して対応してまいりたいと思っております。

次に、今後の大幅な人口減少に伴う新たな村づくりを進めていく上で移住・定住、交流の施策が極めて重要になってくるものと考えており、総務課企画係にその専任担当を置くこととしたところであります。なお、移住・定住への具体的な支援策については、新年度予算で計上しておりますので、今議会中に説明をさせていただきます。

次に、幼稚園と保育所を廃止し認定こども園を設置することについては、12月定例議会

で条例の設置が承認されたところでありまして、設置の趣旨に沿ってしっかり運営していきたいと思っております。

次に、村復興アドバイザーの委嘱であります。

元原子力規制委員会委員長である田中俊一氏に2月1日付で委嘱状の交付を行いました。期間は平成32年3月31日までの約2年間であります。同氏は、震災直後長泥地区に入り、家屋等の除染を初め、村の除染アドバイザーとしても大変お世話になった方でありまして、以前から村に住んで村の復興を支援したいという話をされていたところでございます。

なお、同氏は「専門の放射線に限らず、学校へのかかわりや村民と膝を交えた車座的な意見交換、相談業務など幅広い分野でかかわっていききたい」と抱負を語っておられますので、村の復興全般にわたり適切かつ的確なアドバイスをいただけるものと大いに期待をしているところであります。

では次に、各課の報告を申し上げたいと思います。

まず、総務課です。初めに1月21日に「新春村民のつどい」を開催しております。避難中は福島市において「村民ふれあい集会」ということで開催をしてきたわけですが、避難指示の解除に伴いまして7年ぶりに村内で村民の集いとして開催することができたということでもあります。

次に、1月24日に深谷拠点に整備する村営住宅と集会所の安全祈願祭が行われました。入居開始時期はこの秋と予定しております。

次に、2020年東京オリンピックに関連いたしまして、「ありがとうホストタウン構想」が国において進められており、この事業によりこのほどかねて交流のあったラオス人民民主共和国に飯舘スポーツクラブ理事など4人を派遣いたしまして、文科省職員とともに関係者と今後のことについて協議をしてきたところでございます。

次に、住民課関係であります。浄化槽設置整備ですが、1月31日現在83件の申請を受けておりまして、そのうち新築家屋は58件です。

おかえりなさい補助金ですが、12月8日に200件を達成いたしまして、1月末現在219件となっております。

高速道路の無料化は、ふるさと帰還通行カードを利用しないとこれからいけないということになりまして、1月31日現在で978人が申請をしているということでもあります。

税関係ですが、課税状況ですが、1月31日現在で住民税が314人、固定資産税が166件、軽自動車税が3,256台となっております。固定資産税にかかわる家屋評価は、1月末で207件を実施しているところでございます。

飯野支所ですが、村民の帰還状況であります。3月1日現在の村への帰還者は260世帯、537人ということで、震災後の転入者が42人です。これにずっと避難をしなかった方といいたてホームの入居者を合わせますと村内の居住者は320世帯、618人ということになります。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者は297名、それから県内でありまして、福島市が3,174人、川俣町に428人、伊達市に432人、南相馬市に391人、相馬市に266人などで、合わせて4,934人となっているところであります。

健康福祉課であります。

村内での薬局開設について、昨年の11月末に飯館村薬局開設協議会をつくりまして、平成30年度内の開設を目指しまして、県薬剤師会など関係者による会議を2回ほど開催しているところであります。

次に、避難後要支援要介護となる高齢者が増加していることから、高知市の事例を参考に介護予防体操のいきいき百歳体操というものを取り入れ、サポートセンターつながっぺや村外の社協のお茶飲み会などで実施をしております、好評を得ているところでございます。

次に、復興対策課であります。

まず農政のほう、避難指示解除1年目ということで、農業を再生する取り組みを強力に進めてまいったところであります。営農再開ビジョンを定めて、村民の皆様さまにさまざまな農へのかかわり方を提案し、生きがい農業や営農再開支援事業、あるいは素牛導入支援事業などを村単独事業ももとより、国・県の農政関係事業を最大限に活用してきたところでございます。この支援体制により、現在まで19の農業復興組合の活動が展開されているほか、生きがい農業は160件、なりわい農業は約50件、新たな農業は12件が着手されており、被災前の農家1,200件の約20%に当たる約240件が何らかの形で農にかかわっていただいているということでもあります。

また、県の緊急時モニタリング検査を進めまして、イチゴ、繁殖和牛、サヤインゲン、カスミソウ、小菊、トルコキキョウ、アルストロメリアなどの市場取引が再開しているほか、道の駅でも村内産の野菜、お米、ギンナン、山野草などが販売されるようになったところであります。

次に、鳥獣被害対策ですが、現在までイノシシ204頭、猿19頭を駆除しており、被害防止柵であります、総延長12.75キロメートルを整備済みとなっております。

次に、除染関係です。

今年度までに同意を得た宅地、農地、森林、道路等の面的除染はほぼ完了し、地力回復工事の今年度施工分も11月に完了しております。一部は来年度に繰り越すとの報告を受けているところであります。

次に、片づけごみの回収ですが、12月まで屋内ごみ及び農林系可燃物などは724件、野外ごみ、長尺物などは902件回収いたしましたところであります。なお、環境省による片づけごみの回収は一応、本年度で終了となっております。

長泥地区についても12月15日から環境省による回収を少しずつ実施しているところであります。

次に、商工労政関係であります。

東京電力の賠償による井戸掘削ですが、29件の補助申請があつて、24件が完了していません。

次に、企業・事業所の再開支援ですが、いわゆる県の4分の3事業については、村独自で5%上積み補助いたしまして、19事業所に支援をしているところであります。

きこりではありますが、去年の5月の素泊まり営業再開以来1月までの利用者は1,432人、

このうち村民の利用は232人、なお、入浴施設のみ利用者は3,145人でありました。したがって、村外の人が泊まった場合には補助金返還だよという話があったわけですが、そんな話ではないでしょうということで、これだけの方が今泊まっていたというところでございます。

次に、あいの沢管理棟及び民家園、あいの浮き橋、宿泊体験館きこりの改修工事については、完了をしているということでございます。

建設課関係ですが、村営住宅の入居状況、入居可能戸数を69戸に対し56戸が入居中または手続中で、空き家は今13戸ということであります。

次に、昇口舗装ですが、全体の593件のうち454件が完了しておりまして、進みぐあいは76%、現在47件が工事中で繰越事業となる予定でございます。

次に長泥、蕨平、比曾、前田・八和木の4行政区の飲料水安全確保対策、国の事業であります。これは申請が81件中、66件が完了して81%の進みぐあいです。

次に、被災家屋の解体であります。全体で1,365件、戸ということになります。そのうち1,014件が完了しておりまして、進みぐあいは74%ということでございます。

次に、教育関係です。

冬場に入り、冬の雪の影響から1月23日に臨時休校の措置をとっております。中学校については、インフルエンザの流行が見られましたので1年生が1月23日から3日間学年閉鎖としました。

2月1日に小学校6年生が議員となって飯館村みらい議会を開催しました。小学生議員から村の復興を強力にPRすべきだと、音楽フェスティバルやドローンの専門学校、どぶろく特区を生かしたおいしいもの体験館などの提案が出され、子供たちの村を思う気持ちに深く感銘をしたところでございます。

生涯学習課関係ですが、支援事業をいただいております。その中で、今年も長野県松本市からご招待があり、冬休み期間中に19人の子供たちが2泊3日の交流体験をしてきたところであります。この7年間に計10回380人が招待を受けております。2月22日に私松本市を訪問し、市長に御礼の挨拶をしまいたところであります。一応、10回で終了させていただきたいということであります。

2月4日には北塩原村、美しい村連合の仲間ですが、雪っこ体験事業の支援をここ何年か受けておりまして、16人の子供たちとその保護者が参加をしてきたところであります。これも今年度で終了と考えているところであります。

次に、1月7日に成人式を開催しました。式には新成人57人中37人が出席をし、多くのご来賓に見守られて晴れの大人の仲間入りをしたところでございます。

以上が12月定例議会以降の村政の主な動きでありました。

平成30年度の村政運営の重点施策であります。

まず、平成30年度一般会計当初予算は95億4,700万円ということでありまして、前年対比55%の減、金額にして116億8,800万円の減ということになります。これはご存じのように、学校の再開整備事業、スポーツ公園の整備工事などの大型事業費がなくなったということによるものであります。

村としては、平成32年度までの復興創生期間内に必要なインフラ整備をできるだけ進めるとともに、村民の帰還促進、移住・定住、交流を柱とした復興計画の着実な推進を図ってまいりたいと思っております。

各課の主要施策であります。

総務課では、復興計画の基本方針である「ネットワーク型の村づくり」、これは復興計画第5版のところで出てきたキャッチコピーであります。これを進めるために移住・定住、交流事業を進めていきたいと思っております。庁内に専任の職員を配置し、ふるさと住民票の交付を初め、村に戻れない村民の方を含め、村外の方々の移住・定住、交流を目指し、住居確保であったり、教育であったり、就農支援であったり、職業紹介など、全庁的な施策を展開してまいりたいと思っております。

次に、深谷復興拠点の整備ですが、道の駅と復興住宅の間に多目的交流広場を整備したいと思っております。広場には公園のほか、子供向けの屋内運動施設を建設し、家族連れで楽しめる公園整備を進めていきたいと思っております。

次に、長泥地区の復興拠点整備ですが、先ほども話しましたように、拠点の建設に向けた各調査を進めておりました。国・県から早期に復興計画の認定を受けて、早期に着工、竣工を目指していきたいと思っております。

次に、消防関係では、飯樋消防屯所に消防ホースの乾燥棟をつけておりません。これをぜひ消防ホースの乾燥棟ということで、飯樋町の復興のシンボルにしたいと考えているところであります。

また、小宮地区の消防ポンプ積載車を更新する予定でございます。

次に、住民課関係であります。

村税は、原子力災害に伴う平成30年度の村税の減免措置は平成29年度と同様の措置が継続されるものと想定をしているところであります。国の税制の動向を見ながら適切に今後対応してまいりたいと思っております。

収納対策ですが、震災後7年を過ぎまして、賠償金の収入も減っているところから、現在の滞納額は700万円ということで、前年同期とほぼ同額ということで、なかなか進んでいない状況であります。平成30年においても納付推進を図りながら精力的に臨戸徴収を実施し、滞納解消にこれからも努めてまいりたいと思っております。

次に、固定資産税台帳の整備であります。環境省による家屋解体や村内での住宅の建てかえ、改築なども進んでいることから、昨年度に引き続き職員が地域に出向いて現地確認を行いながら固定資産税台帳の整備を進めていきたいと思っております。

全村見守り隊ですが、平成28年度から民間に業務を委託しておりました。平成30年度においても引き続き村民を雇用できるような形で村民の安全を守っていきたいと思っております。若干雇用人数は減っていくと思っております。

防犯カメラによる監視や今年度より活動再開した防犯指導隊による防犯パトロールで防犯体制の強化と犯罪抑止にも努めてまいりたいと思っております。

それからごみ処理ですが、村民がだんだんふえてきておりますので、ごみの量も少しずつふえているわけですが、ごみ収集カレンダーを作成し、引き続き分別回収に村民

に協力していただくように、あるいは不法投棄などがないようにこれからも努めてまいりたいと思っております。

避難生活支援ですが、引き続きおかえりなさい補助金として1戸20万円を補助し、一人でも多くの村民帰還へつなげるようにしていきたいと思っております。

飯野支所ですが、もう避難指示解除から1年を過ぎていますが、現在も約9割の村民が避難を続けていて、今年度も避難生活支援業務は続けていかなければならないと思っております。飯野支所は3月末で廃止しますが、先ほども言いましたように松川第1仮設住宅内に新たな事務所を設けて、村民の支援にしっかり当たっていききたいと思っております。

平成31年3月末をもって仮設住宅及びみなし仮設住宅の供用期間が満了するということから、平成30年度は、帰還を望む村民への支援、それから一人一人に寄り添った将来設計構築への支援、避難者の安心・安全の確保、こんなことに重点を置いてサポートを継続してまいりたいと思っております。

解散する自治会については、避難先でできた大変大切なコミュニティーが維持できるように同窓会事業などで支援をしてまいりたいと思っております。

次に、避難先から村へ足の確保ということで、いつか帰宅バスを進めていたわけですが、これも供用期間満了まで継続して運行したいと思っております。

健康福祉課関係であります。村民の生活状況や健康状態などを把握するため、訪問活動を平成30年度も一層強化をしていきたいと思っております。

在宅介護サービスを村内で受けられるよう、村外の事業者に対するいわゆる村独自の在宅サービス提供加算2,000円ということも行っていきたいと思っております。村内での事業については、サポートセンターときこりを拠点とした健康づくり介護予防事業を続けていきたいと思っております。

サポートセンターつながっぺを引き続き開設をし、高齢者の介護予防と住民の交流の場、高齢者を中心とする住民の居場所づくりに取り組んでいきたいと思っております。

村内の足の確保が課題であります。以前村で独自にやりましたお助け合い事業の、これをさらに進める。あるいは今サポートセンターの事業の中で、あるいはコミュニティバス事業の中でもやっておりますので、そういうものをうまく組み合わせて対応してまいりたいと思っております。

次に、新規事業として村外のデイサービスを利用する方への村外介護サービス送迎事業、いわゆる村外のデイサービスに行く方に足の確保をする、あるいは家庭訪問時に食生活の指導なども含めて安否確認見守り健康支援事業というのもありますので、それなども取り組んでいきたいと思っております。

復興対策課であります。農政関係ですが、村内で農にかかわる村民の数がふえるように取り組むを引き続き意欲ある農業者に新規就農、新規参入の見学会や技術研修を進めてまいりたいと思っております。農地を守るということで、この農業復興組合による農地保全推進協議会による電気牧柵の設置や堆肥の配布などを進めてまいりたいと思っております。

生きがい農業に取り組む方への支援として、引き続き陽はまた昇る基金による支援を継

続けてまいります。

なりわい農業のほうですが、いわゆる通称4分の3の補助事業に陽はまた昇る基金から村独自で5%乗せて実質80%の補助事業を継続してまいりたいと思っております。

森林関係ですが、平成29年度に引き続き地域住民による森林保全の取り組みを支援します。また、森林環境交付金事業を活用し、森林病虫害防除事業や大火山ツツジの森及び野手上山の登山道の整備を行っていききたいと思っております。

除染関係ですが、平成30年度は宅地のモニタリング調査やフォローアップ除染などについて国が引き続き実施するとの確約を得ているところであります。村民の要望に沿って対応するようこれからも求めていききたいと思っております。

除染廃棄物が搬出された後の仮々置き場の原状回復工事について農家への引き渡し後、速やかに営農活動ができるように先日も国のほうに要望をしたところでございます。

次に、平成29年度までに導入した非破壊式の食品放射性物質測定機器10台を利用して村民みずから測定できるように引き続き支援を進めます。

帰村する村民が被ばく線量をみずから管理できるよう個人線量計を貸し出し、専門家による定期的な読み取りと説明相談なども国と連携してまいりたいと思っております。

商工労政関係ですが、きこり及び自然体験学習館あいの沢の管理棟や民家園、あいの浮き橋などの施設は、工事が完了していますので、平成30年度はきこりの隣にあります展望あずまやの修繕工事を実施してまいりたいと思っております。

飲料水フィルターの配布とか、井戸掘削などを行っていききたい。

企業、事業者の支援ですが、先ほども言った4分の3事業に陽はまた昇る基金を上乗せしてやっていきたいということでもあります。

それから、仮設事業所の解体ですが、これも村が解体をやるわけですが、後ほど費用は国から支給されるということでもあります。

それから、コミュニケーションの場を確保し、村民の体力向上と健康を図るためのパークゴルフ場を整備していききたいと、平成30年度に敷地造成工事を実施し、平成31年度に芝張り工事と管理棟整備をし、平成31年度の秋ごろにオープンができればいいなど、こんなふうに思っているところであります。

建設課、昇口舗装ですが、593件、総延長44.8キロメートルで、平成30年度で完了の予定でございます。生活に直結した道路として生活環境の改善に大きくこの事業は寄与したなと思っております。

次に、長泥、蕨平、比曾、前田・八和木の4行政区の飲料水の井戸掘削であります。これも長泥の11件を除いて70件の申請であります。平成30年度は8件の工事をしていききたいということでもあります。

被災家屋解体ですが、申請件数は1,365戸、平成29年度までに1,014件が完了しております。残り351件を平成30年度に完了させる予定でございます。

村道、河川関係であります。草刈りなどの維持管理については国の住民参加型地域の課題解決加速事業を活用いたしまして、各行政区で対応できる箇所は震災以前のように住民による共同活動に移行し、それ以外の箇所については平成29年度同様に村で対応したい

と思っているところであります。

村道の整備補修であります。草野飯樋線などの幹線道路の路面の調査を進めておりまして、損傷の大変大きなところから舗装の補修をしていきたいと思っております。

河川の堆積土砂の浚渫についても平成30年度も引き続き実施してまいりますが、県関係の河川については県のほうに要望してまいりたいということでもあります。

住宅関係ですが、159件がもともとあった住宅であります。152戸がその中で入っていただけであります。老朽化によって空き家の解体などもありまして、101戸の整備計画と現在考えております。

これまで住宅改修が50戸、大谷地住宅16戸の建てかえで66戸の整備が完了であります。平成30年度は今進めています。深谷拠点村営住宅15戸と桶地内住宅10戸の整備を計画しておりまして、既存の10戸については今後修繕を進める計画でございます。

仮設住宅、借り上げ住宅など、災害救助法による住宅供給が平成31年3月末をもって終了となることから、村内の住宅需用の見直しを行い、必要な村営住宅の整備を進めてまいりたいと思っております。

営農再開に向けて農業用施設の整備や機能回復工事については、平成28年度から二枚橋須萱、関根松塚、深谷を先行モデル地区として、水路の土砂上げや及び改修、暗渠排水工事、頭首工の更新などを進めてまいりました。平成30年度は長泥を除く村内全域の整備計画について営農再開の整備計画を進めている行政区から事業実施に取り組む予定となっているところであります。

ため池災害復旧工事4カ所の復旧工事や村道舗装6路線の測量設計及び工事も平成30年度から実施してまいりたいと思っております。それから、草野処理場の処理施設の更新工事や平成30年度の飯樋処理場の処理施設をどうするかも含めて検討してまいりたいと思っております。

その他県営事業は、農地防災事業によるため池整備や岡部前乗線の村道整備、八和木地区の治山事業などを進めてまいりたいと思っております。

次に、学校関係であります。

平成30年度は大変重要な村内での学校再開初年度となるわけでありまして、ハード、ソフトともに充実した教育環境の整備に取り組んでまいりたいと思っております。

平成30年度の児童・生徒数ですが、アンケートの結果では園児が23になっていますが、多分24になったと思います。間違っていれば申しわけございません。小学校が33人、中学校が42人ということで、今合計98とここには書いてありますが、99となる見込みでございます。これは災害がなかった場合の人数743人の中の13.2%ということでありまして、これからも魅力ある学校に努めてまいりたいと思っております。

学校施設整備であります。4月1日には予定どおり開校式を開催できる見込みでございますので、議員の皆様にもご出席をお願いしたいと思っております。

学校エリア全体の完成は、プール及び前庭の整備完了が7月末と見込んでおり、それからその中で笑育とか、花まる学習会とか、思考力授業についても引き続き実施をしてまいりたいと思っておりますし、本や新聞に触れる読育、食育などにも力を入れていきたいと思



っています。

それから、土曜授業も組み入れた学力の向上、キャリア教育、ふるさと学習なども充実をしていきたいと思っております。

生涯学習ですが、8月12日にスポーツ公園全体のフルオープンのイベントを実施したいと考えております。

次に、子供たちの体験学習ですが、先ほどあちこちの応援の事業は少なくなる、やめるということではありますが、村独自の沖縄までの旅や未来への翼などは引き続きやっていきたいと思っているところでありますが、常に全国からの支援に感謝する心を持って参加をしてほしいなと思っているところであります。

スポーツ公園が完成する予定でありますので、それらを利用していろいろな事業をやりたいと、あるいは応援するメンバーをつくっていききたいと、このように考えているところであります。

それでは、次に財政運営について申し上げたいと思っております。

平成30年度の一般会計当初予算は、事業の必要性、緊急性、費用対効果なども考えまして、事業の効率化と経費の節減に努め調製をしたところでございます。

震災後7回目となる平成30年度の当初予算は、限りある財源の中で引き続き規律ある財政運営堅持を念頭に入れているというところであります。将来的な人口減少を見据えつつ、帰村を円滑に進め、村民が復興を実感できるようにも考えております。一言で言えば「将来を見据えながらタイミングを逃さず、スピード感をもって復興施策を展開する」との方針のもと予算編成をしたところでございます。

それでは、提出した議案についての概要を説明申し上げます。

議案第4号は、平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）でございます。

既定予算総額から23億2,913万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額を206億232万8,000円としたところでございます。

歳出の主なものは、総務管理費からは4億5,917万8,000円の減、社会福祉費からは6,642万7,000円の減、児童福祉費から3,683万7,000円の減、保健衛生費から8,004万3,000円の減、農業費から10億9,268万8,000円の減、商工費から4億6,629万円の減、道路橋梁費から6,751万3,000円の減、そして教育費の教育総務費に8,999万4,000円の増を計上したところでございます。

歳入では、事業費の確定に伴いまして補助金などにも増減がありましたので、国・県支出金など必要な補正を行っております。あわせて繰越明許費の設定及び地方債に係る限度額の変更も行っているところでございます。

議案第5号から議案第9号までは、平成29年度の各特別会計の整理予算であります。

議案第10号は、平成30年度飯舘村一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を95億4,700万円としたところであります。これは前年度に比べ116億8,800万円、率にして55.0%の減となります。震災前の平成22年度当初予算、41億4,510万円と比較をして2.3倍となっているわけです。歳出予算総額のうち震災前になかった復旧・復興の対応に係る事業費は約58億7,400万円で歳出予算総額の61.5%がいわゆ

る復興・復旧のための予算だということであります。

それでは、平成30年度の重点事業について申し上げます。

前に申しました最重点事業の移住・定住、交流事業であります。移住者向け分譲地の整備に3,800万円、同じく住居取得支援に1,300万円、新規就農活動支援に600万円、新規就農者次世代営農者育成に576万9,000円、その他教育支援なども含めて総額約1億4,600万円を充てているところであります。

次に、復興計画に沿った各種事業であります。基本方針の1つ目であります「生命(いのち)をまもる」という予算では、総合健診事業に5,070万5,000円、予防接種事業に2,683万8,000円、放射線相談支援事業に2,173万2,000円、仮設住宅などの健康づくり事業に305万2,000円などを充てています。

それから、基本方針の2つ目の「子どもたちの未来をつくる」というような予算では、学校等再開整備事業に8,138万8,000円、スポーツ公園整備事業に1億1,106万8,000円、スクールバス運行事業に1億3,478万8,000円、仮設校舎等の解体整備事業に1億7,841万9,000円、それから未来への翼など子供の事業などに、2,594万円であります。

それから、「人と人がつながる」という基本方針、3つ目の予算には、行政区交付金、地域づくり推進に2,616万2,000円、パークゴルフ場整備に2億4,677万9,000円、それからタブレット、スマートフォンによる行政情報提供事業に4,583万5,000円、おかえりなさい補助金に4,003万円、道の駅指定管理費貸付金に7,286万8,000円。

基本方針4の「原子力災害をのりこえる」というところでは、農業基盤整備促進事業に8億2,694万2,000円、桶地内団地整備に4億8,796万円、防犯対策事業に2億7,248万1,000円、昇口舗装に2億2,235万6,000円であります。いちばん館改修事業に9,910万円、森林道路整備事業に8,282万8,000円、長泥地区の復興再生整備拠点に2,634万2,000円であります。

最後の基本方針5の「までいブランド再生」ということでは、営農再開支援事業に5億7,237万7,000円、繁殖和牛個体管理システム実証事業に3,800万7,000円、農業商工業の再開に係る村の上乗せ事業補助に2,827万1,000円。

以上が復興計画の5つの基本方針に沿った主な事業であります。

次に、歳入であります。

地方交付税は、23億3,284万6,000円で、前年度から46.5%の減です。各種復興事業の財源として、災害復興特別交付税6億8,284万6,000円を充当しております。

次に、村債ですが、2億6,840万円で、前年度あたりはほとんど復興予算でやっていたが、今回村債を2億6,000万円ほどということで前年度に比べ58.2%の増であります。

次に、自主財源は30億8,932万4,000円で、前年度に比べ43億4,477万7,000円、率にして58.4%の減であります。これは国・県支出金を一旦積み立てて使用するという帰還環境整備交付金基金とか、公共施設等の整備基金、あるいはまでい復興基金、避難地域復興拠点推進交付金基金などの基金からの繰入金44億658万3,000円が減ったことなどによるということであります。

議案第11号は、平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計予算であります。

歳入歳出総額をそれぞれ9億7,064万3,000円といたしました。前年度に比べ20.9%の減であります。

議案第12号は、平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出総額をそれぞれ1億1,308万9,000円といたしました。前年度に比べ8.1%の減です。

議案第13号は、平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算であります。

3億3,044万1,000円といたし、前年度に比べ12.7%の減であります。

議案第14号は、平成30年度飯舘村介護保険特別会計予算であります。

事業勘定及びサービス事業勘定を合わせて歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,754万1,000円といたしました。前年度に比べ4.7%の増であります。

議案第15号は、飯舘村後期高齢者医療特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,135万7,000円といたして、前年度に比べて6.4%の増であります。

議案第16号は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例です。

この条例は、法令の改正に伴いまして職員の任免、職員数、給与等について、その公表が義務づけられたことから新たに条例を定めるものであります。

議案第17号は、飯舘村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例であります。

この条例は、法令の改正によりまして新たに条例を定めるものであります。

議案第18号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、農業委員会に関する法令が改正されましたことから新制度に対応するために所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、職員の特殊勤務手当の支給対象について、認定こども園の保育士を加える改正を行うものであります。

議案第20号は、飯舘村使用料条例の一部を改正する条例です。

これは、飯舘スポーツ公園の整備により追加、変更となった施設について使用料を定めるものであります。

議案第21号は、飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

この改正は、いわゆる国民健康保険の制度改定に対応するため行うものであります。

議案第22号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例。

介護保険事業計画に基づき介護保険料等の改正を行うものであります。

議案第23号は、飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、国において当該サービスにかかわる基準が改正されたことから改正するものでございます。

議案第24号は、飯舘村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これも国において基準が改正されたことから所要の改定を行うものであります。

議案第25号は、飯舘村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でありまして、これも全く国の基準が変わったことによるものであります。

議案第26号は、飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは、飯舘スポーツ公園の施設に追加、変更が生じたために所要の改定を行うものであります。

議案第27号は、飯舘村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

スポーツ公園の整備に伴って必要な改正であります。

議案第28号は、飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例であります。

国の帰還環境整備事業の期間が、平成32年度末まで延長されたために条例の失効期限を3年間延長するものであります。

議案第29号は、飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例を廃止する条例であります。

当該基金を財源とする事業が今年度をもって終了することから基金を廃止するものであります。

議案第30号は、飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について。議案第31号は、飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について。第32号は、飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について。

これらの3議案はいずれも宿泊体験館きこりの指定管理者を定めるものでありまして、期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間とするものであります。

議案第33号は、大倉辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

これは、平成30年度に村道小滝大倉線の整備を計画しておりまして、この財源として辺地債を充てることとしているために所要の計画を定めるものであります。

以上が今定例議会に提出いたしました議案の概要であります。それでは、どうぞよろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案議案の説明とさせていただきます。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時02分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時56分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（菅野新一君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。  
お諮りします。

議案第10号「平成30年度飯舘村一般会計予算」、議案第11号「平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第12号「平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第13号「平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第14号「平成30年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第15号「平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」、以上の6議案について、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。

よって、議案第10号から議案第15号までの6議案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。  
お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上8人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。

よって、ただいま指名しました8人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後0時00分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月5日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野新一

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 相良 弘



平成30年3月7日

平成30年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）





平成30年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成30年3月7日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成30年3月7日 午前10時00分				
	閉議	平成30年3月7日 午後 3時45分				
応（不応）及び 招議員並びに 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	1番 佐藤健太		2番 長正利一		3番 佐藤一郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 庄司伸也	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 会長	菅野宗夫	○	農業委員会 会長	石井秀徳	○
選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記 会長	愛澤伸一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年3月7日(水)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順1～4番)
- 日程第 3 陳情第1号審査報告



## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

3 月 5 日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に相良 弘委員、副委員長に佐藤一郎委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。3 月 5 日に総務文教常任委員会が平成 30 年陳情第 1 号審査並びに所管事務調査報告取りまとめ協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査報告取りまとめ等協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

次に、村長所信表明に係る追加質問通告は 3 名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。以上であります。

### ◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、1 番 佐藤健太君、2 番 長正利一君、3 番 佐藤一郎君を指名します。

### ◎日程第 2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7 番 佐藤八郎君。

7 番（佐藤八郎君） おはようございます。

平成 30 年第 2 回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

東京電力の起こした原発事故から間もなく 7 年目となる中で、加害者である国、東京電力は復興の名のもとに放射性物質による被ばくや災害が終わったかのようにしているが、事故前の飯館村の自然や人々の生活は取り戻されていないし、2011 年 3 月 11 日に総理大臣が発令した原子力緊急事態宣言もまだ解除されていません。

最近になって、原発事故に伴う健康問題にかかわった福島県放射線リスクアドバイザーの山下俊一氏が 2011 年 5 月 1 日の健康管理調査スキームについての打ち合わせの中で、国際的には最大の実験場という見方があると発言をし、広島や長崎よりも被ばく者数の多い福島事故のデータが国際機関などの研究者から熱い注目を集めていると話したのであります。そして、飯館村がモデル地区に指定されたのであります。

これまでの放射能被ばく被害の立証されている健康への影響は、甲状腺、白内障、視床体の疾患、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞、直腸・肛門の悪性腫瘍、手足先天性疾患、奇

形ですね。耳鼻咽喉機能障害、膝関節症、卵巣・子宮附属器の悪性腫瘍、早産や切迫早産などがありますが、白血病患者数も2014年より2015年は7倍とし、東北・関東で約80%、福島がトップであります。国際的な検証結果からしても年数を重ねるごとに健康被害症状が出てきますので、6年間放射能を浴びた体なので、これ以上被ばくしない自然環境づくりとさらなる徹底除染を進めながら、予防・検診・早期発見のための具体的施策と継続した生活支援並びに生活が安定するための生活保障が必要となっています。

避難解除要件も無視して、やりたい放題の国・県・東京電力と、加害者の牽引役をまるで果たしているような村長に対して、村民の多くの声、願い、不安や不満を村民の代弁者として9項目、18点について発言をいたします。

もうすぐ1年目となる避難解除ですが、解除要件はいまだ守られないままであります。原発事故についての原因調査も廃炉への道のりも遠く、汚染水を海に流し続け、放射能放出も続けている東京電力原子力発電所があります。

村民にとって、安全・安心の実態なのか。6年間の推移値やホットスポット対応、村全面積の約85%の未除染面積の取り組みを、施策や計画を示していただきたい。さらに、土壌線量調査の実態や計画もお示し願いたい。

さらに、人としてのインフラ整備とは何か。ぜひ飯舘村で住んでいくためのインフラ整備とは何かを村長に答えていただきたい。電気、ガス、水道、コンビニ、診療所、銀行、郵便局、自動車店や食堂など、1店や2店あることがインフラ整備ができた、ということになるのかどうか。これまでの実態の推移と生活環境の整備の施策計画を伺います。

村民との合意、協議の上にと避難解除をしたが、村民生活の実態内容と帰村推進の施策、計画を示していただきたい。

いかなるときも、どなたにも差別することは許されないのが行政であります。まして、村長独占の行政でないの、行政執行の公平性を厳守すべきであります。この6年の総括をし、幼・小・中、児童の差別はやめるべきであります。

原発事故さえなかったら、もっと生きられた村民がたくさんいたし、自殺や孤独死もなくてもよかったですと考えます。人々の終末形態において、村が死亡の因果関係を決定して不受給とするのは間違いであります。件数、実態として受給された理由と受給されない理由を明確に村民に示すべきでありますし、全ての死亡者が原発事故による避難やらストレスやいろいろな問題を抱えて早死にをしたのでありますから、因果関係はあるというふうには、村長は住民の代表として、全ての人が受給するような弔慰金制度にするべきであります。

危険で住めない地域として避難してから取り組まれた全ての事業において、各家庭の事情によって締め切りに間に合わなかった方々がいます。国・県予算なので、申し込まない、おくれたから悪い扱いではなく、村民にしっかり寄り添って、村民分断でなく、同じ村民として要望に応えるべきであります。

原発事故前の原状回復が不可能なのですから、損害賠償や精神的慰謝料を加害者の都合で終わりとすべきではありません。生活や生業が村民一人一人の再生となるような具体的な補償や助成を示していただきたい。

原発から30から50キロメートルにある私たちが避難したのは放射性物質が村全体に大空から拡散したことで被ばくしたのです。予防検査や健診、治療など医療費無料化継続が必要であります。具体的な施策、計画を示すべきであります。

村でわかるように、医者にかかる村民は一つの科のみの方は少ないように聞いております。今の村内の医療のあり方は不安とストレスとなっていますので、早期医療充実を図るべきであります。

600名近い高齢者多数の帰村者となっていますので、移動における足の確保への支援をしないと、買い物、病院、人的交流推進のためにも、例えばバス、ワゴン、タクシーなどを組み合わせた支援を早急にすべきであります。

原発事故前と比較して変更した村民・財産がありますので、実態に基づく課税とするため、土地の地目変更や使用不能農地減免の実施と申請など手続の簡素化、支援をすべきであります。今の制度の中でできないとするのではなくて、この千年に一度とも言われるこういう状況のもとですから、まして総理が原子力緊急事態宣言をしている中でありますから、当然、こういう村民の思いに応えるべく改善を図るべきだというふうに思います。施策計画をこのことについても、わかりやすく周知すべきであります。

放射性物質は見えない、におわないので、加害者側からすれば、いいように基準を上げたり、土壌汚染物もいいように8,000ベクレルまでも上げて利用しようという流れでございませうけれども、被ばくを防止するためにも、村内外の訪問者が村全体がすぐわかるような放射線量分布図を発行したり、国が法律で決めている年間1ミリシーベルト以上の場所がわかるような施策を示すべきであります。帰村するための不安となっている放射性物質、汚染物の実態数と分布図を示すとともに、今後における移動、処理を具体的に示すべきであります。

人として生きる限り、一人当たり公的借金がありますが、国・県・村としての1人当たり借金額と今後プラス見通し額は幾らになるのか。さらに、このたびこの名のもとに箱物施設をふやしていますが、現発事故前と事故後での箱物経費と借金返済予算を伺っておきます。自主財源と国・県からの収入見込みはどうか。村民は、負担に対して不安や不満、わからないとしていますので、理解できるわかりやすい財政書を公表すべきであります。

事故前には3拠点整備していますが、現在は深谷、そして、これから長泥のようですが、地権者の方から、「土地を売るときの図面と現状は違っている」。買うために村は実際と違う図面を示してだましたという思いを地権者は持っています。買うために村は騙したのか。経過と実態を示しながら、どのような対応をされるのか、伺います。

私も途中までは地権者でありましたけれども、途中から地権者でなくなったので、会議一切、案内もいただけなかったもので、この辺はどのようになって現在に至っているのか、伺うものであります。

避難解除とされたことから、帰還を望む村民への支援はあるが、望まない村民への支援はどうされるのか。村長が提案理由で挙げたことであります。村長は前から「一人一人に寄り添った」と、言葉では言うが、今でもマスコミ発表ありき、国言いなりに、アドバイザー

一頼りが基本であり、寄り添う相手が村民ではないように私は思えてなりませんけれども、その辺は、「村民に寄り添う」という言葉は、村長の言う言葉は、相手は村民ではないのかどうか。

将来設計構築への支援とは、具体的には何をされるのか。そして、避難者の安心・安全の確保とは、具体的にどんなことなのか。村民も解除後は長泥地区以外は自主避難者という立場に今いるわけであります。原状回復とならない中でのむらづくり、再生であります。村民を信頼し、職員を信頼し、村民の声、願いに素直に応え、村民とともに歩むことを強く求めて、発言、提案とします。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

多岐にわたっておりますが、まず、避難解除についての質問がありますが、その中の3つある中の2点と3点目が関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、2番目の憲法上のインフラ整備についてというご質問がありましたが、憲法上では、第25条第1項に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書かれているわけであります。そのような生活を営むことができる環境が議員のご質問のインフラ整備であろうというふうに思っております。

一方、避難指示解除に当たっては、国が3つの要件を定めているようであります。1つ目に、空間線量率で推定された年間積算線量が年間20ミリシーベルト以下になることが確実であること。そして、2つ目は、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること。さらに、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進むこと。そして、3つ目に、県、市町村、住民との十分な協議ということであるようであります。

避難指示解除時に当たってのインフラ整備につきましては、山林を除いた除染が、いろいろ課題はありますが、一応完了ということ。さらに、いいたてクリニックの再開、災害公営住宅の整備、上下水道、深井戸掘り、住宅の新築・リフォームなどの住まいの整備、コンビニの仮設店舗のオープン、営農再開、商工業の再開など一定程度の生活インフラの見通しが立ったこととあります。

さらには、各方部別住民懇談会での意見交換、議会での合意などによって避難指示が解除されたものでありまして、村が一方向的に解除を要求したものではありません。また、避難指示解除時点において、議員がおっしゃられるインフラ整備の要件全てが満たされているわけではないというのはわかりますが、引き続き、残された課題について解決をしていくと、こういうことではないかなと思っております。

それから、避難指示解除についての3つ目の質問であります。村は、国や東京電力株式会社の言いなりになって進めているのではないかと、こういうこととありますが、全くそんなようなことはありません。まず、除染については重要案件である。一丁目一番地だと、こういう話をしてきました。国に対しては除染の徹底を強く求めてきたところとあります。イグネの伐採その他、なかなかほかではできないようなところもこちらの要求としてやってきたということとあります。また、里山除染などの残る課題についても、引き続き、現在要望しているわけでありますが、環境省において、最大限、村、村民の意向を酌

んで除染を実施をしていただいたなど、このように思っております。ただ、課題はまだあるということでもあります。

また、帰村促進のための各種施策の実施であります。復興拠点の道の駅あるいは交流センター、住宅建設、昇口舗装、宿泊体験館きこりの改修、そして、今、学校、スポーツ公園などの帰還に必要なハード整備のほか、甲状腺検査や内部被ばく検査にかかわる費用、あるいは放射線のモニタリングのため、今、飯館村には150近くの誰でも見られるモニタリングがありますけれども、そういうものの費用、防犯見守り隊、依然、400人の雇用を守りながら村民に回っていただいた、そういうものの費用、一時帰宅のための「いつき帰宅バス」の運営費用、ソフト事業実施のための許認可や復興財源の活用などにつましても、国や県との必死のやりとりの中で、できるだけ村民や村にとって有利に活用できるよう求めたり、あるいは認めさせてきたところでもありますので、ご理解をください。

さらに、行政区、自治会、方部ごとに説明会、懇談会、他の自治体よりも2倍、3倍やってきたつもりでありますし、村内の線量の推移や、その時点で環境整備の進みぐあいなどを明らかにしながら、村民の意見を聞き、理解を得るように努めてきたところであります。

国や東京電力株式会社の言いなりで解除を進めてきたものではありませんので、ご理解を願いたいと思います。

また、今後の帰村推進については、農業基盤整備が必要でありますし、在宅介護などの身近な問題などもありますし、新たな移住・定住者の呼び込みとか、帰還困難区域の復興の拠点整備をどうするかなどなど、あるいは一般の生活環境の整備など、常に課題はあるわけではありますが、村民の立場に立って計画を立てながら進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

行政執行の公平性についてということで、4点がありますが、前の2点のほうはそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきながら、後ろの2点についてのお答えをさせていただきたいと思います。

村は、今まで取り組んできた事業の実施に当たっては、広報、ホームページ、チラシ、ダイレクトメールなどを通じて、村民に広く制度の周知を行いながら、進めてまいったところであります。また、重要と思われる事業については、連続で広報紙に載せるなどしながら、漏れのないよう村民にお知らせをしてきたところでございます。

その中であって、その後の事業実施のスケジュールや予算執行の都合、あるいは国・県・事業者等の関係機関との連携、調整の中でどうしても期限を設けて実施せざるを得ない事業もあるわけがあります。そのような場合でも、原則、締め切り期間を過ぎた場合の受け付けはできないこととしておりましたが、著しく村民が不利益を被る際などには、可能な限り柔軟な対応をしてきたところでありますし、例えば、家屋の解体事業などは、できるだけ多くの村民が事業を活用できるよう、環境省に何度もお願いし、これまで三度も申し込みの期間を更新してきたところであります。地上デジタル放送の再送信事業も、一旦締め切った申し込みを帰村する村民の利便性を考慮し、再度、申し込みを開始したこと。さらに、同じく地上デジタル放送を受信する機器を再設置する際に、住まいのリフォーム、



改築などの時期によっては賠償との関係で村民負担に差が出ることから、村独自に費用を補助する制度もつくったところがございます。

このように、村ではできるだけ、村民等しく制度を利用できるよう取り計らってきたところではありますが、どうしても、国・県、あるいはその他の相手があつてのこととございます。また、財源的に終期を設けなければならないという事業もありますので、その辺、ぜひご理解をお願いしたいと思っております。

4点目のこととありますが、損害賠償等についてということとあります。まず、損害賠償については、原発事故により全村避難を強いられた村民のため、原発事故がなかったらこうむることのなかった損害を可能な限り賠償させることであると思っておりますし、原子力災害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいた賠償が行われているところとあります。

村は、これまで村民のために多くの賠償を得られるよう国、そして東電と交渉して、帰還困難区域以外の住居確保損害賠償の拡大、牧草地を畑の価格での賠償、あるいは村民生活が安定するよう、有利な賠償が受けられるようにしたり、あるいはそれぞれの地区の公民館もそれぞれの行政区のほうに賠償とするようにしたり、その他、数多く、少しでも村民のためにということで、場合によってはほかの自治体がやっていないようなことまでやってきているということとあります。

次に、生活、生業が村民一人一人の再生となる支援については、村では、国に対し、賠償後の生活支援制度を早く国の責任でやるべきでないかというのは何年も前から言ってきたところとありますが、今般、農業版として復興加速化交付金で4分の3の補助事業というものが制度化されています。約50戸の農家が今手を挙げて、花卉や園芸作物、畜産などに取り組んでいる。さらに、村では、いろいろ財源を少しでもためて、村民のために、国・県がなかなかできないところを村でやっぱりやるべきだろうということで、陽はまた昇る基金というものをつくって、高齢者、農業者向けには農による生きがい再生事業ということで、2分の1の補助とありますが、50万円を限度に出す。あるいは県の福島県原子力被災12市町村農業者支援事業、あるいは商業の75%に5%を上積みをして補助を取り組んでいる、そういうこともやっているわけとあります。さらに、事業所向けにも今申しましたようないわゆる4分の3について5%の上積み補助などを取り組み、高齢者、農業者、商工業者などに積極的に頑張ってもらえるように支援をしているところとあります。

今後も、これが全てではありませんけれども、帰村された村民の方でいろいろしっかりやろうという方々には、村として積極的に支援をしてまいりたいとこのように思っているところとあります。

他の質問は、それぞれ副村長以下、担当からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の1の1点目の放射線量値と土壌線量調査について、お答えいたします。

まず、放射線量の6年間の推移と実態とありますが、村では20行政区の農地及び宅地の放射線量を平成23年4月より村独自で測定をしております。平成23年4月21日の1時間当

たりの線量の平均値は、農地で7.63マイクロシーベルト、宅地では7.21マイクロシーベルトでありましたが、除染や自然減衰等で、積雪のない平成29年12月19日では、農地で0.44マイクロシーベルト、宅地で0.37マイクロシーベルトまでに減少をしております。減少率では、農地で94.2%、宅地で94.9%となっております。

次に、未除染面積への取り組みと施策、計画であります。森林においては、ご存じのとおり、宅地等の林縁部から20メートルの範囲まで除染をしておりますが、林縁部から20メートル以遠の対応として、今年度より、里山再生モデル事業として、安心・安全に向けた環境づくりのため、森林全体の放射線量の低減の効果検証を復興庁、環境省、林野庁、福島県の連携で実証事業として村民の森あいの沢において実施をしております。村といたしましては、この事業により里山再生を図るための知見、手法が整理され、里山再生の取り組みにつながることで、里山内の放射線量低減を期待しているところでございます。

河川については、国の交付金を財源として、村が事業主体となり、今年度、県管理の2級河川の除草、草刈り等を実施し、土砂撤去は村管理の普通河川の一部を実施しました。また、来年度においても村管理の普通河川の一部の土砂撤去を計画しているところであります。

ため池については、国の交付金を財源として、ため池の底質土除去対応ができる制度になっておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、土壌濃度調査であります。村は、平成24年1月より独自調査として村内47カ所を基準点とした水田、畑の農地において土壌放射能濃度調査を実施しております。その実態であります。採取した土壌を乾燥させた平均値で、平成24年1月ではキログラム当たり9,602ベクレルでありましたが、平成29年11月ではキログラム当たり1,779ベクレルで、減少率が81.5%となっております。今後も村が定めた基準点の農地において、土壌放射能濃度調査を継続してまいります。

続きまして、ご質問6の放射線量の全体分布図の2点について、関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の放射線量分布図の発行についてですが、村では、平成28年度から村内の道路、農地、宅地等の空間線量を歩行により測定し、50メートルメッシュにより村内地図に落とし込み、村内放射線量マップとして作成をしております。本年度も作成しておりますが、昨年度同様、このマップについては全戸配布をするとともに、役場窓口配置をして、村民はもちろん、訪問者にもごらんいただき、村全体の放射線量の分布がわかるようにしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の放射性物質汚染物の実態及び今後についてであります。除染工事から発生した除染廃棄物が入ったフレコンバックの発生総数は、草木等の可燃物が78万袋、除去土壌の不燃物が172万袋、合わせて約250万袋であります。可燃物約18万袋を蕨平減容化施設へ、また、不燃物2万8,000袋を中間貯蔵施設へ搬出し、現在、可燃物が59万袋、不燃物が170万袋、合わせて約228万袋のフレコンバックを仮置き場等で一時保管をしております。

国の中間貯蔵施設の搬出計画については、平成28年3月に中間貯蔵施設に係る当面5年

間の見通しを公表しており、平成32年度までに除去土壌の予想発生量2,200万立米のうち、56%程度の1,250万立米を中間貯蔵施設に搬入できる計画を立てております。

村においては、平成30年度に約15万袋を搬出する計画となり、次年度以降、搬出量は中間貯蔵施設用地の確保状況により決定されます。

一方、長泥地区において平成30年度以降、環境省事業として環境再生事業に取り組むこととなります。この事業により村内にある除去土壌の再生利用を図ることから、村内の仮置き場等にあるフレコンバックの早期搬出が進むものと考えております。

村としては、村内に除去土壌等があることで不安を感じている村民の声を聞いておりますので、今後も国に対し早期搬出を求めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、2点目の子供たちへの支援内容についてのご質問にお答えをいたします。

現在、村の幼稚園、小学校、中学校に通う児童生徒の数は、震災がなければ本来通っていたであろう児童生徒の21.7%に当たる139人となっております。

ご質問の支援についてであります。国のメニューとして被災児童生徒等就学支援事業があり、村もこの事業を活用しております。村の小学校、中学校につきましては、教材費、活動費に加え、給食費、交通費、部活動のバス代などを村が全額負担しております。村としましては、避難中、村の幼・小・中学校に通っていただいているお子さんに対しては、国の制度の中で最大限の支援を行っているところですが、他の自治体の学校等に通う児童生徒につきましては、各自治体の取り組みにより差異があるようであります。また、助成金を受けることで、転校先の子供たちとの差を気にされる保護者はあえて申請されない方もいるようですが、個々の差異までは把握しておりませんので、ご了承をお願いいたします。

幼稚園の保育料につきましては、村内、村外の幼稚園を問わず、同制度を利用して支援しておりますし、村の幼稚園に通うお子さんにつきましては、国の支援を越える金額に加え、教材費や活動費、給食費などにつきましても保護者の負担が生じないよう、村が支援しております。

なお、支援事業の案内やイベント、検証事業につきましては、村内外を問わず、全ての児童生徒に対しまして広報紙ほか郵便等で案内文書を発送し、参加の機会の差がないように、努めております。

以上であります。

健康福祉課長（齊藤修一君） 私からは、質問2、行政執行の公平性についての2点目であります弔慰金支払いについての公平性との質問にお答えさせていただきます。

さきの12月定例議会の一般質問でもお答えさせていただいておりますように、村においても、平成23年に災害弔慰金審査委員会を設置いたしまして、申請のあった方について死亡と震災との直接の因関係があるのかどうかを審査いただいております。これにつきましては、市町村によりまして現発事故からの避難の時期や過程、死亡の要因など、内容についてもさまざまであることから、市町村ごとの認定率に幅があることはご承知のとおりで

あります。

審査委員会では、当初からの一定の審査基準を維持し、震災との因果関連について避難の状況などさまざまな角度から議論し、結論を出していただいているところでございます。震災から7年となる現在、震災と死亡との因果関係を証明することがますます難しくなっていることは事実ではありますが、村といたしましては、当初からの一定の審査基準を維持し、審査を行っていただくことが最も大切なことであり、それが村民の公平性、平等性の確保につながるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、災害関連死の認定状況についてでございますが、平成30年2月末現在で、申請件数が106件で、直接死1件、災害関連死と認定された方々が42件、災害障害見舞金に該当された方が1件、災害関連死とは認定されなかった方が62件でございます。

続きまして、質問3の健康な生活保障についての1点目の放射能被ばく被害と予防検査、健診、治療など医療費無料化継続が必要とのご質問にお答えさせていただきます。

以前の一般質問にもお答えさせていただいておりますように、福島県立医科大学放射線医学健康管理センター等の見解によりますと、甲状腺検査等の検査を実施している範囲においては放射線の影響による健康被害は考えにくいとの知見を出しております。しかし、放射線の影響を見るためには長期間の経過を見守る必要があるということにしていることなどから、今後につきましても、今までどおり、内部被ばく検査や甲状腺検査の体制を整え、切れ目なく、毎年実施できるようにしてまいりたいと思っております。

さらに、村が実施する検査項目に加えまして、県が白血球分核等の検査項目を上乗せして実施しておりますが、今後にもつましても、長期にわたり継続して検査できる体制を維持し、年に一度の健康チェックの機会として、さまざまな機会に受診の呼びかけをし、安心・安全が確保できるようしっかりと対応してまいります。

また、村としても引き続き各種疾病に対する予防、健診事業に取り組み、疑わしい結果が見られた場合には、速やかに医療機関での受診を勧奨してまいりますとともに、放射線被ばくの影響を観察するため、引き続き甲状腺検査、ホールボディー検査を行ってまいります。

なお、医療費の無料化継続につきましては、村単独の事業としては財政的に大変難しいので、引き続き、国・県に継続の要望をしております。

続きまして、2点目の村内での医療充実のために医師と薬品をできるだけ常時に村民対応できるようにすべきであることのご質問にお答えさせていただきます。

現在、村は、県の保健福祉部の主催によります双葉8町村といわき市で構成しております双葉郡を中心とした避難地域等の地域医療復興のための双葉郡等避難提供体制検討会に昨年より南相馬市、川俣町、田村市とともに参加をしているところであります。加えまして、この検討会には、県、市町村のほか、復興庁、厚労省、県立医大、医師会などが参加しております。

再開医療機関等の経営安定化や各種支援策などを検討しており、議員のご質問にありますように、南相馬市の小高区には、内科医院が再開され、調剤薬局が新規に開設されておりまして、7月には歯科医院が再開の予定であります。また、広野町においては高野病院

を初め内科、歯科医院や薬局と訪問看護ステーションなどが開かれております。

村としても、今後の村民の帰村と生活状況を調査しながら、クリニックの診療体制の充実を図ってまいります。さらに、さきの定例会でも申し上げましたが、村内での調剤薬局の開設について、県及び薬剤師会など関係者による避難地域薬局再開薬剤師確保支援事業により協議会を設置しながら早期の開設について協議中であります。

以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、ご質問の4、高齢者の生活支援についてお答えをいたします。

現在、高齢者の交通手段の確保につきましては、災害前から村民同士の相互扶助の仕組みで行っております助け合い事業及び昨年開設しましたサポートセンターへの送迎サービスをある程度柔軟に利用することで一定の利便性の確保に努めております。しかし、これだけでは不十分であり、何か別の対策が必要であることは村も認識をしているところでございます。議員からは「庭先公営タクシー」とのご提案であります。以前、デマンド交通への取り組みを行いました。費用対効果の面で採算が難しいということで取りやめた経過もございます。もっと経費が割安で柔軟に運行できる仕組みがとれないものかどうか、国・県などとも協議しながら検討してまいりたいと思います。

住民課長（細川 亨君） 私からは、5番の村民財産の税の軽減化についてのご質問にお答えいたします。

まず、土地の地目については、法務局でそれぞれ個人が司法書士等に依頼し、登記手続を行うこととなります。ただし、農地については農地法の関係もあり、現況が明らかに山林化していない限り、非農地として取り扱うことはできません。山林化している場合は、農業委員会に非農地証明の申請をし、農業委員会が現地を確認し、非農地として認められれば非農地証明が交付され、非農地として地目変更登記が可能となります。

なお、固定資産税の課税については、原則、現況課税となっており、農地であっても、前述したように、山林化していれば山林として課税することになりますし、また、地目が山林であっても、造成し住宅が建っていれば宅地として課税することになります。いずれにいたしましても、このような事案がありましたら、役場税務係、もしくは農業委員会にご相談いただければ対応いたします。

私からは以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは7点目の財政問題、そして、追加質問の1点目の深谷復興拠点の整備について、お答えをいたします。

まず、財政問題であります。地方債残高についてですが、平成29年度末で約38億7,000万円、村民1人当たり約64万円というふうになります。平成33年度末の残高は、予想残高でありますけれども、約31億5,000万円でありまして、村民の数を平成33年に2,400人と想定しますと、1人当たり約131万円というふうになる見込みであります。

なお、現在、地方債の借入れについては、元利償還金の70%から80%という高率の交付税措置にされる過疎債、そして辺地債ということで、国による財政支援が伴うものの借入れがほとんどでありまして、これらの算入される部分を除きますと、平成33年度末で

約4億6,000万円、1人あたりにしますと19万2,000円ということになります。

次に、村公共施設の維持管理経費ですが、震災前の平成22年度決算額でおよそ2億円という費用でありました。復興事業によりさまざまな施設を整備をしておりますが、村の公共施設全体で約2億2,000万円の維持管理経費を要すると試算をしております。2,000万円の増にとどまっている理由としましては、幼稚園の2つですね、小学校が3つ、これは閉所といいますか、使われないままになっておりますので、それらの維持管理経費が経費として除かれますので、約2,000万円程度の増にとどまっているということでもあります。

地方債の償還に係る費用である公債費、借金の返済額ですが、平成30年度予算では約3億9,600万円であります。震災前の平成22年度が5億7,000万円ですので、約2億円減少しております。これは震災後多くの施設整備をしまいましたが、高率補助、ほとんど村の一般財源を使わないで施設が整備をできたものですから、借金、地方債の借入れをしなくて済んだということでもあります。

次に、歳入の見通しですが、自主財源の柱となっております普通交付税であります。平成30年度予算で16億円を計上しております。平成32年度までは、ほぼ同水準で交付される見込みであります。復興創生期間中である平成32年度までは、普通交付税の特例あるいは国の震災復興に係る補助事業、さらには震災復興特交、特別交付税ですね。継続される見通しとなっておりますが、平成32年度以降については、今のところ、国の動向が不透明となっております。現在、県及び被災自治体12市町村あるわけですが、それぞれ連携、協力しながら平成33年度分以降の財源確保に向けて取り組みを始めておりますが、以前から要望もしてきたところであります。

なお、今後とも健全財政の維持に努めてまいります。

次に、村民への予算の周知方法です。

平成11年度より、村民向けの予算書、現在は「までいなみんなの予算書」ということで、できるだけわかりやすくして配布をしているところであります。掲載内容については、主な事業の事業内容説明に加え、歳出予算額とその財源である国・県からの補助金、そして、村の自己負担である一般財源などを記載をしながらわかりやすい予算書を村民に配っているところであります。

さらに、予算書の後段に、参考資料ということで、毎年の村予算額の推移、あるいは収入の内容、村の借金の残高、さらにはその推移、村の貯金、財政調整基金ですね。あるいは財政力指数、財政の力を示す指数。職員数の推移、貯金の使い道など、事細かく予算の説明資料として配布をしておりますので、ある程度読んでいただければ理解できることになるのかなと思っております。

なお、今後、議員よりご提案いただいております震災前後の公共施設の維持管理費の対比、今後の借金返済の見通しなどについても、村民の皆さんに理解できるような資料をつくって、お知らせできればなと思っております。

次に、追加質問の深谷拠点の整備についてであります。

深谷復興拠点整備につきましては、拠点の構想がおおむねまとまった平成26年度から当該整備予定地の地権者を対象とした地権者会議等を開催し、その中で土地利用構想図ある

いはスケジュール等をお示しをしながら村の考えを説明をしてきているところであり  
ます。会議は、平成26年度には、5月、6月、7月、12月の計4回、計画の進捗にあせて地  
権者会議を開催しているほか、2月には深谷地区全体会議の開催をし、地権者など含め深  
谷地区の住民の皆さんのほうへの説明も行っているところでもあります。

また、平成27年度には、12月に地権者等会議を開催し、土地利用の構想、直近の手續の  
状況、工事関係の進捗状況、用排水路の計画などについて報告・説明を行っているところ  
であります。

さらに、平成27年12月の会議資料については、会議に出席できなかった方々にも現在の  
状況をお伝えするため、それぞれ対象者に対し会議資料を送付し情報の伝達を図ってきた  
ところでもあります。

また、実際の売買契約においては、契約締結の前段に役場担当者が地権者をそれぞれ訪  
問し、地権者それぞれに確認をしながら売買に同意をいただいた地権者から順次契約を締  
結いたしましたので、ご納得の上での売買契約であったと認識をしております。

なお、契約締結に要した期間は、平成27年4月から平成28年3月までであり、最終的に  
は、売買契約については議会の議決が必要ですので、議会の承認をいただき契約を締結し  
たところでもあります。

復興拠点の設備につきましては、村として非常に大規模かつ長期間の工事でありまして、  
一度に全ての工事が実施できませんで、今なお整備工事が継続をしております。その間、  
村民及び村を取り巻く情勢も変化してきておりまして、拠点整備も一部計画変更せざるを  
得ない状況が生じてまいりました。そのため、契約時点での土地利用構想図と必ずしも一  
致しない部分もありますが、村の復興のシンボルとしての拠点整備の考え方に変わりはい  
りません。今回、地権者の一部から問題提起されている件については、ご自宅を訪問し、  
問題とされている点について直接お話を伺うなどしながら、対応策を検討しておりますが、  
引き続き、丁寧にご説明を申し上げながら、ご理解いただけるように努めてまいりたいと  
考えております。

以上であります。

飯野支所長（高橋正文君） 私からは、追加質問でありました2の仮設住宅、みなし仮設住宅  
の供用期間対策について、3つのご質問ございましたが、関連がございますので、一括し  
てお答えさせていただきたいと思っております。

まず、帰還を望まない村民への支援でございます。

村は、昨年3月末をもちまして一部区域を除き避難指示が解除されました。ただ、村へ  
帰る人、帰らない方、しばらくは村外での生活を続ける人、また、将来の生活を決めかね  
ている人など、状況はさまざまでございます。村といたしましては、それぞれの皆さんの  
判断や考え方を尊重しつつ、帰還を望まない人に対しても自治会を通じた居住先コミュニ  
ティーの維持、また、広報紙の送付などによる情報提供などのつながりを継続する取り組  
みを今後も進めてまいります。

次に、一人一人に寄り添った将来設計の構築についてでございますが、現在、村では仮  
設住宅入居者に対する意向調査を行っております。また、県においても借上げ住宅入居者

への意向調査を実施してございます。その結果がまとも次第、特に、供用期間終了後のお住まいが未定の方に対しては、庁内横断的に情報を共有しながら、村営住宅のあっせんや新たな生活に対する相談等を受け付けるなど、個々の状況に応じた対応をとってまいりたいと考えております。

次に、避難者の安心・安全の確保についてでございますが、これまで同様、自治会及び管理人などによる見守り活動のほか、保健師や生活相談員による訪問の継続など、供用期間満了まで村民が安心して生活できる環境整備に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 何点か、再質問をいたします。

まず、除染について。

山林、ため池、他のもの約80%が未除染地域だというふうに、村全体に、誰が見ても明らかでありますけれども。これは平成30年度予算の中では、全体の何%、実施するなり、国がやろうというふうになっているのか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 全体予算の中のパーセンテージまではちょっと把握しておりませんが、事業としましては、まずは森林再生という部分で、今回の、平成29年度から福島森林再生事業を取り組むということで、今年度については全体計画をつくるということで動いております。平成30年度におきましては、それらに基づきまして、年度別計画、あとは実施に向けての同意書取得とか、そういう部分で一応森林再生の部分での事業を、まず一つ挙げております。

あと、そのほかに、里山再生という意味合いで、今、国のほう、復興庁なり、環境省、林野庁でやっておりますが、これは国直轄でやっておりますので、村の事業ではないということですが、それらを含め、また、村民みずからによります里山の手入れ関係、本年度モデル的に行っておりますが、来年度も希望する行政区があれば取り組んでいきたいということで予算を計上させていただいてございまして、120万円ほどの金額であろうかと思いますが、そのような形で負担金として上げているという状況でございます。

あと、ため池につきましては、答弁の中でお話をさせていただいたように、加速化交付金等による制度化はされている状況であります。また、実施に向けての検討、詳細調査等を今後してからということになりますので、平成30年度事業については計上していない状況であります。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） インフラ整備、村長、第25条を知っていらっしゃって安心しましたけれども、そのことが全然充実していないから、帰村しての不安や不満を、私、訪問を何十軒かしましたけれども、その方々は1時間近くもそういう不満と不安ばかりを言うんですけども、そういう実態は役場でどのように捉えていらっしゃるのか。

村長（菅野典雄君） いわゆる飯舘村がもともと避難前にあった状況にはなっていないというのは、これは誰も認めるところでありますし、村もそのとおりでなというふうに思っています。ですから、できるだけ近づくように、いろいろな事業や何か難しいながらも整えたりしているところであります。村民の声はいろいろな形で聞いています。特に今支所のほ



うでいろいろな人たちの意見を聞いて、これからどうするか、どんな課題があるかということですが、いわゆる一方で、一人一人が全てが環境を整えるという話にはやっぱりなりませんので、それぞれの中でやはり考えていただくと、こういうことではないかなというふうに思っています。

そのようなことで、声は全部上がってきておりますので、その中でやっているところがあります。

7番（佐藤八郎君） 上がっているなら、もう少し一人一人にきちんと言葉を言うように、寄り添っていただきたい。

3番目の避難解除の要件の同意があって、ほかにないぐらい村は努力して村民の合意を得たという話ですけれども、結果からして1割近くになったんですかね、帰村。そのことで、今後、どのような推進策を持っていらっしゃるのか。新聞とか報道では、外国への職員派遣とかいろいろあったようだけれども、もう少し、村民に根付いたことをやらないと。どうもマスコミに目立てばいい主義では、私はなかなか大変ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今も申しましたように、例えば店をやりたい、会社をやりたい。店をやるにしても、今まで6,000人なり通行客がいた中で何とかやってきたけれども、人口が減った中ではどうなんだろうな。あるいは企業もやっていこうと思ったけれども、残念ながら幾ら募集をしても来ない。そういうことでありますから、それぞれやっぱり一方だけの話だけではなくて、全体の中でやっぱりやっていくと、こういう形ではないのかなという気がします。

そういう中で、少なくとも、現在、500から600人帰っていただいているということと、もう一つは、いつも佐藤議員心配していただいているように、いわゆる影も形もおいもない放射能からの避難でありますので、それぞれ不安を持っているということでもあります。ですから、なかなか帰れないというのも頷けますし、それも仕方がないというふうに村では思っています。ただ、一人でも多く帰っていただくために、あらゆる事業や何かを見つめながら環境を整えていくと、こういうことでありまして、おいおい、だんだんふえていくのではないかなというふうに思っています。ですから、少なくとも村から1時間以内に大体避難先を考えていましたので、その人たちがたとえ周りに住んだとしても、行ったり来たりができる距離だと、このように思っていますので、固定観念でこうでなければならぬというふうになりますと、みんな大変になりますが、今置かれた状況の中で柔軟に考えながら、やはり、家族を大切に、家庭を大切に、親子、夫婦を大切にしていこうという、そういう思いでやっていけば、徐々に私は復興していくし、人口もふえていくだろうと、このように思っております。

7番（佐藤八郎君） 行政施行の公平性ですけれども、そうかどうかだけ教えてください。村外の児童、負担軽減は現状を把握していないので、何も支援しないということになりますか、具体的に給食費やらいろいろ。村内には全部完全無料化でしょう、制服まで含めて。

教育課長（村山宏行君） 小学校、中学校の児童生徒につきましては、村外者につきましては、避難先の自治体の制度、そちらのほうでカバーされるというふうに考えております。

7番（佐藤八郎君） カバーしてるから、村内の子供たちと同じく無料化で学業を始めるということになりますか。

村長（菅野典雄君） 避難している限り、村の子供ではありますが、できることとできないことがあります。今、村としては、例えば甲状腺の検査とか、あるいは内部被ばく、そういうものはどこに行こうと当分やってください、村のお金でと、こういうふうにやっておりますし、また子供たちも、いろいろな事業についてはできる限り皆さん方に、転校した子供たちにも声をかけてやっているわけでありまして。ただ、全てその人たちを無料にということになりますと、これは財政がパンクします。それぞれのところでいろいろな制度があるはずでありますから、自治体で、そこを最大限に使ってこれから頑張ってくださいと、こういうことではないかなというふうに思っております。

以上です。

7番（佐藤八郎君） それ以上にやると財政がパンクするから、それぞれでやっていただくというお話でしたので、差はつけていくということになりますね。

弔慰金の問題ですけれども、何回も私やっているのはなぜかという、基準がさまざまある。だとすれば、自治体によって、何で飯舘村は受給者が少ないのか。その受給される人と支給されない人の明確な条件なり、理由というのは何なんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 飯舘村は全村避難ということで、いわゆる大人も子供も避難をさせられたわけでありまして。しかし、今いろいろな条件が全て整っているわけではありませんけれども、ぼつら、ぼつらと村民が戻り、子供が学校に通うと、こういうことありますから、やっぱり、先人が汗と涙でやってきたふるさとを守っていくというのも行政の大切な仕事であります。まして、外に避難をしてそこに居を構えた方にとっても、今まで生活をした、あるいは頑張ってきたふるさがなくなっていくはずはありませんので、そのためには、少しでも村がこれから人口がふえていく、あるいは復興していくというところに力を入れていくというのは、私は理にかなっていると、このように思っております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 全然違う答弁されているけれども。

健康福祉課長（齊藤修一君） 弔慰金の問題でございますが、村は当初からさまざまな検討をした結果、弔慰金の審査等々につきましては、東北3県のうち、福島県につきましては各市町村の責任でと、ほか、岩手・宮城県につきましては県が主導で審査会を設置したというような経緯もございます。その中で、村としてもさまざまな検討をした結果、岩手県の審査会、そういったものの基準を用いようということで、それに基づきまして、あくまでも第三者の委員ということで審査を行いながら今までやってきたところでありますし、何よりも、今村長からもありましたように、村はほかの県内の被災町村と違いまして、全村避難という形もおくれた部分もあります。ただ、原因云々につきましては、あくまでも第三者委員会の中で統一した見解で今までも行っておりますし、これからもそれが変わることはないというふうにしてまいりたいと思っております。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 岩手に放射性物質は落ちましたけれども、放射能で避難した地域のもの

としないで、何で岩手を参考にして、結局、地震、津波より圧倒的に逆転した現象で低いという結果ができる……。この次、また質問しますけれども、きょうはやめます。先ほど時間をとられましたのでね。

健康の生活の問題で、前回に申し上げたように、山下俊一先生が飯舘に入って放射能大丈夫論を発信して、避難する直前まで避難しなくてもいいという講演をしていらした方です。その方が牛耳っている福島県民健康調査を基準にして飯舘村民の健康な体をどう守っていくのか、私非常に疑問を持っていますけれども。そして、日本甲状腺学会の会長をやっているから、山下氏は、そこでの文章なんかも読んでみますと、よほど重症にならない限りはそのまま報告しなくてもいいみたいな文章になっていますけれども。あなた、課長なり、飯舘役場は読んでいらっしゃるかどうか、わかりませんが。だから、そこを基準にしていること自体が村民の健康は守れないというふうに私は思っていますので、これも後で、次の会に詳しくまたやりますけれども。

きょうは、深谷の拠点の問題で最後やりたいんですけども、問題は、地権者に売るかどうか、判こをもらうときに、「土地利用はこのようにします。道路の向かいは駐車場と集会所とかこういうものをつくるんです」と言って判こをいただいておりますが、結果的には、すぐ前に温室を建てて24時間暖房のボイラーを回すようなやり方をしているんですけども。そうしたら、売った人は、そういうことであれば自分がうちを建てるのにももっと遠くに建てるか、音が聞こえないような。ちょっと、買うためにだましたような行為じゃないですか。土地利用変更になったと答弁していますけれども、売った側からすれば、住む前は道路があって、駐車場があって、集会所ができて、部落の方々がそこを利用するのに道路脇に駐車場が一番いいんだということで、じゃあ、そういう意味もあるから協力しましょうと売ったわけですよ。判こをついたわけですよ。そうしたら、結果は違って、集会所はあっちのほうに行ったり、こっちのほうに行ったりしていますけれども。ちょっとそういうものは非常に配慮にかけるといえるか、だまし討ちみたいなことになっていないでしょうか。

答弁の中では、相手の、なぜいろいろ言うのか、わからないようなことを答弁していますけれども、そういうことじゃなくて、具体的にそういうことだし、契約書を見れば、仮契約書にちゃんと判こが押されていて、議会に通ったら本契約書が来るのかと思えば、それも来ないでそのままになっていますけれども。いずれにしても、本人たちは大切な先祖代々の土地を拠点のために我慢をして売ったわけですよ。ところが、できたところは全く違うというのは、これはだましたと同じになるんじゃないですか。

副村長（門馬伸市君） 当初の一番最初の説明した構想図と、その後、何点か変更、変更と変わってきておまして、その都度、地権者あるいは深谷の行政区の皆さんにも説明をしながら経過をたどってきたわけですが、今回のご指摘のあった件については、確かに村のほうとしての説明不足も、十分な説明をしていなかったということもありますので。今のハウスの件ですね、その場所には集会所を建てる予定にしておりましたが、変更になって、そこには花卉栽培の大型ハウスが2棟建ちまして、ちょうど住宅を建てられた目の前にあります。それで、現在、移動ができるのかどうか、県と国のほうの補助事業を使

っておりますので、今、協議をしております、その協議がある程度調いましたならば、また地権者様にご説明をしながら、どのような今後、例えば補助金絡みでありますので、ハウスを別な場所に移動するという方法も一つの方法かなというふうに思いますが、いずれにしても、村単独で動ける話ではありませんので、十分、国・県と協議をしながら、あるいは地権者様とも協議をしながら、進めていきたいと、こんなふうに思っております。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、5番 高橋和幸君の発言を許します。

5番（高橋和幸君） 本日、村議会議員となりまして、12月に引き続き二度目の一般質問を行わせていただきます。前は初めてということで大変緊張いたしました。今回も同じであります。少しでも村民の代弁者となれるように頑張りたいと思います。

初めに、先月は、今の村議団として初の国への要望書提出のために、議長を代表として、東電、関係省庁4カ所に対して飯館村としての声を提言してまいりましたが、東京電力にしてもしかり、各関係省庁にしてもしかり、今後の飯館村の復興、再生のためにはまだまだ互いの主張には温度差があり、課題は山積みであると感じてきた次第です。

そこで、何点かについて質問させていただきます。

まず初めに、除染完了後の管理のあり方についてであります。環境省の意向も、除染は完了の一点張りで、たとえ今後、線量の上下が懸念されても再除染はしない方向性で見受けられます。しかし、いまだに放射線量の不安は村民の中でもぬぐい切れていない中、村としても、公言した年間1ミリシーベルトへの取り組み、フォローアップの基準と対応策をどのように解決していくのか。また、今年度から再開される小・中一貫校に通う子供たちの健康管理の徹底、放射線被ばくのリスク管理の取り組み課題を伺うとともに、村内環境整備としてほかの森林地域や里山除染が必至と見受けられる。村として、飯館村の安全、安心の確保、及び村内外への証明、村民の不安払拭のため、人手不足と述べる中、請負業者に対して村負担の国への請求をするなど、具体的に何かしらの策を講じていく手段等を考えているのか、見解を伺うものである。

次に、公共施設の今後の再生方法についてですが、1月に総務文教常任委員会の現地視察として、白石小学校、飯館中学校、飯樋小学校の順に実際の現場を中まで拝見させていただきましたが、まずは、新しい飯館中学校の進捗状況から不安に感じたとともに、将来の負担にならないことを願った次第です。白石小学校に関しては、規模も大きく、損傷度合いからも利活用には難行するのではということ。そして、私として一番関心を高く……

議長（菅野新一君） 高橋和幸君、質問内容が違います。通告書どおりにやってください。これで読んで、これで。（「進めていいよ、議長、何でとめるの」「休議して」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 休憩します。

（午前11時39分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午前11時46分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 休憩いたします。再開は13時10分とします。

（午前 1 1 時 5 9 分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1 時 1 0 分）

5 番（高橋和幸君） 先ほどは失礼しました。

では、一般質問させていただきます。

初めに、1 番、村内の帰還者率について、一般質問資料 1 の 1、1 の 2 のとおりの見解をお伺いします。

次に、村有財産に関しての有効な利活用方法についてですが、村としての具体的な施策、計画案の策定と事業を展開するに当たり、クリーンな公表とオープンな行政を目指すことは開かれた、及びまていライフ、及びまていな心にも相通ずるものがあると思われまので、少ない帰還者のもとでの行政運営となりますが、所信表明にもありましたとおり、村民一人一人に寄り添う気持ちで何事にもぜひ前向きにご検討されることを期待するとともに、見解を伺います。

次に、生活環境整備及び商業施設等についてですが、村内に帰村した大多数は年配者や高齢者となっている現状ですが、商業施設の充実化と医療体制に関する願いや不安、不満をよく耳に、要望されます。開業されると思われていたテレサ館も中止となり、買い出しも村外まで時間をかけて通い、長時間の移動に難儀している現状下において、「テレサ館はだめになったのか」、「早く、買い物をできる場をつくってくれ」という声が多々ある中で、村としても視野を広げた目線から物事を考えなければなりません。村長がよく口にされる「だめ、だめばかりでは物事は前に進まない」という言葉が逆に生かされ、逆行に立ち向かうべきではないでしょうか。今後、村は高齢化の一途をたどるばかりですが、子供たちも帰ってきて村内での生活時間も始まるのですから、生活環境の充実と向上、両方あわせ持ち、スピード感を持って取り組んでいくことがとても重要であると考えられます。

次に、除染完了後の管理のあり方についてですが、環境省の意向も、除染は完了の一点張りで、例え今後、線量の上下が懸念されても再除染はしない方向性で見受けられます。しかし、いまだに放射線量の不安は村民の中では拭き切れていない中、村としても、公言した年間 1 ミリシーベルトへの取り組み、フォローアップの基準等対応策をどのように解決していくのか。また、今年度から再開される小中一貫校に通う子供たちの健康管理の徹底、放射線被ばくのリスク管理の取り組み課題を伺います。

次に、長泥地区における環境再生事業についてですが、本村として汚染土壌再生事業を掲げたことは復興加速推進のためにも非常に有意義な事業になるものと考えます。しかし、その一方で、もとをただせば汚染物質であるということをお忘れではありません。そこで、南相馬で実証試験の結果もあるということなので、今後の事業規模や費用及び技術的な面においても安心・安全であることをどのような形で村民に周知していくのかなどの見解を

伺うものである。

次に、相馬農業高等学校飯館校の今後のあり方についてですが、この点に関して、どの方法で利活用していくのか。総合的視野から考えられる将来の展望と計画の枠組みについて村長の見解を伺います。

次に、賠償問題及び生活支援対策についてですが、一般質問資料に書いてあるとおり、見解を伺います。

最後に、村復興アドバイザーの委嘱について、これも一般質問資料にあるとおり、見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

何点かありますが、長泥の件について、相馬農業高等学校飯館校のことについて、賠償問題について、田中先生のアドバイザー辞任についてなど、私のほうからお答えをさせていただきます。

長泥地区における環境再生事業であります。

これは長泥地区内において、環境省が事業主体となって実施する事業でございます。内容は長泥地区外の各行政区、飯館村の中の各行政区の仮置き場に積んでありますフレコンバックを長泥に運びまして、ある基準の放射能濃度まで分別をして、基準より低い放射能濃度の土壌を長泥地内の農地に盛土として使い、さらにその上に遮断用の土壌を被せて土地造成を図るという計画でございます。また、ある基準より高い放射能濃度のものは中間貯蔵に運び出す。こういうことであります。

なお、土地造成された農地の利用については、今後、長泥の皆さんと相談をしながら、園芸作物とか、資源作物などの作付を行っていききたいと、このように考えていますが、これからの検討課題でございます。

さて、ご質問の年間総除去量や基準とする放射能濃度、再生期間、どうなんだということですが、さきに延べましたように、事業主体が環境省でございますので、現在、環境省内で本事業の検討会を設置をして協議をしているというところのようであります。環境省と村、長泥地区とのこれまでの協議では、これらの内容が決まり次第、安全対策を決めて、三者で事業実施確認書のようなものを取り交わすことになっておりますし、議会にも報告しながら協議をさせていただく、こういうふうを考えているところであります。

なお、事業実施に当たっては、環境省は、当面、ある基準とする放射能濃度での分別状況や盛土状況などは、最初から実施だよという前に、実証をして安全というものを確認された上でやっていくと、こういうような話でございます。本事業に移していく、こういうことであります。

村としては、国に対し、地元住民、村と国の協議会、蕨平の焼却炉もそういう形で国・県、それから村、地元ということで協議会を開いて、年に1回ないし2回、いろいろ課題を検討して、それを安全に持っていくようにと、こういうことでありますが、長泥も同じような形になるのではないかなど、あるいはしていきたいな、あるいは要望していきたいなど、このように思っているところであります。

次に、相農飯館校について、ご質問をいただきました。

県は、相馬農業高等学校飯館校については、平成30年、今年の募集は停止をしたところ  
であります。内容は、どんどん少なくなっていく生徒の中に、飯館村の人が、入る方たち  
がいなくなると、こういうことでもあります。そのかわりといえますか、今後、相農飯館校  
のあり方検討協議会を県が設置をして、これまでに3回ほど会議を開いていただいております。

村といたしましては、村の高校として、これまで県立高校ではあるけれども、村立の学  
校だよ、高校だよと、こんな思いでいろいろな資金のこと、あるいは住民が協力体制をと  
ってきたところではありますが、ごらんのような状況でありますので、これからどうするか。  
こういうことでもあります。

議論の主要課題、県がやっております飯館校のあり方検討協議会の課題の一つとしては、  
県立のままでいくのか、それとも、村立に移行するのがいいのか、その辺のことを検討が  
一つの課題としてあります。学校の継続を考えた場合、他の学校と差別化を図り魅力を示  
さなければなりませんので、村立化が望ましいという意見も多いことではありますが、まだ  
結論には至っておりません。つまり、村内の中学生が高校に入るという方は非常に少ない  
ので、実現するためにはほかからも来ていただけるような特徴を出していかなければなら  
ない。こういうことでもあります。

交付金依存とのご心配ではありますが、自主財源の乏しい村としては、従来から有利な補  
助金や交付金、さらには後年度負担の少ない過疎債などを活用して、県下でも有数の健全  
財政をやってきたということでもありますから、これからもそれはしっかりやっていかなけ  
ればならないと、思っています。飯館校を存続させるための校舎の改修や施設の整備に  
ついては、村としては国による補助で整備をしていただかないといけませんよという話を  
しております。それから、今後、運営する上で相応の経常経費が予想されますので、財政  
負担が大きな課題だろうと思っております。今後、国・県と協議を進めてまいります。村  
立とする場合には将来的に健全に運営ができるような財政の見通しをつけないければなら  
ないと思っております。

財源確保については、いろいろ考えられるのではないかと。太陽光発電の収入もござい  
ますし、ふるさと納税も結構入っているわけでもありますし、村を応援していただける団体、  
個人からの支援などによって、いわゆる飯館校を維持していく基金というものの造成など  
も有効な手段なのかなというふうに考えているところではありますが、いずれにしても、ま  
だこれから詰めをしなければならない、こういうことでもあります。

飯館校の今後の方向性が決まったものではありませんが、重要案件でありますので、協  
議の経過についてはその都度議会にも報告させていただき、議会の意見も尊重しながら進  
めてまいりたいというふうに思っているところであります。

賠償及び生活支援ということでもあります。

損害賠償については、原発事故により全村避難を強いられた村民のために、原発事故が  
なかったら被ることのなかった損害を可能な限り賠償させるというのは当然のことであ  
りますし、これまで原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいて賠償が行われてき  
たところであります。

損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会で決定された内容以上のものはなかなかないと、考えているところであります。ただ、先ほど、佐藤八郎議員への答弁でもお答えさせていただきましたが、国、そして東電と交渉をいたしまして、帰還困難区域以外の居住確保損害賠償の拡大、これは後々帰還困難区域も可能になるやに聞いております。それから、牧草地を畑の価格での賠償をしてもらったり、イグネの賠償もやっていただきました。また、4地区の井戸掘りなども特別な形でやっていただいたりとか、その他いろいろな形で賠償上のことが何とかできないのかと。昇口舗装にしろ、何にしろ、いろいろな形で必死に大変な思いをした村民に対して、少しでもやはり有利な条件をとってあげなければということとさせてきていただいているということとあります。村民が一つでも多くの賠償を得るために、これまでも情報提供あるいは弁護士による相談なども必死にやってきたところとありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、個別の事案について、村民からご相談いただいた場合には、村民の方の状況を東京電力の賠償相談窓口へ取り次ぎをしたりして、村民が納得できる賠償を受けられるように対応してまいりました。これからも村民に寄り添った支援を続けていきたいと、このように思っているところであります。

追加の村復興アドバイザーの委嘱についてというご質問がございました。

村は、元原子力規制委員会の委員長である田中俊一さんに2月1日付で委嘱状の交付を行いました。期間は平成32年3月31日までの2年間とあります。田中さんは、震災直後、長泥地区にいち早く入って家屋などの除染を始めた方とございます。そして、その後、国・県、ほかの自治体よりもいち早く村では除染のいわゆる計画書をつくったわけですが、その村のアドバイザーなどとしても大変お世話になった方でありまして、以前から村に住んで、村の復興を支援したいという話をされておりました。

ご質問の学校へのかかわりについては、専門的見地から、正しい放射線の知識とか捉え方、あるいは先生や子供たちに伝えること、また、子供たちには生きる力を教えたい、こんな話もしていらっしゃるわけでありまして、知識だけではなくて、知恵をつける力を学ばせたいと語っておられましたので、大変有意義なアドバイスがいただけるのではないかと期待をしているところであります。

また、田中さんの豊富な人脈というものを持っていらっしゃるというのは皆さんもご存じだと思うんですが、そういう意味で、幅広いさまざまな分野の人たちが飯舘村にこれから来て、いろいろな形でかかわっていただいたり、ご指導いただけるというふうに考えているところであります。

次に、復興全般へのアドバイスに関しては、放射線に限らず、農業の復興、再生、歴史や文化、コミュニティーなど広い視野から支援していただけるものと思っているところであります。現在は、長泥の環境再生事業などについて、地区の皆さん方と精力的に話し合いをしていただいているということとあります。

村の復興は、田中さんだけではなくて、むしろ、村を応援したいという大勢の方たちがいますので、その人たちのご協力をいただいて、普通ではなかなかなし得ないというところをしっかりとやっていければと、こんなふうに思っています。今回の田中さんの助力、



お助けは大変貴重であり、村の復興に及ぼす効果は大きいものと期待しているところであり  
ます。

なお、ボランティアでかかわるのかとの質問であります。新年度予算には月10万円の  
報償費を計上しておりますが、本人からは特に費用についての要望はありませんので、今  
後、その辺は協議してまいりたいと思っております。

他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願  
いいたします。

以上です。

副村長（門馬伸市君） 私からは、1点目の村内の帰還者率についてのご質問、2点ござ  
いますが、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、1の1の現在の帰還率と行政区の運営状況についてであります。避難先住所を  
村に変更する手続を済ませた方を帰還者として計上した平成30年2月1日現在の帰還者  
数は528人です。震災前と比較して約9%の帰還率となっております。また、その  
中で、65歳以上の高齢者の帰還者数は322人でありまして、帰還者全体の約60%を占めて  
おります。

なお、行政区ごとの帰還率は、最も高い大倉行政区の25.4%から最も低い蕨平行政区の  
1.8%、それぞれ行政区によってはばらつきがございます。

このような中で行政区の活動は、震災前と全く変わらしまして、草刈りや農地管理など  
の共同作業などで人が集まらない、あるいは役員の担い手がいないなど、行政区運営自体  
が困難になることが想定をされているところであります。村としましては、戻りたいと思  
う村民に対して、できるだけ戻りやすい生活環境を整備することが行政の役割であります  
ので、現時点で行政区の統合や運営の見直しなどを村が主導して行うということは考えて  
おりません。

ただ、来年3月末までの災害救助法による仮設住宅や借り上げ住宅の使用期間終了後の  
帰還者の数、その辺の動向を見つつ、行政区間の連携や村外へ転出した村民が避難前の行  
政区とのかかわり方などなど、行政区長会を初めさまざまな機会を捉えて村民の声を十分  
聞きながら、将来的な行政区のあり方については、今後何もしないということではなくて、  
検討はしていかなければならないなと思っております。

次に、2点目の集会所の管理運営についてであります。

行政区の集会所は、一部の行政区では村所有の建物がありますが、基本的には行政区が  
管理しているということでありますので、その維持管理に係る経費は現在も行政区に負担  
していただいております。今後基本的にはその考え方に変わりはありません。

ただ、その財源でありますけれども、戻ってこられる方が少なくなって行政区運営のた  
めの区費などの徴収もなかなか容易でないという話も、現在、聞いておりますので、行政  
区を運営するための財源というものもいろいろ工夫していかなければならないなという  
ふうに思いますが、一方では、東京電力の賠償、集会所、ある程度の新しい建物、古い建  
物で差はありますが、一定程度の賠償が受けられているということでありますので、その  
辺の賠償のお金なども、有効に今後の行政区の運営のために使うということも必要なかな

と、こんなふうに思っております。あるいは、今も続けておりますが、村のほうで行政区の集会所、こちらのほうの改修、あるいは新築については、事業費の2分の1まで補助をしております。震災後も結構、行政区の中で新しく集会所を建て直したり、大幅なリフォームをしたりしておりますので、この補助事業については、当分の間、継続してまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、ご質問の2点目、村有財産に関しての有効な利活用方法についてのご質問にお答えいたします。

公共施設の利活用につきましては、庁内に飯館村公共施設利活用庁内検討委員会を設置しまして検討を重ねてきているところでございます。その中では、3点の方針が決められております。1つ目は、耐用年数や施設の老朽化等の状況を踏まえ、今後利活用の見込みがない施設は解体する。2点目は、解体すべき施設にあっても、施設の立地の優位性や地域住民等からの要望などにより、今後利活用が見込まれる施設については投資効果を考慮しつつ修繕・改修・用途変更等必要な措置を施し活用する。3つ目は、施設の性質上、今後も継続して使用すべき施設については維持管理費用を抑えることを念頭に置き、修繕・改修等必要な措置を施して活用するというものでございます。

施設の数につきましては、最終的に161施設について利活用の検討を行っておりまして、解体すべき施設として41施設、用途変更して活用すべき施設2施設、継続して使用すべき施設118施設といたしました。用途変更して活用すべき施設の2施設につきましては、草野幼稚園と障害者の自立支援多機能型事業所ということで、こちらは飯櫃の大久保外内地区にあるものでございますけれども、この施設であります。草野幼稚園につきましては、村内に立地される企業に貸し施設として活用し、障害者自立支援多機能型事業所につきましては、所在する行政区から活用要望がありますので、福祉事業協会と今後の活用について協議することとしてございます。また、継続して使用すべき施設のうち、学校施設につきましては、地元の皆さんを初め関係者のご意見をお聞きしながら、今後、活用を検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からはご質問の3の1点目の商業施設について、お答えいたします。

村では、村民の生活環境の向上を図り、村民の帰村と商店等の事業再開を促進するため、草野字大師堂地内にある旧テレサを改修し、公営民設による商業施設共同店舗の整備を進めてまいりました。施設の運営については、村商工会を中心とした地元業者が主体となって飯館村まちづくり会社を設立し、共同店舗の運営を行うこととしておりました。

しかしながら、運営母体である飯館村まちづくり会社から将来的な帰村者の見通しが不透明であること。また、村外入居事業者が経営状況によって将来撤退するおそれがあるなどを考慮すると経営的に大変厳しい状況になることから、現段階で開業することは難しいとの申し入れを受けました。村は、これを受けて総合的に判断し、やむを得ず事業中止という苦渋の決断をしたところであります。

現在の村内の買い物環境は、移動販売2社、宅配サービス1社が営業を行っております。このほかに道の駅までい館の直売所やセブンイレブン、ローソンが店舗で営業をしております。移動販売は、現在週2回、村内の集会所や地区で要望のあった箇所で移動販売をしております。販売品は生鮮食料品や日用雑貨品などが主であり、2社合わせて、週50～60人の村民の方が利用をいただいております。また、宅配サービスでは週1回で、毎週90世帯の方が利用しているようであります。

移動販売や宅配サービス、コンビニなどだけでは、そろえ切れない生活必需品があることから、村に対しましても、村民から商業施設の整備を求める声が寄せられております。いずれにいたしましても、村民の買い物支援は必要であると考えておりますので、引き続き村商工会など関係者、関係機関と積極的に協議をしながら、商業施設の整備に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、ご質問4の除染完了後の管理のあり方について、お答えいたします。

まず、除染による空間線量率の考え方ですが、国の除染計画には年間20ミリシーベルトを基準とした除染計画で、具体的な除染の目標値がありませんでしたので、村は、平成23年度の復興計画第1版の策定に当たり、村民会議の除染部会の中で、今後進める除染について、村としての除染目標値の設定について協議をしました。いろいろな議論をする中で、村としては、国の除染実施に当たり、当面、年間5ミリシーベルト以下、時間当たり1マイクロシーベルト以下になることを村の除染の目標値と定め、現在まで国に対し求め、除染をまいりました。また、国は長期的目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しておりますので、村としては、今後も早期に実現できるよう国に求めてまいりたいと考えております。

以上のことから、村は追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下にすると公言をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

ご質問の村民の健康を守る取り組みであります。まず、除染での対応であります。これまで、国と平成30年度の除染の取り組み方針について協議をしております。内容としては、空間線量値が高線量の地点については、モニタリング調査での状況把握と、必要に応じたフォローアップ除染を実施し、さらに平成28年、29年に面的除染を実施した宅地等については、その後の空間線量状況をモニタリング調査し、必要に応じたフォローアップ除染を実施するとのことあります。これらの実施に当たり、現場において村民、国、施工業者、村の4者で立ち会い、協議をし、村としては村民側に立ちながら、よりよい除染等を求めてまいりたいと考えております。

次に、村内に戻られた村民への対応であります。まず、日常生活の中でどれだけ放射線量を受けたかを知ってもらうため、希望する村民を対象に個人積算線量計の貸出事業を環境省が実施しております。今後も、各集會に出向き、個人積算線量計の意義をより多くの人に知っていただき、事業の充実を図ってまいりたいと考えております。また、食べ物においては、誰もが簡単に測定できる非破壊式食品放射能測定器を現在まで公共施設、集会所等に7台を配置しておりますので、今後とも、測定器の利用促進を進めてまいります。

これらを実施しながら、村民が無用な放射線量等を受けない対策を取りながら、村民の健康を守ってまいります。

以上であります。

健康福祉課長（齊藤修一君） 私からは質問3の2点目、帰還者の高齢化比率は現実、有事の際の対応が懸念される。病院問題に関しての村としての見解を伺いたいとのご質問にお答えさせていただきます。

村としても、現在の帰村者の状況を見ますと、議員おただしのとおり、高齢者、高齢者世帯が多いことも確認しておりますし、健康維持の面からも大きく危惧しているところでございます。これに対して早急に村保健師等により帰村者への家庭訪問を行い、健康状態、生活状況確認を行ってまいりたいと考えておりますし、幼・小・中学校の再開に伴い、子供たちへの健康管理や医療環境の充実も必要なことではありますので、健康支援と医療環境確保のためにクリニックの指定管理者であります秀公会と連携をとりながら、クリニックの充実とあわせて震災により撤退してしまった薬局についても新たな開設が図られるよう関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

また、有事の際の対応といたしましては、現在も行っておりますが、福島県立医大のドクターヘリへの要請や、このほど富岡町に設置され本年4月から開設いたします福島県ふたば医療センターと同センター附属病院に配置が予定されております多目的医療用ヘリの要請、さらには近隣の関係医療機関の支援を受けながら対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 1番の帰還者率についてなんですけれども、現在で528名あるということ、こればかりは幾ら村が「帰れ、帰れ」と言ってもなかなか難しいところがあるだろうと思いますし、私が仮設などを歩いて聞いたんですけれども、「仮設、あと1年で切れますけれども、皆さんどうしますか」と聞いたら、「私らは帰るよ」と言う方が数多く聞きました。行政区ごとの割合とは書いたんですけれども、私が知りたいのはパーセンテージじゃなくて、人数を知りたかったんですけれども、528名が20行政区にいて、ある行政区は100名以上、あるいは全部5名、10名のか、そこを知りたかったので、それを知りたいということと。

あと、今後、どのような人口推移をたどるかわかりませんが、各行政区のばらつきも出てくるでしょうから、行政の統合も将来的視野においては、これは検討もあり得るという認識でよろしいでしょうか。

飯野支所長（高橋正文君） まず、最初の行政区ごとの人数ということですが、これは一応、防犯上の観点からも報道等には提供していない人数ですが、議長からの請求がございましたら、議員様に資料として提出させていただきたいと思っております。

副村長（門馬伸市君） 行政区の統合の件ですが、将来的にはどうなのかということですが、先ほどお答えをさせていただきましたが、村が主導で統合を進めるということは今のところはできないなというふうに思っています。というのは、長年、行政区の歴史、伝統、文化なりそういうものがあって、行政側からすれば統合も必要なのかなというふうに私個人

としては思っていますが、やはりその辺のところが各行政区ごとに異なるものですから、やっぱり村民の、あるいは行政区の合意がないと、これは一気に行政側で統合を進めるといふわけにはいかないと思いますので、いろいろ協議の時間といいますか、機会なども設けさせていただきながら、いずれはどのようなときになるかもしれませんので、あるいはそうならないで戻って来る場合もあるかもしれませんが、いずれは検討はしなければならぬというふうに思っています。

5番（高橋和幸君） 生活環境整備及び商業施設等についてなんですけれども、いろいろ宅配サービスないし、セブンなどがあるということのご回答でしたが、これだけでは不便だという声が多々ありましたので、お聞きしたんですけれども。村民の皆さんからは、帰ってから、結構ご高齢者の方、50代から80代の方が半分以上帰るといふ方が多くて、でも、「私は帰っても免許がないよ。バスもない。買い物する場所もセブンしかない」と。ちょっときついお言葉を受けたんですけれども、「飯館村はまていな村だろう。村長のまていな心はどこにいったのか」と、返す言葉もなかった状態なんですけれども。これに関しては、実際のところ、運営者があらわれるまで待つしかないのかということをお聞きします。

村長（菅野典雄君） 村民の足を確保するというのは、大きな村としての課題だなという気がいたしまして、以前、避難する前も、ご存じでないかもしれませんが、「お、助け合い事業」ということで、いわゆる「私、場合によっては車を用意してどこどこに行つてあげますよ」。あるいは「私は足がないので、お願いしますよ」ということで、そこに幾らかなりとも村のほうで支援をさせていただいて、結構、それで足の確保ができていたと、こういうことがあるんです。ですから、かなり前からそういうことはやっていたんですが、ただ、今回はまた、頼む人は多いけれども、頼まれる人は少ないと、こういうこともありますので、一概にそれで全て片づくというふうには思ってはいません。あるいは足が確保できるとは思っていません。

ということで、今のところ、大体、村外に住んでいる方は、お茶会とか何かで皆さん方が集まる機会をいろいろつくっていますが、村内に戻ってきた方をどういふふうにするのかということで、今、いいたてクリニックの中にサポートセンターというものを県の事業でやらせていただいています。その人たちが、きょう、そちらに行きますよとかという場合には車の用意をしていくという形なんですけど、そういうものを少しずつしながら、買い物にも行きたい、何々にも行きたいとこういうものをだんだんと伸ばしていくということが必要ではないかなという気がします。

ですから、もともとに戻らないとだめだという考え方をすれば、都会にいたほうが便利だと、こういうことになるんですが、村の中で、どういふふう、不便ではあるけれども、何とか生活できるのではないかと、こういうふうにご検討いただきながら、私たちもそれに甘えることなく、いろいろな足の確保をやっぱりやっていくということではないかと。以前はそのほかに、診療所に2台のバスを、村内ぐるぐる回っていたんです。今もその車はありますが、そういうときに、役場に回ったり、あるいは農協に回ったりと、こういうこともやっていたときもあるなというふう、私、今ちょっと記憶定かではないんですが、できるだけ臨機応変に戻ってきた方の足の確保をこれからも今に満足することなくやっ

ていきたいと、このように思っております。

副村長（門馬伸市君） 足の件と商業施設運営できる組織ができないとそのまま待っているのかという話もあったようでありますので。

実は、まちづくり会社のほうで将来的な判断をして今回は取りやめしましたが、立派な施設でなくても、共同店舗をプレハブみたいなもので今やっている地区もありますよね。そんな形で、よその地区では、被災地でプレハブで共同店舗みたいなものもやっていますので、そういう形がとれないのかどうかも含めて、待っているということではありません、決して。いろいろ探りながら、できるだけ早くそういう買い物ができる場所を整備していきたいと、こんなふうに思っています。

5 番（高橋和幸君） 除染後の管理のあり方についてなんですけれども、村が追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下にすると公言はしておりませんとの答弁にちょっとひっかかりまして、12月の定例会では、私の記憶であれば、復興対策課長と村長が「年間 1 ミリシーベルト以下にすると公言」というこの文章は使っておりませんが、村として目指して頑張ってもらいたいと述べたと思うんですが、これは私の解釈の違いでしょうか。

村長（菅野典雄君） 除染をするときには、飯館村の除染の目標は 5 ミリシーベルト、これはずっと言ってきました。長期的には 1 ミリシーベルトを目指していきます。一貫してこの考え方は変わっておりません。ですから、できるだけ、どのぐらいかかるかわかりませんが、1 ミリシーベルトに近づくような形にはしていかなければならないなというふうに思いますが、今のところ、国のほうは、除染は一応は終わったということですから、これからどのようなことをしていくかという話。また、学校のほうはまた別であります。二重にいただいていますから、つくる前から 1 ミリシーベルトを割っていると、こういうことありますから、改めて、工事が終わった後、はかってみいたいというふうに思いますが、あの近辺のところは 1 ミリシーベルトは割っているんじゃないかと、目標を達しているんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

5 番（高橋和幸君） 質問 6 の相馬農業高等学校飯館校の今後のあり方についての答弁に、議会の意見も尊重しながら進めてもらいたいとあるんですけれども、これまで常にマスコミ、メディア先行で、私としても、議員となりまして、議会議員の重みとは何であろうと考えて感じた次第なんですけれども、今後はこれに述べられているとおり、速やかなる議会、議員への報告ありと受けとめてよろしいのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何回か、どんなことでもその都度その都度、これほど飯館村の議会に村が話しているということは、ほかの議会、自治体ではないですよ。その都度、その都度、話をしています。ただ、少なくとも、いろいろなところからかぎつけてそういうものが記事になるということもありますから、一概には言えませんが、少なくとも最終的には、議会の同意を得なければなりませんから、やはり軽視するなんていうことは、やれば結局はいろいろなものが進まない、村民のための行事が進まないということありますから、その都度、その都度、重要な案件はお話をさせていただくということあります。

ただ、何でもかんでもということになると、行政が立ち行きできませんので、毎日忙しい中でいろいろ職員たちはやっていますので、ただ、少なくとも村の方針にある程度のか

かわることは皆さん方にお話をさせていただいているところでございます。

5番（高橋和幸君） 村復興アドバイザーの委嘱についてなんですけれども、先ほどの答弁で放射線の知識、生きる力、知恵をつける特別授業、これは被災地じゃない場所でもいろいろ行われておりますし、考え方はいろいろとあると思うんですけれども、例えば学校でいうなら、少人数なのでバドミントン部一つで行くという回答でしたが、その分野において本格的な指導が必要であり、いろいろな観点から判断して、人材育成に欠かせないためにスポーツ科学インストラクターを雇うとか、この7年間で大人以上に精神的な苦痛を生じた多感な年齢期を過ごした生徒たちであり、また、これから飯舘村に通うことを不安に感じている生徒もいるかもしれない中、心のケアという名目で心理カウンセラーを臨時で置くとか、本当の情操教育という意味で専任の講師を雇うとか、読書は人を育む最短の道と私は考えていますので、それに見合う書籍を購入するとか、行政のエゴ、大人のエゴ、内外へのアピールのため肩書にとらわれた自己満足のような感じで物事や人事が進められている現状はいかかなものかと感じております。

突き詰めれば、最適者はこの方だけには限られないのではないと、アドバイザーがだめとか、この方が実際にだめだとかどうかの問題ではなくて、今述べたように、もっと有効なアイデアがあったのではないかと思います。月10万円という提示があつて、それは今、まだ協議ということなんですけれども、毎回いろいろな予算とか多額な金額が計上されていますけれども、アドバイザー料に関しても、月10万円ということで、95億円のうちの120万円かもしれないですが、一般家庭で月20万円も貯蓄することは至難のわざであります。賠償生活支援でも申し上げましておりますが、金銭面については生きていく上で現実的にはそれは必要不可欠なものであります。これまでの答弁を聞いていると、村民に金銭関係は十分だとの認識ですが、多額の予算で金銭感覚が麻痺しているのは逆に行政のほうではないのかと感じられて仕方ありません。村長、副村長の知恵と経験、議会議員の議論と決議、役場職員の力の結集、そして、何より村民一人一人の意見を尊重し、村民の声に真摯に耳を傾け、村民の取り組み、意欲、姿勢、努力を信じてあげることこそが一番大切で重要なのではないのでしょうか。これでは、自分たちでは何もできないと初めから認めたことにほかならないとしか思えません。

以上の観点から、復興アドバイザーの意味と意義、そして役割に見合うだけの有意義な価値を見出せる倫理的に理路整然とした説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 何か、お聞きしていると、もう少しいろいろ調べられたらというふうに思いますが、子供たちについては、少なくとも何百万、何千万といろいろなことをやっております。カウンセラーもやっておりますし、英語、算数の指導者も呼んでいますし、それから、海外にも出していますし、笑育もやっていますし、花まる学習会もやっていますし、いろいろなことをかなりやっているところです。ですから、そちらがやっていないで、格好のいい田中先生だけを呼んでいるという話では全くないんです。ですから、もっといろいろなところを広く見ていただいた中で、ぜひ考えていただければというふうには思いますが、これからも高橋議員の思いに沿って、できるだけ子供たちにはいろいろなことをやっていきたいと思っております。今度の建物に関しても、それから、アドバイザーというのものも

今、講演で指導者をいろいろ一般の人たちが何かできることはないかというところをいろいろ集まっていたいただいて、そこで子供たちの応援を、体育にしろ、何にしろ、できるということもやっていかなければならないんじゃないかということもやっています。ですから、ぜひ、もっと広い中でいろいろ検討していただいてご質問いただければ、なおさら私たちも一生懸命やっていきたいと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） 賠償問題及び生活支援対策についてなんですけれども、これまでも何人かの議員が上げたり、私も上げましたけれども、放射線、健康、賠償、除染、これはなかなか、双方の考えに違いがありまして、回答が、自分が満足の得られる回答が得られない状態ではありますけれども。12月の定例会一般質問においても、これ以上の賠償はなく、村は国に従うので、そのほかに異論、異存のある人については個別でADR等で行うべきである旨の回答を簡単になさいましたが、そのためにどれほどの労力と時間を要するか、村民に寄り添う立場にあるべき飯舘村の長としての回答には、村民に寄り添うという視点から考えれば疑問を生じます。

確かに、賠償の一点張りではいけません。今後は、村民それぞれの自立を養っていく力への支援が大変重要です。ですが、私たちは一方的な被害者であり、名ばかりの賠償7年分だけで終わったケースも多々あります。本当にそれで十分と言えるのでしょうか。家族の世帯構成も違えば、所有土地の違い、職業によって収入の格差もあり、二重生活や二重支払いを強いられたケースも多々あり、村民それぞれが十二分に賠償を得たとは言えないのでしょうか。生活再建に関しましても、その格差を平等にするためにも、皆が皆富ある賠償を得たわけではありませんし、仕事にもつけない、仕事も限られている。年齢的な限界などの現実の中、村長の自書「こころのポケット」にも、「我々の自主自立だけではなかなか難しいこと多々ありましよう。この難局は建前では済みませんので、国・県・東京電力とも、そして村民とも本音で向き合わない限り、この難局は乗り切れない」と書いてあります。一人でも多くの村民の声を拾い上げる観点から、いかような見解をお持ちか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 今、ポケットの話が出ましたが、全くその趣旨でこの6年間、7年間向き合ってきた結果、先ほど何人かの方の質問にお答えしましたように、かなりのいわゆることをやっていただく方にやっていただくことにしたということでもあります。ほかの自治体もやっていないようなこともいっぱいやってきているということでもあります。ぜひ、そういうものもいろいろ見た上で、また考え方をご質問いただければというふうに思いますが。ここで、もう一回、これとこれとこれというつもりは全くございませんが、必死になって村民、これほど大変な思いをしているわけですから、それをいかにプラスにするかということでもあります。ただ、わかっていたきたいのは、飯舘村だけが避難しているんじゃないんです。いいですか。ほかの自治体もなっているわけですから、そことの兼ね合いを国はいろいろなことを考えている。東京電力も考えている。飯舘村だけが大変だから、どうですかという話にはならないわけですから。全体の中で、いかにやっぱり飯舘村の実情を話して、その中で少しでも村民のために賠償をとるかということ、かなりのものをもってきているという話であります。もちろん、それで満足だというわけではありません



が、一応は、全体としては、精神的賠償はもう終わりですよ。あとは対物賠償も終わりですよ。今、公共財物の賠償ですよ。それで、個人的にはいろいろなことはあるだろうと思えますから、それはADRでなり、あるいは別な形でやってくださいという話であります。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 今、村長の申されたとおり、自分は家族がいまして、個人なので、精神的なものしかもらっていないので、家屋、財物、田畑、そういうものはうちの親がかかわっていますので、わからないのでお聞きしたんですけれども。

それと話は変わりました、2016年9月23日金曜日、飯舘村本庁の村長室にて私と個人面談したことを覚えておられますか。1年半ほど前になりますけれども。たしか、そのとき総務課長は教育長でしたかね。ご承知と前提の上でお話いたしますが、当時、私の父親が抱えていた林業の賠償問題、今問題になっている精神的苦痛の賠償の打ち切りに関して、村長と30分程度お話ししたことを私ははっきりと覚えております。よもや、その私が村会議員としてこのように議会の場に立つ身になるとは、私自身も、また村長も想像はできなかったことでしょうか。その当時、村長は私に対して何と回答したか、覚えておられますか。「精神的苦痛という名目での賠償はもうなくなります。しかし、それでは、私の村長として村民のことを考えれば、ただ賠償が終わるのではかわいそうでならない。何とか村民のためにも、賠償打ち切りで終わらせないためにも、追加の賠償を勝ち取ってあげたい。そのためにも、打ち切り後も精神的苦痛に変わる賠償を得るために、双葉8町村と一緒に、足並みをそろえ、生活支援金という形で3年分の賠償をしてもらえるように国に強く要望している」と述べたことをお忘れでしょうか。

これを聞いて、当時の私の解釈は、帰還宣言後にかかる生活再建のためにも、村として精神的苦痛賠償の3年分相当にかわる賠償を村長として国にしっかりと声を上げていると思った次第です。これは村民の生命及び財産、そして将来の生活にかかわってくる非常に重要な内容ですから、どのような解釈と根拠と真意のもとに私にこのような回答をなされたのか、この言葉の真実を知りたいので、村長の発言の見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 一個人としていわゆる高橋議員の身の上を話されて、何とかしてやれないかという話が村長室であったというのは記憶をしております。いわゆる賠償は8市町村というところもあったりして、その都度、その都度、全体としての会議がありますが、皆さん方はやっぱりそれぞれ、それぞれの自治体の要望が、やはり6年、7年、8年になってだんだん違ってきていますから、共通な形ということになってはなかなかできなかったわけでありまして、ずっと言ってきたことは、賠償がいつまでも続くというわけではないので、生活支援制度をしっかりとつくって、国の責任でつくる、東電の責任ではなくて、国の責任でつくるというのが本来の形ではないですかという話をずっと言ってきたところでありまして。これは高橋議員のお話もありましたから、そういう話をずっとしてきたわけですが、その結果、先ほどお話がありましたように、4分の3、75%、1,000万円あるいは3,000万円、もっと別な形であれば100%ということで、そういう事業が出てきているわけでありまして。ですから、やはりそれを大いに活用して、これからいろいろな事業をやったりやられるという考え方に立っていただければいいのではないかなと。賠償とい

う形です。いつまでもいきますと、それはなかなか国のほうは飯館村のために、あるいはあくまでも高橋さんのためにという話にはなかなかならないというのは、常識的にわかっていただけたと思います。ですから、全体として、納得のできるようなことを幾らでも多くやらせるということが大切で、その結果が今回の75%の補助に、村で5%足して80%の補助ということで、かなりの人たちがみんな必死になって今手を挙げていると、こういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

5番（高橋和幸君） 十二分に満足できる回答ではないんですけれども、私も今後、何事にもこびず、なびかず、投げ出さずの姿勢で取り組んでまいりますので、村長にもこれまでも述べてきているように、一人一人に寄り添ったと発言されたとおりに、まさにその言葉とおりに村民に寄り添い、声を拾い、実践していつてもらいたいとお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（菅野新一君） 行政区ごとの帰還者数についての資料提供を議長として要求をいたします。

これで高橋和幸君の一般質問を終わります。

続いて、4番 高橋孝雄君の発言を許します。

4番（高橋孝雄君） 4番 高橋孝雄でございます。今議会において質問をさせていただきます。

まずもって、平成23年3月11日午後2時45分、突然東北地方を襲った大きな地震、津波によって多くの方が亡くなられました。この方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、今なお避難を余儀なくされている多くの方々に心よりお見舞いを申し上げますところでございます。

さて、未曾有の災害から丸7年になろうとしております。その間、飯館村におきましても、村民が長い避難の生活がやっと解除されて1年近くなろうとしております。村に戻った人が500人を超え、この4月からは認定こども園、そして、小学校、中学校、児童数が100人を超えるという明るい話題であります。そして、その子供たちについて、両親、またおじいちゃん、おばあちゃんたちが避難先から村に通っていただければ村の活性化になり、また、復興も加速するであろうと、このように考えます。

そこで、この人たちが利用する水道水についてお尋ねをしたいと思います。

震災当初から飯館の水道は検査の結果、安全であるということで今日までできました。しかしながら、その水道水の貯水池の下には汚泥がたくさんたまっております。そしてまた、この災害から7年の間に雨風で腐葉土や木の葉などが貯水池に流れ込み、汚泥となって下に沈んでおります。その汚泥に高い濃度の放射能を含んでいることはご承知だと思います。水道は水面から水をとっておるので、中からは出ないというのが持論であります。しかしながら、もし豪雨などで大水が流れ込んだ場合、中の汚泥が掘り出し、水面の上から水が出るようになれば、水道水に放射能が混じらないとは限りません。そこで、やはりそういう危険なものは早急に排除すべきと考えますので、その点、村長のご意見をお伺いしたいと思います。1の2にあります。ため池と貯水池の近くは、それは農林省とか復興庁というような形で縦割りになっておりますので、その2については割愛させていただきます。

次に、里山の除染についてでございます。

現在、宅地、農地、道路から20メートルしか除染がされていないわけでありまして。しかしながら、生活圏、里山の近くの農地の地上10センチと1メートルでは、1メートルのほうが線量が高いわけです。これはすなわち、周りから来る放射能がその線量を上げておるわけでございます。したがって、この生活圏の里山の除染を何ともしてもしていただかなければならないわけです。あいの沢のモデル事業として今やっておられるようではありますが、村内の里山の面積はそれの数十倍もあり、あのような作業をしていたのではいつまでかかるかわかりません。しかも、国も東電もそんな時間も予算もないというのが本音でございます。それであるならば、せめて、簡易除染として、里山の小柴を切り、下草を刈り、木の葉をかき出しただけでもかなりの除染になるわけでありまして。

飯館村民にとりましては、飯館村の山は宝であります。春早くからフキノトウから収穫を始めて、ウドに、ワラビに、ゼンマイに、タラの芽に、フキに、ヨモギに、ゴンボツパと数え上げたら切りないほどの山菜が豊富にとれます。小川に行けば、ドジョウに、ナマズに、イワナに、ヤマメに、アカハラと自然の恵みがいっぱいあります。その全てが利用できない。飯館村は村民にとりまして何の魅力もない村であります。

したがって、この里山の除染に対してはしっかりと国、東電に申し入れをしていただきたいと、このように考えるものであります。

3点目は、河川に流れ込んだ土砂の整備でございます。

1月29日、産業厚生常任委員会で所管調査をいたしました。「つながっぺ」、老人ホーム、そしてまた、ハヤシ製作所さんと菊池製作所さんを見て、最後に河川の土砂を上げた場所を見る予定でありましたが、雪のために建設課長から出された書類と写真を見てきましたが、やはり現場を見なければならぬということで、私、自分なりに見てまいりました。まるで春の小川の詩を地で行くような、きれいな水がさらさら流れておりました。震災前の美しい川に戻ったような感じをしております。したがって、今後、農業を再開するに当たりましては、必ずこの中小河川の土砂はきちんと上げていただきたいと。そして、中小河川というなれば、やはり県と村との競合でありますので、お互いに話をし合っ

て、そして、きれいな川に戻していただきたいと、このように考えるものでございます。

以上、5点をお話し申し上げたので、ご返答をお願いします。

村長（菅野典雄君） 4番 高橋孝雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは里山除染についての2点についてお答えをさせていただきたいと思いま

す。まず、1点目の里山除染であります。ご存じのように、村の面積は山のほうが74%と、こういうことでほとんどが山であります。その中で、家屋の裏手には里山が広がっていると、こういうことであります。この里山は、居住区域に密接した生活の一部と云っていいことで今もお話があったわけでありまして。農林水産省の責任において、交付金による里山再生事業の創設と林内作業の具体的な基準の策定、あるいは弾力的な運用、及び作業員の安全確保にかかわる対策、費用の支援と、実施するよう平成27年7月14日付で林野庁長官に要望書を足を運んで提出をしてきたところでございます。

これに対して、平成29年3月9日付で、復興庁、農林水産省、環境省、この3庁によって協議をするという形になりました。福島の住民の安心・安全の確保及び森林・林業の再生に向けた総合的な取り組みをやっていこうという方針が示されたわけであります。その結果、実証期間3年間ということで、避難をさせたところの自治体で里山再生モデル事業がスタートして、飯舘村も昨年5月から村民の森あいの沢周辺でこのモデル事業がスタートしたと、そういういきさつがございます。

この事業と並行して、村では今年度から新たに、森林山村多面的機能発揮対策交付金事業で深谷行政区の皆さん方による「フォレ いいたて」という名前の団体を組織をして、あいの沢周辺における景観形成や帰村者の活躍の場づくりを目的としたモデル的な取り組みを実施しています。

実は、ずっと言ってきましたが、3年間の飯舘村のモデル事業、じゃあ、隣の町も、隣の村も、こういうことになって何年かかるんですかと、モデル事業が終わってしまっただけでどうしようもないのではないですかという話も何回もしているところでもあります。

したがって、それはそれで一步前に進んでいただいたわけでありますから、大いに活用していきながら、さらに、ずっと言ってきたことは、やはり我々は山全部を除染ということになると何十年かかるかわかりませんから、少なくとも先ほどお話がありました里山を少しでもできるようにということで、国が物事を決めますと間違いなくそこには制約が出てきます。面積要件、何々要件、危険の対応をちゃんとしなさい、こういうことになりまますから、なかなかそう簡単ではないので、あえて、やはり森林再生交付金という村独自でいろいろなことができる交付金を、10年とか、15年という長いスパンで、そんなに何億という大金ではなくてもいいですから、そういうものを創出していただけませんかという話をずっとしているところです。

ある方は、なるほどいい制度だなと、こういうふうに言ってくれた人も何人かはいるんですが、いかんせん、やっぱり国は頑として、自分のところから事業を離さない、こういうことがあって、先ほど言いました生活支援制度がうまく出てきたように、うまくいくかどうかはまだわかりませんが、私は、この森林再生の交付金、村独自でいろいろなことができるようなそんな形がこれからも国のほうに伝えていきたいと、このように思っているところでもあります。

それから、自然の恵みの話でございますが、全くそのとおりでありまして、原発事故前は、まさに山の幸を我々は楽しみながら生活をしていたと、こういうことでありますが、残念ながら、キノコなどの放射線濃度は高くて収穫できない状況が続いておりますし、村としては、今、大変苦しいんですけれども、お知らせ版で、「山のものは当分食べないでください」と、こういう話をせざるを得ないということでもあります。

1点目で今お話ししましたように、里山再生モデル事業は平成31年度までの計画で進めておりますので、その中で何らかの対応策ができないかということですが、これはあくまでもいわゆる里山再生モデル事業というものが一つのモデル事業であり、そこから各地区で、先ほど深谷地区という話はしましたが、それがあちらこちらでできるようになれば、せめて先ほどの交付金事業と同じような形になるのかなと、このようにも思っているところ

ろであります。

今のところ、そう簡単に進むということではございませんので、村としては、非破壊式の食品の検査機というものを10個、村内に置いておりますので、ぜひ、そういうものではかっただきながら、自分である程度、これならばという納得の中で少しずつ食べられるものから山の幸などを食べていただく、あるいはその他の野菜類などを食べていただくと、そんな形にさせていただくことかなということで、村としても、できるだけ、その非破壊式の食品の検査機を10個ほど置かせていただいたと。なお、そのほか、村のほうに運んでいただければ、今、村のほうで頼んでいる業者さんがしっかりと刻んで検査をしてお答えをさせていただいていると、こういうことでありますので、そんなものを活用、利用させていただきながら、少しずつ、山の幸も食べられるようにしていきたいなど、このように思っていますので、よろしくお願ひしたい、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

建設課長（高橋祐一君） 4番 高橋孝雄議員の1番の簡易水道水源の放射性物質除去についてのお答えをいたします。2つのご質問がございましたが、関連しますので、一括してお答えいたします。

まず、ため池の除染であります。平成27年度より、県によりため池の技術実証事業を村内6カ所で実施しているところであります。そのほか、企業による実証事業も実施している箇所もあります。また、国からは、ため池除染を優先させるとの方針は今のところ出されておられません。現在は、環境省による除染工事の対応ではなく、村が事業者となる福島再生加速化交付金事業で実施することとしております。農業用水として利用する際は、放射性物質を含まない表面水を取水するため、直接農作物への影響は確認されていないというような報告はされております。

村としては、今後、除染の方法が確立された段階で、実施を進めてまいりたいと思っております。水道水の安全確保であります。県により平成24年10月から、週3回、村内4カ所全てを含む県内の水道水の放射性物質モニタリング検査を実施しているところであります。結果は、今まで全てNGで問題はございません。

また、これからの村の対応としましては、平成30年度より、福島再生加速化交付金事業を活用しまして、浄水場に自動で測定できる放射性物質測定器の設置や、遠隔で監視できるシステムの更新などを実施する予定となっております。

貯水池に沈んでいる汚泥、放射性物質の除去についてですが、村内の浄水場は全て溪流水から、沢水を水源として浄水しております。貯水池から直接水をとるという施設ではありませんけれども、滝下浄水場、田尻浄水場については、上流にため池があります。基本的に農業用水として利用される施設ではありますが、水道水の位置づけにはなっておりますが、濁水時の緊急時等には使用することもできるため、今後、ため池除染等で実施を進めるとともに、水道水の放射性物質の監視により、安全・安心な水道水の提供をしてまいりたいと考えております。

それと、先ほど、濁水関係ですね。濁り水というお話ありましたが、水道水は今も自動

的に濁度計がついていまして、ある程度の濁り水が入ってきますと、取水しないというふうなシステムになっていますので、それについても安心していただけるかなというふうに思います。

続いて、3番の河川土砂の撤去についてということですが、村内の河川は、県で管理する二級河川と村が管理する普通河川に分かれております。村の管理する普通河川については、今年度から、夏井川、前田川の土砂撤去を実施しているところでありまして。その他の普通河川については平成30年度に実施する予定となっております。

県管理の二級河川については、平成28年度、新田川の一部を実施してきましたが、予算の関係上、一部の区間しか撤去できなかったというふうなことであります。村では、県管理ではありますが、国の交付金事業により営農に支障となる排水樋管の出口など二級河川の部分土砂撤去を進めているところで、今年度から来年度にかけて実施することになっております。しかし、村でできる箇所は限られていますので、今後も、河川管理者であります福島県に予算の確保も含めて継続して要望してまいりたいと思います。

私のほうからは以上です。

4番（高橋孝雄君） そうすれば、水道水のため池には汚泥は入っていないということではないんですか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど言った県の試験6カ所、あと、国のほうでも試験をやっているんですが、その中の結果ではやはり国の基準である8,000ベクレル以上の汚泥が下にたまっているというのは事実であります。ただ、先ほど言いましたように、その放射線が入らないような水道施設の管理ということで、まずは取水口で濁水を入れず、あとは給水されるときにそこで放射線をはかって、放射線物質を流さないというふうなことで、現実にはため池のほうには下のほうには沈んでいる。ただ、ため池の農作物への影響に関しては、基本的には上水を使うということで、その上水に対しての放射線物質はごくわずかでありまして、農作物には影響がないというふうな結果が出ていますので、下に放射性物質があるから、下に全て影響するというふうな結果となっていないということでもあります。

4番（高橋孝雄君） 実は、下に幾らでも放射能があれば、その上から水をとっているわけですから、村民にとりましてはやはり気持ちが悪いんだという考えを持っておりまして、中には飲み水だけは買って飲むんだというような人がかなりおるもので、できれば、貯水池の下の汚泥は排除してもらえれば、今は村民が少ないわけですから、水は半分でも間に合うから、1カ所とめて、1カ所から水道を流してみても、1カ所から除染できるのではないかと、このような考えをいたしておるのですが、いかがですか。

建設課長（高橋祐一君） やはり安全・安心ということでは、いずれそのため池、浄水場の上流側の除染ということで、ため池だけではなくて、やはり渓流水、沢水を使っていますので、森林の除染なんかも今後検討していかなくてはいけないというふうには思っております。

以上です。

4番（高橋孝雄君） それと3番の河川の件についてですが、また建設課長にお尋ねします。実は、前田八和木の新橋の下から幾らもすき間がないんです。あれ、大雨が来たら、恐

らく道路まで上れば田んぼまで上がります。あれは県の管轄だと思いますが、ああいうところはやはり重点的に県と相談して上げてもらうわけにはいかないんですか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど言いましたように、村の管理河川であれば村のほうである程度、生活環境整備等のできるのがありますけれども、県の河川の管理下のもとでありまして、なかなか村の単独でやるということはできませんので、やはりいろいろな補助事業を考えるとなかなかないというのが現実で、少しでも村でできる範囲で今やっている。できないところについては、今後、県と協議をしながら、また、昨年度はいろいろな協議をした結果、二級河川の草刈りまで村でできるようになりました。そういう部分を根気よく協議をしながら、もし県でできないのであれば村ができるような方法も協議していきたいなと思っております。

4番（高橋孝雄君） それでは、できるだけ、県のほうにも申し入れをして、それをやはりしっかりと上げてもらうように取り計らいをお願いします。

そして、里山除染の件についてお尋ねしたいんですけれども、里山、道路、農地、宅地から10メートルが生活圏ということでお話し申し上げたんですが、実は、その里山については恐らく民間の山が多い、個人の山が多いということでもあります。従いまして、これは自分の山であっても、手入れした人にはそれなりの日当を払うとかそういう方向で進めていかないと、いつまでたっても里山の除染は進まない、このように考えます。そしてまた、山に入るなら、やはり放射能が高いわけですから。除染のときには作業員に対して放射能の危険手当として幾らかの金を出してきたわけですから。そういう対応も、もしできるのであればとっていただきたいと、このように考えますが、いかがですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 里山除染の部分でございますが、除染という考え方からすれば、先ほどから述べておりますように、森林については、林縁部から20メートルというのが除染の範囲。その20メートルという範囲はどういう意味合いで決めたかということ、環境省から問いただしたところの回答だったんですが、今回の除染に当たっては人が居住する生活圏の除染を優先するということでありまして、やはり居住するという意味では宅地、あとは農地で農作業をする、あとは林縁部から、森林については環境省のほうの調査という形ではありますが、10メートルからのあたりまで除染すればある程度住宅周りへの影響はない。ただ、10メートルではなく20メートルまで幅を広げてやっている。ですから、30メートル、40メートルやっても空間線量は宅地の中では変わらないという結果の中で、20メートルというふうに決めたという報告をいただいています。

ただ、今、高橋議員からありますように、私たちの生活空間はやはり今まで生活していた里山も一つの生活空間だということがありまして、森林除染でその20メートルという範囲になったときから、村なり、あとは議会ともども、その森林除染をきちんとするようということで、何度も何度も国のほうに陳情、要望をしてきたところでもあります。段々と除染が終わる中で、そういう除染の範囲がなかなか拡大にならないということで、本当に県、あと村からも最終的な要望をする中で、先ほどの復興庁なり、環境省、林野庁のプロジェクトチームをつくる中で、里山の再生のあり方、そこでは除染という切り口ではなくて、逆に、里山再生、間伐等を含めた、下刈り等を含めた、そういう対応で里山再生とい

う形を進めるというものを今モデル事業でやっているという状況でございます。

でありますので、この結果が31年ということではありますが、その一方、今、高橋議員がおっしゃったように、自分の裏山の手入れなどもするだけでも多分状況が変わってくるといことで今年度事業から森林多面的機能発揮事業にも取り組んでおります。これは農地でいうと、農地・水環境ですね。自分たちが草刈ったり、農道の草を刈ったり、あと回収をしたときにそれぞれ時間当たりの単価でもらって今各地区でやっておりますが、その森林版の事業が、今年、29年度からモデル的に深谷地区であいの沢でやっております。やはり、今おただしあったように、森林の中は空間線量が高いということもあって、一日ではなくて、半日くらいとか3時間で対応しておりますが、これらもまず活用したいということで、新年度にも事業を組んでいるところであります。全行政区はなかなか難しいかなということで、予算を限定しながら組んでおりますが、まずはそういうものをやりながら森林の再生を図ってもらうようお願いしたいなというふうに思っているところであります。

以上であります。

4番（高橋孝雄君） 実は、私、議員になる前に、東京のほうで森まさこ参議院議員の紹介で復興大臣とお話をすることに決めていたんです。そして、10月25日でしたか、村で美しい村づくりのフォーラムがきこりでありましたね。そのとき、私、1カ月前に、その大臣との時間があつたので、そこに行って、こちらを欠席して議員の方々には大分迷惑をかけました。しかし、その中で、大臣にとにかく我々は物すごく苦勞して苦しんでいるんだと。できれば里山、我々が今まで大切にしてきたウサギ追いし里山を何とか再生したいんだと、そういう方向で、大臣、何とかならないかと言ったら、「いや、それは私じゃなくて、秘書官のタカハシアキラと二人でよく見て、予算、要望は幾らでも上がっているが、目星、目印をつけておく」という返事をいただいたわけですが、議員になってしまって、私の上に村長がいるし、議長がいるし、議員の方もいるから、勝手なことができないということで、今、森さんにもそのように話をしておりました。しかしながら、国でもやる気があるようであるならば、やはり、村長を先頭に、議長、議会、一丸となって今後仕事に取り組んでいただきたいと、このように思います。

時間は大分残っていますが、私もこれからの農業再生に向けて全力で頑張っていきたいと、私の精神は目まぐるしく変わる厳しい情勢の中で、ともに歩んだ農業の道、厳しくもあり、また楽しくもありましたが、生涯現役で農業を続けることをお誓い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時間10分とします。

（午後2時52分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時10分）



議長（菅野新一君） 続いて、9番 相良 弘君の発言を許します。

9番（相良 弘君） 飯館村は昨年3月、一部地域を除き避難指示が解除され、今年は2年目に入ります。飯館村の復興については課題が山積しております。私からは、次の3点についてお伺いいたします。

最初に、帰村した村民の買い物についてであります。

帰村した村民が期待していた共同店舗構想は中止となりました。村民の買い物場所は唯一道の駅までい館のみであります。併設されているコンビニは食料品については加工品だけであることから、道の駅の販売コーナーの生活必需品である最寄り品、日用品の品ぞろえを充実させ、村民の不便を解消すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、メモリアルホールいいたての交通事故防止策についてお伺いします。

葬儀所メモリアルホールの弔問客は、駐車場から横断することになります。4月から小中一貫校が開校すれば車両の通行が増加することが予想されます。交通事故防止のため、信号機を設置すべきだと思いますが、お伺いいたします。

3点目についてお尋ねします。

平成30年度重点施策についてであります。

平成30年度は、一部地域を除き、避難指示も解除され2年目に入ります。復興に向けた課題も山積していると思いますが、平成30年度の重点施策は何か。また、その施策は平成30年度予算にどのように反映されているのかをお伺いします。

以上です。

村長（菅野典雄君） 9番 相良 弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目、帰村した村民の買い物についてというご質問でございます。

道の駅までい館及びその中に入っているコンビニエンスストアについては、帰村した村民が当面必要な日用品を買うことができる施設ということから、当初整備されたところがあります。道の駅オープンの際にコンビニをとということだったんですが、それは間に合わないということで2年ほど前に農協の店を借りて仮設のコンビニを開いてきたと、こういうことであります。

皆様のご理解もいただいて、までい館コンビニ、本年8月12日のオープン以来、村民が栽培した野菜も少しずつふえておりまして、村民のニーズに応えようと、冷凍食品や加工品などではありますが、肉類についても品ぞろえをふやしてきたところがあります。課題となっております生鮮食料であります。必要なことは十分わかっておりまして、先ほどお話ししましたように、何とか共同店舗で生鮮食料品が売れないかと、こんな検討をしたところではありますが、なかなか思うに至らなかったということでもあります。コンビニの中で生鮮食料品を取り扱うためには、許可機関への届け出や加工所、冷蔵庫などの設備を整える必要があります。また、衛生管理を行うためにも人材の確保も必要ということになります。ということで、生鮮食料品は賞味期限の関係から品物を店頭で並べておける期間が大変に短く、売れ残り品との関係で採算性の悪化につながるおそれもあって、現在、村民の人口の中ではどうなのかなと、こういうふうを考えているところであります。

ただ、少しずつ、何とかこういうものは得られないかということで、これからも検討は

していきたく、このように思っています。先ほど話しました共同店舗、実現はできませんでしたが、生鮮食料品のほかにも村での生活に必要なものが村内で買える場所をつくっていくということは村民に村に帰っていただくということの重要な案件でございますので、これからもしっかりとやっていきたく、このように思っております。

道の駅までい館については、運営会社、株式会社までいガーデンビレッジと、こういうことでありますので、そこと協議しながら品ぞろえの充実を図っていきたく。さらに、共同店舗の構想も全くなくなったわけでは全くありません。必要だというのは十分にわかっておりますので、今後とも商工会とも協議しながら、引き続き、村民の買い物が少しでも便宜を図れるように検討してまいりたいと、このように思っています。

なお、今、宅配の業者が2つほど入ってしまっていて、何とか30件、50件くらいの活用はあるようではありますが、それとて、それでいいというわけではありませんし、不便の声も聞こえますので、その辺もこれから少しでも皆さん方の要望に応えられるようにお話をしていきたいと、このように思っているところであります。

それから、メモリアルホールは担当課長のほうからお答えさせていただきます。

30年度の重点事業でございます。

避難生活2年目ということでもありますから、まだまだ重点事業は幾つもあるなという気がします。2年目ということで、一つは、移住・定住交流事業というものが一つの柱になってくるのではないかと、このように思っております。村民一人でも多く帰っていただくという中で、ほかの方が移住・定住、交流事業をやっぱりすることによって村の中に何なりとまた新しい動き、風を出してもらおうということも大切だろうと、こんなようなことで、今年度、整備するための調査設計や移住・定住、住宅取得を支援して、住民の新築費用やリフォーム費用の支援とか、新規就農にかかわる支援などというものを予算化しているところでありますので、後ほど、ご理解いただきたいと思っております。

それから、やはり帰村した村民の生活基盤づくりというものが大切だろうなというふうに思います。中心的には、やはり農業の圃場をしっかりとしていくと、こういうことで、暗渠であったり用排水路の整備事業などなど、いろいろな事業を使ってやっていくというのがまた大きな重点事業だろうというふうに、こう思っているところであります。農業基盤の整備促進事業とか、あるいは営農再開にやるための支援事業とか、そういうものをやったりできるだけ国・県の事業を最大限に使って村民の生活の場をつくってくと、こんなふうに進めていきたくと思います。

それから、戻ってきていただく方の、やはり住宅の確保というものも大きなことだなど。今、大体、60くらいの用意ができておりますが、結構、皆さん方が住宅に入りたいという方がいますので、これからも住宅確保の事業を深谷なり、飯樋の桶地内のほうにやっていきたく、このように思っているところであります。

さらに、健康増進、福祉体制というのは、これも大きな課題だと、このように思っております。去年スタートしましたサポートセンターのところとか、村外の事業所の介護サービスへの支援とか、あるいはパークゴルフ場をつくることによって少しでも運動が皆さん方ができるようにと、そんなものも大きな一つの柱かなと、こんなふうに思っております。

す。

いずれにいたしましても、少しでも皆さん方が戻ってきていただきながら、不便が解消されるような事業をやっていきたく、このように思っております。

あちらこちら、各行政区のお話を聞きますと、携帯電話の通じないというところがあるという話を区長のほうから聞いておりますので、そんなものもなかなか相手がある話でありますから、簡単ではないんですが、そんなものもやはり村の中で住む者にとって、あるいは安全対策にとって、携帯電話が通じないところを解消していくというのも大きな課題なのかなと、そんなふうに思っています。

その他いろいろありますが、一つ一つできるところから精いっぱいやっていきたいと、このように思っておるところであります。

以上、お答えをさせていただきます。

住民課長（細川 亨君） 私からは2番のメモリアルホールいいたての交通事故防止策についてということに対してお答えいたします。

メモリアルホールいいたての駐車場につきましては、昨年12月の運用開始以来、スポーツ公園駐車場の一部を共用しているところであります。しかしながら、夜間使用時に横断歩道が暗く、歩行者を確認しづらい状態にありまして、利用者から危険なので早急に対応するよう要請があったところでございます。この状況を解消すべく、今月中に葬儀所付近に照明灯を3基、横断歩道付近に街路等を1基設置することといたしました。あわせて、葬儀・法要等で同駐車場を使用する際には、交通事故防止のため、駐車場、駐車場入り口の横断歩道付近、及びメモリアルホールいいたて入り口付近に3名の人員を配置し対応しております。また、駐車場内も中心付近が暗いため、スポーツ公園整備とあわせ整備してまいります。

なお、現場の状況を見ると、信号機の設置は難しいものと考えており、交通事故防止に向け、村、警察署、交通指導員など関係機関と連携し取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

9番（相良 弘君） 帰村した村民の買い物についてでございますが、帰村した村民の買い物は重要であるという考えは同じ認識を持っております。ただ、答弁しているように、商工会と協議しながらということなんですけれども、震災前の商工会の会員は大体200人、その中の内訳はざっと見て小売店、買い回り品、最寄り品含めて、小売店サービス業は100人いたんですが、今現在の状況を見ると、まず小売店で再開した人はいない。ほとんど避難している。私は中身はよくわからないんですけども、商工会と協議するというのは、役員と協議するんだと思います。ただ、その中に小売り業者が何人いるのか。小売業者のいない役員と相談しても、やはり、買い物についての疑問が私にはあるんです。それは別に悪口でも何でもありませんけれども、そういうことよりも、私の考えですけれども、この状況を打破するには、やはり村内の業者とか、村外の業者とかは区別しないで、テナントを募集したらどうかという考えなんです。例えば、そのテナント業者というのは、既にこういう現場を、保健所なりの認可を受けるかや、そのことであって、ただ、それにはガーデンビレッジと村との協議も必要だと思うんですが、そうすれば何とかここに来てもら

えないかということで協議すれば何とかまとまりそうな気がするんです。ただ、それが商工会と協議して、村内の業者、やる人いないかというのは、なかなか時間がかかるような気がしてならないんです。そうすれば、何件いるかはわからないんですけども、例えばの話ですけれども、あの売り場面積では足りないといった場合に、例えば応募者が何件かいる場合は増設してでも消費者の、村民の不便を解消すべきではないかと、私はこう思うんですけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ただいま再質問いただきました。趣旨、全くそのとおりでと思います。ですから、なかなか先ほどもどなたかの質問に、いわゆる何かをやらうとすると今までは6,000人でも厳しかった経営が、何人戻るのか、その中でやるとなるとそう簡単ではないだろうなど。そこで、やはり二の足を踏むという方も、これもやむを得ないなというふうに思っています。ただ、それでだめだという話だけではありませんので、実は全くコンビニも何もなかったときに、外から、私やってもいいよというような、全く村外の業者がいたということもあるんですね。そこがどうこうというわけではありませんが、多分いろいろ考えれば、それなりに条件が合えば、とんとんだったならばやってもいいよというような話もあるのではないかとこのように思っていますので、何でもかんで、商工会が、いわゆる商工会にやってもらわないと前には進めませんよという話だけでは進まないのではないかと、このように思っていますので、もうちょっと多面的な中から、多面的な方向から考えながらできるだけ住民の生鮮食料品なり、あるいはもと別なものが買えるような状況をつくっていききたいと、このように思っていますので、もうしばらく検討課題ということで期間を与えていただけませんかでしょうか。

以上であります。

9番（相良 弘君） もっとも、この人口で村内では、これから小売業、生鮮食料品を扱うなんていう業者は採算性を考えたならばないと思うんです。私は村外の人から聞いたんですけども、うんと期待して道の駅に行くと、だけれども、あとは二度と行くことはない。なぜかと聞いたならば、買い物するものがないんだと。そういう声が非常に多いものですから、二度と来ないなんていう人、何人かに私聞いたんですよ。よその道の駅について聞けば、国見だとかいろいろ、よかったとか、温泉もあったとか、いろいろあるんですが、飯館はPRの割には二度と行きたくないなんていうような声も聞いたものですから、何とか買い物をする場所を、村内の中小企業育成とは離れて、消費者の利便性を確保するという意味で、何とかテナントでもいいからできないものかなということで質問しました。

村長（菅野典雄君） 全く、そういう声も私も聞いていますし、逆に、ほかの道の駅ではないものがあるので、なかなかだなどというものもあります。これは両面だろうというふうに思います。できるだけ、ちょっと、生鮮食料品が全てというわけにはいきませんが、テント張るとか、あるいは中の一部で一週間に2回ぐらいはそういうものを限定的に売るとか、やっぱりもっと多様な考え方をすれば幾からなりともそこを補うことができるんじゃないかと、このように思っていますので、まじいガーデンビレッジのほうでもうちょっといろいろ考えていただくようこれから検討させるようにしたいと、このように思っていますので、もうちょっと余裕をください。

9番(相良 弘君) メモリアルホールいいたてのことなんですけれども、こんなふうに照明灯なりを設置して明るくして交通事故をなくすということはわかりました。また、人員の配置もするというので、私も心配していたんですけれども。また、私は信号機の設置については難しいということで、いろいろあるんだろうなと。ただ、私は、このメモリアルホールは毎日利用するものじゃないので、その都度なので、何とか押しボタン式なりのそういう信号機があったならば利用者もうんと便利だろうなと考えたものですから、質問したわけです。押しボタン式の信号でも難しいんでしょうか。

住民課長(細川 亨君) 今回、横断歩道設置するに当たりましては昨年6月から南相馬警察署交通課とずっと協議をしてきた状況でございます。その中で信号機の話もあったのですが、いかんせん、交通量からしまして信号機よりは横断歩道のほうだろうと、金額のほうで言えば信号機は押しボタンで1基270万円です。それを往復つけますから、その場になって工事費がかさみます。その信号機のお話も協議しまして、横断歩道の設置も協議したところでありましたが、最終的には住民の総意も信号機には必要だということになりまして、最終的に横断歩道を協議の結果選んだという経過でございます。

以上です。

9番(相良 弘君) 押しボタン式の信号機は270万円だと。考えてみますとあそこの交通量は村内の人ばかりじゃないと思うんですよ。今度、小中一貫校もできるし、どんな無謀な運転する人かわからないので、葬式に来て自分の葬式になってしまったのでは話にならないので、例えば、私は転ばぬ先の杖といいますか、それが270万円のできるのであればぜひやったほうが、私はこれから交通量がどんどんふえると思うので、そこを心配したわけなんですけれども、それでも無理なんでしょうか。

村長(菅野典雄君) 信号機をつけるというのは、多分ご存じでしょうけれども、いろいろなところと協議ということになります。そこがいろいろな角度からオーケーということになれば、金の問題ではないというのは十二分わかっていますので、もう一度いろいろ検討をさせていただきたいというふうに思っています。その結果、今のままということになるのかどうか、全くわかりませんが、金の問題ではないというふうに思っています。

以上であります。

9番(相良 弘君) 3番目の重点施策についてでございますが、重点事業の中でも移住・定住等についてが最重要事業だということがわかりました。私もそう思います。ここに述べられております住宅取得、あるいは新築費用、リフォーム費用、そのほかいろいろあるんですけれども、この住宅取得とか新築費用とかリフォームというのは、私は想像すると、ある程度所得が多い方というふうな、この文面だけだと見てしまうんですけれども、例えば、それも必要ですけれども、所得の少ない人、前に、昨年の事業でしたか、今年の実業でしたか、新婚夫婦に助成金を上げるというような、それは所得制限があるんだということ踏まえて、例えば目に見える形で新婚夫婦の助成金なり、あるいはお帰りのさい補助金のような、実際の現金で、それは幾らだかわかりませんが、移住費用として助成するというような予算措置はできないものかどうか。

村長(菅野典雄君) 実は、震災がなければ草野小学校のところが分譲だったわけです。その

ままになっております。村の中にこれから今入ってくる方、二、三名、話がありまして、結構、村の方が家屋を解体したい、あるいは使わないという方の売買に進みつつある、あるいは終わった方もいると、こういうことがあります。でも、人によっては新しく自分でうちをつくりたいという方もいるかもしれないなど。そういう方にはそれなりの建築の一部をしながら、分譲住宅のほうは何年か住めばいいですよとか、そういうことができるのではないかということです。今回の避難にあって、かなりの方がそれぞれ福島その他に土地を買われたようでありますし、うちを建てたようでありますが、多分膨大な金額になっているのではないかなという気がします。都会の方は以外と都会だと物すごい金額ですけども、村に来れば、あ、そういう程度で手に入るんですかという方もいるなというふうに、今までの売買なりになった、あるいは今なりつつあるような話でありますので、そういう方に、少しでも、もし来る方がいれば応援をしたいし、あるいは何ら目的はないけれども、何か飯館村でやってみたいなという方は、村のいわゆるあいているところを使っていただいて、住んでいただきながら、よし、じゃあ、こんな事業をやろうとかという形になればいいなという気がします。今までどちらかという、職場をつくらないとだめだという話なんです、職場は今、どこでもあります。会社も、特養も何でもありますが、道の駅も募集しているわけですから。ところが、なかなかそうはない。そうすると、ちょっと発想を変えて、自分で何かやりたいという方に応援をしていくということも必要なのではないかとか、ちょっと今までと発想を変えながら、移住、定住、交流事業をやっていければなど、こんなふうに思っていますので、また、いろいろと予算委員会の中でいろいろ皆さん方とやりとりをさせていただいて、できるだけ臨機応変な中で皆さん方の移住・定住、交流、喜ばれるようなことをやっていきたいとこのように思っているところであります。

9番（相良 弘君） 私も思うんですけれども、飯館村の復興の一丁目一番地はやっぱり移住定住の人口の流入だと思いますので、これからもぜひ知恵を絞って飯館村の復興に努めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで本日の一般質問を終わります。

#### ◎日程第3、陳情第1号審査報告

議長（菅野新一君） 日程第3、平成30年度陳情第1号待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める陳情書の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました陳情第1号待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める陳情書について、3月5日に委員会を開き慎重に審査した結果について、報告いたします。

本陳情の趣旨は、2015年の子ども・子育て支援新制度実施以降も待機児童は増加しているのにもかかわらず、国はこの解消を3年先送りし、待機児童の解消を初めとした保育、子育て環境の整備は待ったなしの課題となっております。

これら課題の解決のためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認

可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と処遇の改善による保育の質の確保など総合的な対策を進めることであり、その実現に向けて、意見書を政府機関に提出してほしいとの願意であります。

現在、飯舘村の実態からしますと、待機児童については問題がない状況にはあります。しかし、村の保育所、幼稚園、幼稚園に通園していない飯舘村の子供たちも、避難先の自治体において認可保育所、幼稚園、認定こども園等にお世話になっております。このことから、全ての子供たちが質の高い保育を受ける環境を当議会からも求めるものであります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから平成30年度陳情第1号待機児童解消保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める陳情書の件を採決します。

平成30年度陳情第1号に対する委員長の報告は、採択です。

本陳情は、委員長の報告のとおりと決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、平成30年度陳情第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

#### ◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時45分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月7日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野新一

同 会議録署名議員 佐藤健太

同 会議録署名議員 長正利一

同 会議録署名議員 佐藤一郎



1000



平成30年3月8日

平成30年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号）



平成30年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成30年3月8日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成30年3月8日 午前10時00分				
	閉議	平成30年3月8日 午前11時34分				
応（不応）及び 招議出席議員並 出席議員に欠席 議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸		6番 渡邊計	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 松本義之	
地方自治法の 第121条の1 の規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 会長	菅野宗夫	○	農業委員会 会長	石井秀徳	○
選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記 会長	愛澤伸一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年3月8日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～6番）



## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に続き、通告順に発言を許します。

1番 佐藤健太君。

1番（佐藤健太君） おはようございます。

議席番号1番、佐藤健太でございます。平成30年3月の定例会に当たり、一般質問を行うものでございます。

まず冒頭に、長泥地区を除いた避難指示が解除になって間もなく1年が過ぎようとしております。しかし、村民の帰村率が1割程度にとどまっており、今後の政策に期待をするものではありませんが、本年度は特に膨大な復興予算を獲得し、使い切るために、村民との合意形成が手薄になり、村民が置いてきぼり感を抱いてしまっているようにも感じております。

以前、神戸に阪神淡路大震災にまちづくりを学びに行ったことがありました。その中で、あるまちづくり団体から話を聞いたことがありまして、そのときに心に残った話がありました。いい話もたくさん聞いたんですけども、その中で特に心に残った話がありました。これが、神戸でも震災後に短期間に非常に莫大な復興予算がついたことによって、地元の業者以外の手が揃って参入して、そこに住んでいる住民の小さな声はなかなか反映されないまま一気に町をつくり変えてしまって、そこに住んでいる方々が自分たちが作りたかった町ではなく与えられた町になってしまったということをおっしゃっている方がいらっしやいました。そこに誇りが持てなくなったということでの、非常に苦悩を抱きながらの復興をされているという姿をそこでちょっと見たわけでございます。ある意味、この復興予算の副作用的なものがここにあるように感じたわけでございます。

今、飯館も、これと同じではないですが、これに近い状態になってしまっているのではないかというふうに少し危惧をしているところでございます。村民に、飯館村は自分たちで復興させてきたんだと、そういう強い思いを実感して感じてもらうことによって、地元への誇りがまた戻ってくるのかなというふうにも思っています。

震災後の人手不足と業務が非常に煩雑化する中で、ここまで行政主導で牽引してきてくれたことには心から敬意を表しますが、本来、行政は住民のサポート役であり、飯館村は村民が主体となってアイデアを出し合い、知恵を絞り、何とかここまでつくり上げてきた村です。復興予算に限りが見える中、今後はもっともっと村民の力を信じて、帰村者のみならず、村外で避難を継続している村民にも積極的にアプローチをして、根気よく話をし、村民のやる気を引き出すようなソフト面での政策を盛り込むことも必要であろうというふうに思っています。

それでは、私からは3項目5点、追加質問1点の質問をさせていただきます。

まず1つ目、村の情報発信についてです。

イタネちゃんアプリの登録状況と運用状況について伺います。

2つ目、帰村後の生活サポートについてでございます。避難先から村内に帰村した際に、今まで避難先でようやく構築してきたコミュニティが、帰村することによってまた孤独になってしまったり、周りに何もなくなってしまうという方があるというふうに仮設のほうから聞いておりました。また、失われることが怖くてなかなか避難先を離れることができなくてどうしようという声もありました。病院や薬局というところもまだまだ整備が整っていない中で、これに対して行政のほうはどういうふうに対応するのかと、また、行政としての、さらにそれ以外の課題もあるかと思いますが、そういったところをどういうふうに捉えているかというところをお伺いします。

3点目、公共施設の設備についてです。

道の駅ですが、道の駅の飲食スペースの上に非常にきれいな花玉が飾られているわけですから、一方でその花が一体どんなものなのか、どんな名前のもなのか、一体何の花なのかということも紹介がないし、気になるという話も聞いておりました。その花玉の下で食事をしていると、花びらが落下をして今食べているものに入るんだよということも話をもらったことがありましたので、ここで伺いをします。

また、今後生産物がふえてくる中で、野菜や加工品がまた皆さん村民の方たちがつくってくださるというふうに思いますので、これを並べる際に、花玉の管理とこの野菜の管理という部分で、温度や湿度の管理をどういうふうにしていくのかということをお伺いします。

3の2番目です。ふれ愛館について。

利用者から、演者側とホール側のトイレがなく非常に不便だと、なかなか端のほうまでお年寄りの方が歩いていくのに時間がかかってちょっと大変だということも声をいただいておりますので、これの村側の見解をお伺いするものでございます。

3つ目、震災前に体力づくりをしたりというスペースがありました。筋力トレーニングをする場所がどこかないかとか、そういったところもいただいております。村民の健康増進のためにも、以前、今ウルトラ警察隊の皆さんが入っているところの上、そこにジムの施設があったんですが、ああいった場所を早急に開放すべきではないかというふうに思っている次第であります。これに対しての見解を伺うものであります。

さらに、追加の質問で、陽はまた昇る基金についてでございます。この陽はまた昇る基金の支援の継続ということが村長の挨拶の中からございましたが、ふるさと納税の主な原

資でもあり、今後もこの村の発展に非常に有効な財源になり得るもので、今回、ふるさと納税の返礼品に村内の米が入りましたが、以前に、避難をしながらですが、村民の皆さんが生産物や加工品をつくって販売をされておりました。これがなかなかふるさと納税の中になぜ入っていないのかということと、また、今後入れていく計画はあるのかということをお伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帰村後の生活サポートについてという質問が2点目にありますので、こちらをお答えをさせていただきます。

帰村後におけるいわゆるコミュニティの対策としては、避難中につくっていただきましたコミュニティの維持のためにどういうふうにするかということとありますが、常日ごろ国のほうにお話ししていることは、いわゆるまた戻るということは、仮設にしる何にしる、もう一度避難しるよということと同じなんだよと。そこだから何をしるというわけではないが、そのこのところだけはしっかりわかった中でいろいろ進めていただきたいという話をその都度、国のほうには伝えているところでありますが、今のところ、村としては、自治会が解散した場合に約3年間、同窓会が開けるとい、そういう支援をしております、もう既に利用実績があり、帰村あるいは自治会を解散した後の避難生活で生まれたきずなを確かめ合ったり、交流を深めている、こんなようなことがございます。

また、帰村した方の新たなコミュニティづくりとしては、今年度、いわゆる29年度であります、サポートセンターをクリニックのところに運用させまして、日中、帰村した村民が集まっていたいただいて村民同士の健康づくりをしながら楽しくご利用いただけると、こんなこともスタートしたところでございます。さらに、社協によるお茶会なども、それぞれ避難先ではありますが、定期的に開催をさせていただいて、交流、きずなづくりに努めているところであります。

なお、新年度は、これから予算になりますが、いわゆる安否確認をしながら健康の支援をするという事業も入れていきたいと、このように考えているところであります。

それから、医療のほうなんです、いいたてクリニックにつきましては現在、週2回、しかも午前中という診療であります。避難解除になる前から、以前の約束ということでこれをやっていたわけですが、今のところ、帰っていただける村民の人数に合わせてということでありまして、今後、利用者の状況を見ながら秀公会と協議を進めてまいりたいと、このように思っております。

なお、薬局については、前にも申し上げましたが、現在、県と協議中であり、村内に設置したいということでその方向で今、検討を進めているところであります。

次に、生活インフラに対する行政としての課題であります、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービス、あるいは買い物、高齢者世帯、ひとり暮らし世帯の緊急時の連絡体制、または村内巡回バスなどの運行などが課題として上げられるなどということですが、できるものから1つ1つ取り組み、一人でも多くの村民に帰村していただける環境を整備してまいりたいと、このように思っております。

なお、新年度事業としては、村外の、前にも話しましたが、村外の介護サービスを受け



たいという方に車の手配の事業を県の事業などでやる予定でいるところでもあります。

それから、公共施設の道の駅でございます。飯舘村の道の駅までい館は、去年の8月12日にオープンして以来、村民初め県道を通る方など大勢の方にご利用をいただいているところでもあります。中でも、までいホールにつられて色とりどりの花玉につきましては、までい館最大の特徴であり、おおむね好評というところでございます。

ご質問のこの花卉が落下してきて食品に混入する件でございますが、不快に感ずるという方も何件かありまして、そのときはいわゆる食べ物を改めてつくるようにと、このように指示をしているところでもあります。そういう方もいますが、他方で、食べているときに本物の生花がちらちらと落ちてくると、これほど風情のある道の駅はないなど、こういう方もいるというふうに思っております。できればそういうやはり道の駅にしたいものなと思っておりますが、人それぞれ考え方はありますので、両面の対応をしっかりとやっていきたいと、このように思っているところでもあります。

なお、PRあるいは注意の喚起の仕方、工夫する必要はあるなど今のご質問でわかりましたので、しっかりその辺を考えていきたいと思っておりますし、イメージアップをやはりどうしていくかということでもありますので、運営会社とともに検討、改善をやっていきたいと、このように思っております。

また、ご質問にありました野菜や加工品の管理ですが、品目とか数量がふえてくることは大変いいことではございますが、やっぱりその管理をしっかりしなければならないということでもあります。特に、村内の生産者が、元気になって来ていただいて、いろいろなものを出していただけるというのは大変喜ばしいことではございますが、これもやっぱりしっかりやっけていかないといけないなどということでもございますので、できるだけよい品質でお客様に喜ばれるような、そういう温度・湿度の管理に努めていきたいと、このように思っているところでもあります。

道の駅ですが、普通一般に、飯舘村が県内31番目ということだったような気がいたしますが、かなりあるわけでもありますから、どう差別化・区別化をするかというのが特徴だろうなというふうに思っております。普通一般には、トイレに回り、食べ物を食べて、お土産を買おうと、こういうことでもあります。これは当然、経営上大切なことでもありますけれども、何かほかよりは楽しい、おもしろい、あるいは癒される、ユニークだとか、あるいは写真スポットがある道の駅とか、そういう考え方を少しずつ入れて、ほかとの区別化などもやっていくことが大切ではないかと、そのように思っているところでもあります。

追加の、陽はまた昇る基金にお答えをさせていただきます。

陽はまた昇る基金の財源の大部分は、ご質問のようにふるさと納税によるものが結構多いということでもあります。昨年度末残高でのことではございますが、基金の積立額は約9億9,000万であります。職員たちが必死に自主財源をためて、できるだけ国県の事業をうまく使っていくということで集めた金が9億9,000万、こういうことでもあります。いずれ国の事業、県の事業、全てかゆいところに届くということはないだろうと。そのときに、村民にいかにか村としてそれをやるのが大切ではないかということで、陽はまた昇る基金というのを何年前につくってこつこつとためた金額、こういうことでもあります。

そのうちの約3億円がふるさと納税からの収入であるわけでありまして、ふるさと納税の目玉であります返礼品についてはその地域の特産品が主であります。村の場合はご存じのように一番のメインの飯舘牛がないと、こういうことでもありますので、その他の自治体の返礼品でお願いしたいと、そんなようなことをやっているところでもあります。これもまたほかと違うものですから大きな反響を呼んで、かなりの金額がふるさと納税されていると、こういうことでもあります。

本来のふるさと納税の趣旨であります地域産業の活性化の意味でも、村としてもできるだけ村民が生産したものや加工品を返礼品に加えてだんだんといきたいなというふうに考えておりますが、商品の注文に対応するための商品の生産・在庫数、あるいは商品の発送にかかわる作業の手間の問題などなど、なかなか大変なことがあるなという気がしますから、できるだけ村のものをこれから上げていくにしても、やっぱりその辺が相手に対して不満にならないようにしていかなければならないなというふうに思っています。現在ではお米のみがラインアップに入っているという状況でありまして、これまた話題になっているところでもあります。

今後、村の産品を加えていくことについては、今のような課題に対し、例えば数の不足は数量限定品扱いとか、それで注文を受けるとか、あるいは商品発送の手間は業者に委託するとか、納税者の希望に対する対応が可能な方法を検討してより多くの村の産品を加えていかなければならないと、このように思っているところでもあります。もし、村民から自分の生産や加工した品を村のふるさと納税の返礼品に加えていただきたい旨のお話がありましたら、いろいろ相談には乗りたいというふうには思いますが、それなりの課題とやはり責任があると、このことだけはご理解をいただきたいと、このように思っております。

以上、他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、1点目の村の情報発信についてのご質問にお答えいたします。

イタネちゃんアプリは、今回の災害により広範囲に避難した村民への速やかな情報伝達の手段として村が行ってまいりましたタブレット端末による情報伝達の次の手段として実施しているものでございます。昨今、村民にもスマートフォンが普及する中、スマートフォンで利用できるアプリケーションソフトとして昨年7月より運用を開始しております。

ご質問の平成30年2月末の登録状況でございますが、現在、48人でございます。48人というこの数字でございますけれども、これはアプリの中の村民だけが利用できる項目、IDを取得して村民が利用できる項目ということで、例えばふるさとカメラなどを見る際の認証登録者数でありまして、そのほか、村からのお知らせなど認証を必要としない項目につきましてはどなたでも閲覧することが可能となっているところがございます。現在、村民の中でどなたがご利用されているのかということまではちょっと把握できない状況でございます。

次に、このアプリの運用状況でございますが、このアプリへのアクセス数につきまして

は、少ない月で450件程度、多い月ですと860件程度ということで、2月までの平均で月662件程度のアクセスがある状況でございます。ご利用が多い項目としましては、村からのお知らせが最も多く、次に、村の状況が見られるふるさとカメラ、次に、利用者同士が交流できる掲示板コミュニティ広場という状況です。

ほかに、村ではアプリに関しての説明会を仮設住宅等で本年度4回実施しておりまして、操作方法の普及に努めているところでありますが、今後、より多くの方に利用してもらえるようにPR活動を継続してまいります。

ただ、このイイタネちゃんアプリにつきましては、現在、国の予算でソフトの更新や保守に係る費用を賄っておりまして、今後、避難生活の終了、あるいは国の財政支援の終りに伴いまして、こうした仕組みも徐々に縮小に向けた見直しを行っていかねばならないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは、佐藤健太議員の公共施設の設備についての1つ目、ふれ愛館のトイレについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ふれ愛館は、平成27年8月の開館から今日まで、公共団体はもとより行政区の皆さんや文化団体、趣味等の任意団体等多くの皆様からご利用いただいております。大変感謝を申し上げたいところでございます。その中で、ふれ愛館のホールについては、生涯学習課の自主文化事業でのコンサートや各団体の企画によるイベント、それからさまざまな説明会などご利用いただいております。住民等が一堂に会する場として大変喜ばれているところでございます。

さて、ご質問のホール側のトイレについてでございますけれども、ステージの上手に演者の控室がございまして、そこに洋式トイレがございまして、演者の方については基本的に控室のトイレをご利用いただいております。また、利用者のトイレについては、ホールの反対側である廊下の奥にあるため、ホールから少し距離がございまして不便をおかけしていることもあるかなと思っております。一方、ホールと東側のトイレの間には、交流回廊と呼んでおりますけれども、木彫、絵画、図書コーナー、外にはブロンズ像なども見えるというふうなことで、いろいろ展示しております。来館される方からは文化の香りのする空間がすばらしいと好評を得ているところでございます。したがって、トイレとホールの距離は多少あるんですけれども、そんなに遠くはありませんので、ご理解をいただければと思っております。なお、現在のところ、トイレの増設は考えてはおりませんが、村の自主文化事業のイベント開催時には、間にトイレ休憩の時間をしっかり設けてそこは対応しているところでございます。いずれにしても、案内等表示等の工夫によって、少しでもご不便を緩和できるように努めてまいりたいと考えております。

また、一般利用の方、主催者には事前に施設の利用方法を説明をさせていただいておりますので、今回のご質問の趣旨も踏まえまして、トイレ利用の説明を加えて利用していただける方にご不便のないよう説明をしていきたいというふうに思っております。

次に、公共施設の2つ目のご質問でございます。トレーニング施設の開放についてお答えをさせていただきたいと思っております。

震災前は、飯舘村多目的集会所の2階にランニングマシーンを初めとするトレーニング

器具等を設置をいたしまして、イッツまでいフィットネスクラブ事業としてご利用をいただいております。村民個々の利用はもとより、体力向上や健康増進につなげるために、いきいき元気アップ指導者養成講習会や高齢者体力づくり指導者講習会など、指導者の育成事業も展開しておったところでございます。

震災以降は、避難する住民に運動する場を提供するために、県の青少年会館の体育館や日東紡のプールなどの施設開放事業によって体を動かす機会を提供してきたところでございます。この間、飯館村の多目的集会所は、村内の治安維持や防犯の拠点といたしまして福島県本部のウルトラ警察隊が使用しております、いましばらくはこの状態が続くものと考えているところでございます。

今後につきましては、現在整備を進めております飯館村スポーツ公園で、村民が集い、運動できる環境がある程度整ってまいりますので、例えば陸上競技場などのいろいろな施設ができますので、そういうところでスポーツ教室等の事業を展開し、住民の体力・健康増進に努めてまいりたいと思っております。

なお、トレーニング器具については、多くの器具が経年劣化等によって使用できない現状でございますので、スポーツ公園の利活用準備委員会での意見をお聞きしながら、8月のスポーツ公園フルオープンまでには、器具の新規導入なども含めまして、使用場所や利用方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

1 番（佐藤健太君） 数点、再質問をさせていただきます。

まず、イイタネちゃんアプリの状況についてですけれども、村民の登録は48名と余り伸びていないような状況なんですけれども、これが運用からここまで、どのような広報を何回ほどしたのかということをお聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） イイタネちゃんアプリでございますが、7月に運用開始をいたしまして、その後、8月に村の広報紙にアプリが配信されましたという旨の記事を載せてございます。その他、折を見てといいますか、村のホームページ等でも設置のご案内をしているところでございます。

1 番（佐藤健太君） このイイタネちゃんアプリの観覧数というか、アクセス数のところで、少ない月で450件、登録が48名ということで450件、月でいうと10回程度、多いときで20回程度利用しているということで、これは決して悪くない数値じゃないかなと思っております。例えば480名とか4,800名とかという形になってくるとこのアクセス数は相当伸びるというふうに思っていて、結構情報発信には非常に有効なツールなんじゃないかなというふうに思うんですが、実際私も中をのぞいているんですけれども、イベントカレンダーとか村の中でどんなイベントがあるのかということが掲示されているページがあるんですけれども、一向に更新がなくて何も入っていないという状況があります。その他の情報も何件かしか更新がされていないという状況でして、これではやっぱりなかなかアクセスは伸びないだろうなというふうに思っています。ここを入れていくというのは非常に手間がかかるのかどうなのかということと、村としては実は余力を入れていないというような印象があるので、ここについてどうお考えか聞かせてください。

総務課長（愛澤伸一君） ご利用の中で、情報の更新がないということで大変ご迷惑をおかけしていただいております。先ほどご説明いたしましたこの48名は、ご説明の中でも申し上げましたが、IDを取得しまして村民のみに公開できる情報、いわゆるふるさとカメラの映像等を見るための権利を取得するための人数ということで、それを取得されている方が48名でございまして、その他の誰でも入れるところに入っておられる方でイイタネちゃんアプリをダウンロードされた方は、191名おられるようでございます。ただ、この方が全員村民なのかどうかというのはちょっとわからないということで、191名の方は何らかの形でこちらのイイタネちゃんアプリをごらんいただいているという状況でございます。

おただしの更新の関係なんでございますが、村の現在の広報体制は、月1回の定期の広報紙、それから月2回発行のお知らせ版、それから村のホームページ、それから村民にお配りしておりますタブレットの情報、それからさらにこのイイタネちゃんアプリということで、現在5種類の情報発信機会をもって、できるだけきめ細かく村の情報が多くの方に伝わるようにということで、この情報発信の機会を多く持っているところでございます。村広報の方針といたしましては、何か特別な端末にアクセスしないと特定の情報が得られない、例えばイイタネちゃんアプリを見ないとわからないというような情報発信の仕方は、これはしないようにしようというふうにしておりまして、同じ情報を広報でもホームページでも、このイイタネちゃんアプリでも見られるように、共通の情報をそれぞれに出すようにしてございます。そうすることで、広報紙は見られないんだけどイイタネちゃんアプリを見れば村の情報がわかる、あるいは逆に、イイタネちゃんアプリを見なくても村の広報紙で情報がちゃんと伝わるという、こういう関係をつくっているところでございます。

情報の更新につきましては、本当に申しわけない状況でございまして、今後、新しい情報を取り入れるように意を用いてまいりたいというふうに思っているところでございます。現状のところは限られた職員の中で対応しておりまして、なかなか思うように進んでいないところでございます。以上です。

1番（佐藤健太君） このアプリなんですが、情報というところで、やっぱり避難をしながら生活している中で、私たちは特にスマートフォンを持つ世代でございますので、この情報を常に仕入れることができます。なかなか広報、月に1回の広報だと、どうしてもおくれおくれという形になってしまいますので、最新の情報を最新のうちに村民に届けるということも1つ行政の大きな仕事なんじゃないかなというふうにも思いますし、例えば、新聞だったりテレビだったりということで先に報道が流れてしまって、後からおしかりを受けるということも多々今まであったと思います。そういった形でも、このスピード感がある情報発信というところに重きを置くようなツールを1つ用意することも必要なんじゃないかなというふうに私は思っております。これに非常に有効的なのがこのアプリということで、なかなか手間はかかるとは思いますし人手もいない中ですがけれども、実際にここを利用していくことによって、例えば村内の施設の空き状況であったりそういったところも、電話で問い合わせをしなくてもここを見ればどういう状況になっているのかというこ

とが理解ができるというようなものにも生かしていけるでしょうし、さまざまに広げることでもありますので、例えば、村民しか見られないようなIDが必要なページを絞って、もっと広く一般の人たちにも見ていただくことによって移住・定住のきっかけになるということもあると思いますので、ぜひこのアプリの有効な利用をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

次に進みたいと思います。2点目の帰村後の生活サポートについて再質問です。

この仮設住宅や借り上げ住宅の期限が迫ってくるというふうに皆さん危惧をしております、この期限が迫ってくる中で、やはり自分に残るべきなのかどうすべきかということ非常に悩んでおられる方がいらっしゃいまして、そこに対してなかなか行政のほうでも対応が、1つ1つやっていくといえども、なかなか追いついていないという状況があるなというふうに思っていますので、やっぱり最優先課題として村として入れるべきではないかというふうに思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○ 飯野支所長（高橋正文君） 議員のご質問のとおり、ただいま村長も申し上げましたが、今度2度目の避難という感覚が住民の方、仮設に住んでいる方には多分にあるということで、不安、心配が多いということは私のほうでも理解しております。それでは、いかにして新しい生活に円滑に移行できるかということで、現在、支所では意向調査、今年度から進めております。支所では仮設の意向調査、県では借り上げ住宅の意向調査を現在進めているところであります。

○ 支所では仮設のほうをやっておりますが、この内容を申し上げますと、まず、聞き取りの状況ですね。まず、住まいの確保の状況とか、あとは世帯の健康状態、その家族の動向とか、丁寧な聞き取りをするように指示をしているところであります。その調査も総体的な対応ではなくて、個人個人に全戸、1人1人意向調査をしております、個票を作成して、例えば現在リフォーム中で何月まで仕上がるのか、そうなれば飯館に帰れる。家を解体して帰る家がない。家族が病気で医者から離れられないとか、そのような個人の千差万別の状況を今、調査しているところであります。その結果をもとに、今度、庁内、きのうも若干お話ししましたが、庁内横断的に三者の連絡会議というのを今年度から始めております。これは、生活支援、健康福祉、社協で、今月からはもう一つの部署、建設課。これは村営住宅の担当であります、四者で庁内の連絡会議というのを今年度も進めてまいります。30年度においてもそれを充実していく。

○ その会議の内容ですが、その個人個人から聞き取りしたケースごとに、1人ごとに、この方はこういう状況だから、住まいがないので村営住宅のほうに勧める。この家庭では体の弱っている方がいるので健康福祉課で対応、訪問をお願いしますとか、そのように、まさにきのうもお話ありましたが、1人1人に寄り添った対応をやっていきたいと。30年度においては、議員が今おっしゃったように供用期間の期限が決まっておりますので、1年をかけていたのでは間に合いませんので、年度当初からここを重点に取り組んで、皆さんが4月以降、安心して新たな生活に移行できるようにしっかりと支援していくということになっております。

村長（菅野典雄君） つけ加えさせていただきますが、全くおっしゃるとおり、ある意味では

最重要課題かなと、こんなふうにも思って考えています。つまり、今おただしの中に、いわゆる村に戻るか、それとも戻らないか、これは対応は何とかできるんだろうと思うんですが、自分でどうしたらいいかわからないという方が結構いるということでもあります。ただ、一方で、仮設住宅などはもう来年の3月であげなければならないというところもありますので、さあ、その場合どうするかというのも何回か話し合いはされています。その場合に、村でどういう対応をしたり、村のどこに住んでもらったらいいのかとか、非常に悩ましい問題だということは十二分にわかっているつもりであります。今、担当の支所長が言ったような形で、かなり精力的に個々に話し合いしたり対応したりということが大きなことではないかなというふうに思っています。あえて最重点事業というふうには、再重点対応ということで村としては意識をしているところでもあります。以上です。

1番（佐藤健太君） やはりまだ避難が、9割の方たちがそんなにいるということで、判断を待っていることもありますので、ぜひ早急に対応策をつくっていただければというふうに思います。

次に進みます。次、3点目、公共施設の設備についての再質問でございます。

道の駅の先ほどあった花玉という部分に関してですけれども、これのほかに、例えばあそこにはトイレ側に木彫があつたりということで施設の中にさまざまなものが飾られているわけですけれども、こういったものに関しての例えば作者であつたり、そういったものの情報というものがいないなか、道の駅だけじゃなくて交流センターのほうもそうですけれども、作者の情報、どんな方がつくったのか、どんな作品なのかというところの概要というか、そういった情報があつてもいいんじゃないかなというふうに思っております。これについていかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、その人の思いなり、あるいは趣旨なり、こちらの趣旨なりをやらなければならないなと思つているところでもあります。なかなか手が回らなくてこれからということなんですが、また、それ以上に大切なのは、やっぱり趣旨を理解して、来た方が尋ねたりなんなりしたときにどういうお話ができるかというのが、多分、村について、表示だけではなくて、話なのではないかなという気がします。ところが、そこら辺がまだ、庁内的に、あるいはそれぞれの部署部署に行き渡っていないということもあるなど、今の質問で改めて感じさせていただいたところでもありますので、新年度はその辺、どういうことでどうなのか。例えば私は、1,700世帯だった村が3,200世帯になりましたと。ああ、人口ふえたんですかと、こういう言い方も都会にはあるわけですが、そうではないんだと。1軒のうちが2つ、3つ、下手をすると4カ所に分かれて生活をする。その結果、じゃあ、避難解除になって戻れるのかというと、戻る家庭もいるでしょうけれども、大方は離れた中でやっていくと。そうなると、離れた中でもやっぱり家族の大切さ、きずな、親子、夫婦、そういうあり方が大切ではないかと。そういう意味で、いわゆる今回の作者の考え方は非常に共鳴できるのではないかと。そういう思いも込めて置いているんだという話が、残念ながら私の不徳のいたすところで全体に伝わっていないと、こういうことがあるのではないかと。そういう話をするのが、ああなるほど、村はそういう状況の中で、そういう考えで復興に向けてやっているんだなということを知ってもらふということが大切だと、

このように思っていますので、今、ご指摘いただいたことで来年度、そういうのは全庁的にやっぱり誰でもお話ができるようにしていきたいと、このように思っております。

1 番（佐藤健太君） そのブロンズ像や木彫の部分も、結構な金額をかけて購入している部分もありますので、しっかりその辺の情報を供与しながら、有効に使っていただければなどというふうに思っております。

続いて、花玉に関してなんですけれども、あれを触っていてあそこにつるすまで、もしくはあそこにつるしている最中、殺虫剤だったり農薬だったりという部分の散布なんかはされているのか。これは花が落ちてきて食品に入るといえることがあるという中で、やっぱりそういうことも心配されるわけですので、この辺についてお伺いします。

村長（菅野典雄君） 全て詳しいことはわかりませんが、多分、消毒とかというのは、あるいは花の勢いが落ちたとか、そういうのは全て、外して別棟のハウスの中で全てやってきているのではないと、こんなふうに思っていますので、あそこで殺虫剤をとか、ちょっと人間に大変だということをやめることは全くないのではないかと思います。なお、担当のほうによく聞いてその辺は十二分に注意をするようにお話をしておきたいというふうに思っております。

1 番（佐藤健太君） 恐らくあそこにつるしたまま殺虫剤をかけるということは余り現実的ではないかなと思っております。あの花玉は、別棟で育てている間に、生育に関してのふぐあいが生じて、例えばそこに虫がついたりすることを避けるために殺虫剤をかけたということが、花びらに付着をしていて、それが落ちて、食器に入ったときに農薬が混入とかという形にも、気にする方は気にされる部分がありますので、こういった形で、どういうつくり方をしているのかという部分とかの、どこまでいっても切りがなくなってしまう部分もあるんですが、そういった丁寧な説明がどこかにあってもいいのかなど。もしくは、どこかに提示しておくということではなくても、そういった方法があってもいいのかなどというふうにも私個人としては捉える部分ではありますので、この辺の広報、こういったところも気をつけていただきたいなというふうに思います。

あと、いわゆる花玉という部分に関して、俗にインスタ映えのスポットになっているわけですが、これに関してももっと戦略的に、今、SNSが非常に世の中に広まっている状況でもありますので、そのSNSを使って村民だけではなくて村外から来た方も情報発信をしてくださると。インフルエンサーという形で、海外からもいらっしゃったりするわけですから、そういったところでSNSを通して何をそこから発信していただくのかというところを、もっともっと戦略的に仕組みをつくって発信をすべきだと思うんですが、これについていかがお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くおっしゃるとおりです。それ以外に、国の事業を使い、場合によっては村のお金もつかっているわけ、あるいは支援していただいたお金も使っているわけがありますから、いかにやっぱり情報発信をして、飯舘村をしっかりと、復興に向けて進んでいるということを発信していくことが大切だと思いますので、もう一度、までき組合なり、村全体として、その辺をしっかりと考えていくことにしたいというふうに思っております。以上です。



1 番（佐藤健太君） 道の駅のほうですが、情報発信ということは非常にこの時代、大事なことになってまいります。さらに、そこでは食品を扱うわけですので、その安全性というところもあわせて丁寧に発信をしていくということが非常に大事ななというふうに思っています。さらには、これから生産者の方たちが、来年度かな、作付をたくさんされるということで、生産物がふえてまいりますので、そういったところの管理ということで、農家さんが手塩にかけた野菜たちを預かって販売をするということですので、道の駅としてもロスがないように、やっぱり薬物なんかは日持ちもしないですし、なかなか来客数がふえないと3日4日と預かることになるわけですので、その辺をロスなくどう売り切るのかという販売戦略を持って取り組んでいただきたいなと思っていますし、そのことによって、しっかり売れるという実感がそこでつくことによって、また村民ももつともつとちゃんとつくろう、おいしいものをたくさんつくろうという、そういういい循環になってくると思っていますので、その誇りになるような場所、特に道の駅というのは復興のフロント、顔ですので、ここを特に重点的に力を入れて施設運営に当たっていただきたいなというふうに思っています、それを申し添えて次に進みたいというふうに思います。

次が、体力づくりに関してです。ウルトラ警察隊の皆さんが村内のパトロールをされているということで非常にありがたいなというふうに思っていますが、この警察隊の方たちの期間というか、いつまであそこをご利用になる予定なのかというところを、わかればお聞かせください。

副村長（門間伸市君） 実は、2年前で終わる予定だったんです。まだまだ治安が不安だということでありまして、村長と議長名ですか、継続の要請を国のほうにしましたところ、一応1年1年なんですね、継続する、しないは。当面は、30年度もやっていただけることになっていますが、人数は多分減ると思います。減ると思いますが、30年度は継続してやっていただけると。その後はまた国と協議になるとは思いますが、できるだけ、まだ戻ってきている村民も少ないですので、継続していただけるような要請をしていきたいと思っています。

1 番（佐藤健太君） といいますのも、先ほどはスポーツ公園の整備ということで、もうしばらくということもありましたし、施設ができるまで待つということももちろんあるんですが、やはりスポーツ公園のほうの施設も結構大きな施設でして、村民の話を見ると、仕事帰りにちょっと寄れるような、そういったコンパクトな使い勝手のいい施設、小規模で気軽に利用できるトレーニング施設ということを望んでいる方がいらっしゃいます。そういった形で、やはり今のウルトラ警察隊が入っていらっしゃるあの建物ぐらいの規模がちょうどいいのかなというふうに感じてまして、やっぱり村民の皆さんも、村に戻ってきた方たちも、あそこが使いなれているという部分もありまして、そういったところを、例えば事務所をまたちょっと別なところに移ってもらうという形で、あそこをあけて開放することはあり得るものかどうかというところをお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 以前、村民の体力づくりということで多目的ホールの2階で運動器具を置いてというところ、村民が非常に気楽にできたと。まして、離れているところでありまして、余り時間に関係なくと、こういうことも可能だというところの話が今、お聞きしてなるほどなというふうに思ったところでもあります。ただ、ウルトラ警察隊のほうも、村内

をずっとパトカーで回っているということがある意味で村民の安心になりますので、多分、毎年毎年と、今、副村長からの話でありますけれども、多分あと二、三年は続けていただけるのではないかと、こんなふうに思っています。そこで、ウルトラ警察隊がどこか別なところに移った中でそこが開放できるかというのは、全く今まで考えたこともなかったんですが、ウルトラ警察隊もあそこにパトカーがとまっているというところが多分抑止力になると、こういうふうにしてあの場所をお貸ししたりということなものですから、可能なかどうか全くここで返事はできませんが、1つの方法としてあるのかどうか、今後の検討はしてみたいというふうには思いますが、可能性としてはなかなか大変なのかなというふうに思っています。そのかわり、もう一、二年ちょっと我慢をしていただいて、別なところでスポーツができる、運動ができるような形ができないのかどうかというのもあるなという気がします。例えば、よくはわかりませんが、全く私の単独ですけれども、草野小学校も今使っているところもありますし、あいている場所がありますので、そういうのが使えるのか使えないのかというのもみんなで、庁内でいろいろ話し合ってみないと、このように思っております。

1番（佐藤健太君） ぜひ施設の規模感というところも、あわせて検討していただければなというふうに思っています。余り広々しているからいいという問題ではなくて、やっぱりそれなりに使いやすい、中に入って1人で暖房つけて暖まるまで待って運動するとかというほどの時間は、多分皆さんないと思いますので、ちょっと行って1時間2時間運動して帰ってくるというくらいの使用時間だと思いますので、そういった形でも非常に使い勝手のいい、スポーツ公園をつくるのであってもある程度区切られたようなところもあつていいのかなと。また、例えば筋力トレーニングをしている姿を余りほかに見られたくないと、こっそり鍛えたいという人も中にはいらっしゃるかもしれませんので、そういった形で使い勝手がいい施設が今後できることを期待をしています。

追加質問に当たって、陽はまた昇る基金についてという形で、この生産者の皆さん、先ほど説明の中でもロット数だとか生産品目の数がそろうのかという話がありましたが、こういった形で村から各生産者さんに対して何かアプローチをかけたことはあったのか。また、加工物や生産物が誰が何をつくっているのかというリストアップなんかはしていらないのかというところをお聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） 村の中では以前から、キムチであるとか、長い間加工食品、加工されている方がいらっちゃって、打診はしたことはあろうかというふうに思っております。ただ、その中で、今言ったとおり、なかなか十分な数がそろわないということで、なかなか成約まで至らなかったということでございます。

1番（佐藤健太君） やはりそこにまだまだ漏れがあるのではないかなというふうに思っています。声かけられていないよ、全然村からそういう案内も来ていないとおっしゃっている生産者もいらっしゃいますし、結構、全国的にファンもいらっしゃる方も中にはいらっしゃいますので、ロット数なんかも、先ほどお話にあったように、数を限ったりとか、生産の能力がどのぐらいあるのかということをお話した中で、なるべく地元のものをそこにに入れていくという動きをしていくべきだろうなというふうに私は考えています。

で、特に、避難指示解除になって生産物がふえてくるところもありますので、さらに細かい、綿密なリストアップをしながら行政のほうからもアプローチをかけていくということで、どんどんふるさと納税の返礼品のほうの割合を村民の生産物のほうに移行していくという動きも必要なのではないかなというふうに捉えています。この村民の生産物、加工物ということを広くPRをする意味でも、非常に有効にふるさと納税ということは機能すると思いますので、この1年1年、ふるさと納税のファンをふやしていくということもとても大事なことであって、ゆくゆくは村民のつくる産品を中心に、ロスのない、自立したふるさと納税の確立ができることを私の今後の大きな期待として、今回の一般質問を終わりたいなというふうに思います。

議長（菅野新一君） これでは佐藤健太君の一般質問を終わります。

続いて、3番 佐藤一郎君の発言を許します。

3番（佐藤一郎君） 今回、2点について質問いたします。1つは農業関係について、2つには総務関係について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、減反廃止後の農地保全に係る質問をいたします。

ご存じのとおり、昭和45年から国策としてスタートした減反制度、この制度そのものの始まりは、旧食管制度の赤字解消が目的だったとされています。さらに、国の保護政策の裏面として、減反政策は転作面積の配分を柱とした生産調整、そして転作奨励金、補助金などが導入され、その後の農家の意欲の低下、経営の悪化につながったことはご承知のとおりであります。一方、この減反政策は悪いことばかりではなく、行政区ごとに行い、農地保全も村挙げてやりましたし、ある程度地権者にもお金が入って、まとまりができて、村外への農地の流動化も抑止できたのではないかと考えております。本来なら、半世紀にわたり制度化された施策が廃止されますからもっと国全体も騒ぎになりそうではありますが、余り議論にはなっていないし、村もやっぱり同様であります。

今、村は全村避難で帰村率も低い状況にありますし、地権者が村外にいる状況にありますので、村外にいても村民に、村の農地利用計画の方針なりその手順をわかるようにすることが必要であると思いますが、どのように進めるのか伺います。

次に、2点目には、平成30年度予算の復興重点施策について質問いたします。

先日の相良議員の質問と重なりますが、新聞に県の当初予算が出ておりました。それによりますと、県の当初予算は約1兆円を超える予算で、震災以降は最少になったとあり、その最少になった要因は復興関連の建設事業、また、除染が進んで震災の対策費が減ったことが要因と書かれていました。さらに、財政運営も厳しく、財源不足もあって、各基金を取り崩し、対応し、32年の復興期間が終わっても復興の取り組みは続くので、力を尽くしたいとありました。

そこで、村の当初予算はどうなんだろう、同じことが言えるのではないだろうかと思ったところであります。詳しくは予算特別委員会で聞いて細かな質問はさせていただきたいと思いますが、質問は、平成30年度当初予算編成に当たり、どのような復興策を重点施策として進めようとしているかを伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎議員の質問にお答えをさせていただきます。

後ほど予算委員会がありますから、そこでまたいろいろという話がありましたが、全くそのとおりですが、実は飯舘村は、震災前は大体40億前後で進んできたものが、年を追うごとに、震災に遭ってから60億になり、80億になり、そして100億になり、29年度は200億を超えると。そしてまた、来年度はこの前の説明でも申し上げましたように、100億内になるということでありまして、常日ごろ、いわゆる人口が減った中で村を運営していくということはまさに大変なことなので、もともとの40億以下になる可能性もあるので、その認識をしっかり持ってという話はずっとしてきているところでございます。そういう中で、一方ではこの復興期間に、今のうちにやはりやっておいたほうが、後々、少ない財源の中でやりくりができると、そういう考え方も一方でしていけないと、ただただ、後で後でというだけでは済まないのではないかと、このように思っています。

○ そういう中で、相良議員のご質問にもお答えしましたが、どれが最重点かということ、結構やっぱり何本もあるわけでありまして、その1つとして、現実には人口が少なくなるとこういうこと、人口が交付税の大まかなところの基準になると、こういうことでもありますので、30年度は震災復興2年目ということで、移住・定住交流事業というものを最重点に取り組んでいきたいなど。少しでもやはり村外の方にきていただけるように、あるいは村民の方が戻ってきていただけるようにと、こういうことがこの避難解除後2年目の事業ということではないかというふうに考えているところであります。

また、もう一つは、残念ながら20行政区の中の1行政区、長泥だけが全く手つかずの状況でございます。そういう意味では、帰還困難地域の長泥におけるいわゆる特定復興再生拠点エリアの整備事業、これも村として大変重要な事業にやはり位置づけなければならぬのではないかと、このように思っておりまして、できるだけその辺を国との協議の中で、少しでも長泥の皆さん方がその他の19の行政区と同じような形に近づけるようにしていかなければならないと、このように思っているところであります。

○ なお、深谷の復興拠点、道の駅、先ほどいろいろな質問をいただきまして、改善する点多々あるなという気がいたしますが、そういう中で、さらに後ろのほうに、復興住宅であったり、あるいは子供さん方が、たとえ帰ってこなくても足を運んでいただけるような、そういう子供たちが安心して遊べる場を整備する多目的交流広場整備事業なども30年度の事業ではないかと、このように思っているところであります。

それから、農業のほうを考えますと、繁殖和牛の個体管理実施を行う個体一元化管理システムというのも本年度の事業でございますし、さらに、森林のほうも再生するためのいろいろな事業も入れていかなければならない。あるいは、前にも申しましたように、交付税というようなものができないのかどうか、そんなことも要望として今年度はやはり強く言っていかなければならないのではないかというふうに思っております。農家の土づくりを支援する耕せまでいな土づくり支援事業というのも入れまして、産業の振興に取り組んでいきたいと、このように思っております。

さらに、村民が戻ってきていただけるようにということで、村営住宅もやはり充実していかなければならないのではないかとということで、29年度からの継続でありますけれども、深谷の復興住宅あるいは桶地内の復興住宅などなども大きな事業になると、このように思

っているところであります。

さらに、今、教育界ではアクティブラーニングという言葉が結構言われております。つまり、知識を入れるのも大切だけれども、その前にやっぱりやる気、意欲を持たせることが大切だと、こういうことでありまして、あるいは、コミュニケーションとか思考力を身につけるといふことで、去年、あるいはその前も幾らかはありましたけれども、花まる学習会とか笑育とか、あるいは著名な柳田邦夫、伊勢英子さんの特別授業など、そういうのも入れてきたところがございます。そういう意味で、認定こども園などもしっかり、やっぱり新しい形でありますので、やっていくというのも今年度の大きな課題ではないかと、このように思っていますし、先ほどありましたように、見守り隊なども継続してやってきておりますが、若干、人数は減るだろうと思いますが、村民のまだまだ戻りきれていない村内をパトロールするというのも大切な事業かなと、こんなふうには思っています。

なかなか言い切れないところもありますが、1つ1つやはり復興に向けて、今、できる事業をやっていく、あるいはできれば国の、県の事業をうまく使ってくと、そういう趣旨で30年度はいければと、このように思っているところであります。

以上であります。あとは、担当のほうからお答えをさせていただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の1の減反廃止後の農地保全についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、平成29年度をもって国による生産数量目標が廃止されることになり、平成30年度からは減反制度そのものが廃止されます。これに対して、県では福島県水田農業産地づくり対策等推進会議が主食用米の需要減少率を年1%と設定し、県及び市町村単位で設置されている地域農業再生協議会に対して、生産数量、面積の目安を示すことになっております。このため、各地域農業再生協議会では、国による生産数量目標が廃止されても大きな混乱は起きないものと考えております。

また、被災12市町村においては、前年度の作付再開面積相当分が翌年度も再開されるものとして主食用米の作付面積を設定することができることになっておりますので、今後、村内で主食用米の生産再開を希望する農家にとっては大きなマイナス要因にはならないものと考えております。

なお、村では平成29年度当初から各集落ごとに地域ぐるみでの作付再開、農地利用に向けての話し合いを進めており、集落の要請に応じて、これまで16行政区で延べ45回の説明会を実施しております。この結果、11集落から今後5年間をめどとした作付再開計画が提出されており、平成30年度はこの計画に基づいて集落の農業担い手への農地集積のほか、新規就農者や農業法人等の新規参入・誘致を進めるとともに、残りの9集落においても作付再開計画が策定されるよう誘導してまいりたいと考えております。

なお、農地中間管理事業を活用しての農地の集積を行えば、集落や作付再開を断念した農家が農地集積協力金や経営転換協力金などの交付を受けることができる制度がありますので、作付再開計画をもとに、この制度を活用するための根幹となる人・農地プランを作成してまいりたいと考えております。

以上であります。

3番（佐藤一郎君） 再質問であります。1点目の減反政策について再質問をします。

今、農業復興等で、積極的にやる人はどんどん支援をしていく、支援をして復興を進めていくのはそれはそれでよいと思いますが、一方では、以前のように村全体の農地、特に水田を村にとどめておくような仕組みづくりがないと、各行政区、一番いいところにある水田がいつの間にか村外へ、すぐには言いませんが、将来にわたって流出してしまうという心配も考えられますので、村挙げて地権者に対する仕組みづくりをする必要があると思いますが、もう一度伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、議員おただしのように、震災を受け、あと、今、避難解除になった状況の中で、今後の農業をどうするのかという部分がやはり村としても心配しているという状況であります。特に、6年、7年が過ぎる中、震災前は中堅とかベテランの方々の方が農家をやってきたということですが、やはりその作業をしないということで、高齢化が進むとか、やる意欲が減るとか、そういうことで心配している状況でございます。今、お話あったように、意欲のある方々にはいろいろな交付金事業等、補助事業等を使いながら支援をしておりますが、やはりそこまで来れない方々についての支援も必要かなということ考えております。そういう意味では、今年度、生きがい農業という、生産までいく取りかかりとなるような部分、きっかけづくりとなるような事業に取り組んでおりますが、ただ、農地の部分をどうするかというのがやっぱり大きな問題かなと思っております。

そういうことで、先ほど答弁でも申し上げましたように、村としては各個人が5年間作付の計画を考えた場合、どのような考え方をするかという意向調査等を行ってきております。先ほども話ししましたように、ある程度、11行政区はその意向に基づいて集落ごとに作付計画をしているということでもあります。その内容を見ますと、やはりもう米はつくれないうと、そういう部分では牧草で作付しようかという方々もいますし、あとはみずから、もう機械もないということで、地域の中で受委託でやっていこうかという方々もおります。そういうことで、それぞれ個人がまずはこの5年間、特に、33年という基準は設けておりますが、33年までにどのような作付をするかという意向調査をとっている中で、今の農地を管理しながらやっていくという方もいますし、もうその時点ではできないから、もし集落の中で活用していただける方がいれば貸したいなという方々もいる状況であります。30年度において、そういう意向を聞く中で、ある程度今後の営農的な、地域のビジョン的なものをまとめていければというところも考えております。そういう中で、今後の村の農業の再生を考えていければというふうに思っております。

以上でございます。

3番（佐藤一郎君） まず、再質問に当たりましては、減反政策について再々質問ということで、今ほど課長からご説明が、答弁がありました。先ほどの答弁の中で、中間管理事業を活用した農地集積を行うと、そして、人・農地プランの策定を図るということでもあります。

先日、JAが仲介、仲立ちをしまして、オペレーター組合、設立をいたしまして、私、会長として務めさせていただくことになりました。そういった中で、やっぱり中間管理事業の活用、それは不可欠であります。また、人・農地プラン、これを作成しなければ地権

者に対してもそれなりの補助金は入らないと。借り手側、集積する側はいろいろと補助金がございます。こういった中で、この中間管理事業を周知するに当たり、以前、中山間直接支払制度の各組合の設立、そして農地・水・環境保全会の設立に当たり、村のその制度の設立に当たる先進的な対応があり、そしてまた地権者、そして村、そして対応は、それは評価できるものであります。なぜそう思ったかと言いますと、私は相馬で営農再開をいたしました。その際に農業者との交流もありまして、浜通りのほうではなかなか、中山間直接支払制度の組合、そして農地・水・保全会の各行政区への設立、なかなか事務的なものもありまして、難しさというのか、事務量が大変になるということもありまして、今になってやっと中山間なり農地・水が設立されたというお話を聞きました。そういう中で、やっぱり村の対応はその当時、保全会なり中山間組合の設立に当たっても先進的で、まずよかったんだと思います。

そういった中で、今回、人・農地プランの推進に当たり、推進というか、周知に当たり、地権者、JA、そして村、村が主導になり疎通を図らなくては、今後、この中間管理事業についても普及ができないのではないかと思います。私も農業委員でもあります。こういうことに関してやっぱり勉強もしております。私もそういう周知、不足のところもありますが、私たちも一緒になって周知を図っていかなければ、村民といいますか、地権者にも行き渡っていないのではないかと思いますので、最後にこのことについて伺いまして私の質問を終わらせていただきます。

村長（菅野典雄君） おっしゃるとおり、飯館村はもともと農業の村であります。たとえ農外収入を取ったとしても、1,000ヘクタール以上の田んぼなりなんなりを、あるいは畜産の村ということで牧草地を抱えた農業の村だったわけでありまして、そこをどういうふうにしていくかというのは重要な課題。しかも、普通の災害であるならばいざ知らず、まさに放射能の災害ということで、フレコンバッグがある、あるいはいわゆる土の肥沃度が奪われていると、こういう中で、しかも7年8年のブランクをどういうふうにしていくかというのは非常に重要な課題だなというふうに思っています。いろいろ以前、農地管理会社みたいなものという話もしましたし、これからその可能性も出てくるのかもしれませんが、今、例えばご質問の中に農協とか農業委員会、あるいは役場と、こういう話が出てきました。やっぱり一体になってやらなければならないんだらうなというふうに思っています。1つとして、一緒にやる場合にやっぱり、こういう話が農協のほうからもあったんですが、いわゆる農協のほうに役場の担当が行ってやるという話もある、また、その逆もある、どっちがいいんだらうなという思いもありますし、今、農業委員会がまた改革がされていますので、そこをどういうふうにするかということ。確かにいろいろな課題がありまして、あるいは変化がありまして、なかなか大変だなという気がいたしますが、少なくともやっぱりこの農地を最低限、全部とは言いませんけれども最低限やっぱり守っていくということは重要な課題だというふうに思っていますので、今ご質問いただいた趣旨、全く重要な点だと思いますので、これからはいろいろ内部で、あるいはいろいろな人たちの声を聞いて農地を守る段取りをしていきたいと、このように思っているところでありますので、満足な答弁ではありませんけれども、答えにさせていただきたいというふうに思っております。

3番（佐藤一郎君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。いろいろとご答弁いただきました。参考にさせていただきたいと思えます。

議長（菅野新一君） これで佐藤一郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時34分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月8日

飯 館 村 議 会 議 長

菅野新一

同 会議録署名議員

高橋孝雄

同 会議録署名議員

高橋和幸

同 会議録署名議員

渡邊計

平成30年3月19日

平成30年第2回飯舘村議会定例会会議録（第4号）



平成30年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成30年3月19日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成30年3月19日 午後1時10分				
	閉会	平成30年3月19日 午後3時17分				
応（不応）及び 招議員出席並 出席議員に欠 席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 相良弘		1番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 実沢滯	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齋藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一		飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会会長	菅野宗夫	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年3月19日（月）午後1時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 1号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）
- 日程第 4 発議第 1号 被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める意見書（案）
- 日程第 5 発議第 2号 被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める決議（案）
- 日程第 6 発議第 3号 「働き方改革」法案撤回を求める意見書（案）
- 日程第 7 発議第 4号 東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し指導を求める意見書（案）
- 日程第 8 発議第 5号 東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し全面賠償を求める決議（案）
- 日程第 9 議案第 4号 平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議案第 5号 平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第 6号 平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第 7号 平成29年度飯舘村農業集落排水事業補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第 8号 平成29年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第 9号 平成29年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第10号 平成30年度飯舘村一般会計予算
- 日程第16 議案第11号 平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第12号 平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第13号 平成30年度飯舘村農業集落排水事業予算
- 日程第19 議案第14号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 飯舘村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 日程第22 議案第17号 飯舘村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第23 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第19号 飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第20号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第21号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第22号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第23号 飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

- する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 29 議案第 24 号 飯舘村指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 30 議案第 25 号 飯舘村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 31 議案第 26 号 飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 32 議案第 27 号 飯舘村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 33 議案第 28 号 飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 34 議案第 29 号 飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例を廃止する条例
- 日程第 35 議案第 30 号 飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理の指定について
- 日程第 36 議案第 31 号 飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 37 議案第 32 号 飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 33 号 大倉辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 39 議案第 34 号 平成 29 年度飯舘村一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 40 議案第 35 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 41 議案第 36 号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 42 閉会中の継続審査の件
- 日程第 43 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 44 議員派遣の件



## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後 1 時 1 0 分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程、村長提出の追加議案及び委員長、議員提出議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日、村長から予算案件 1 件、条例案件 2 件、計 3 件の追加議案が送付されております。

次に、発委第 1 号「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）」が総務文教常任委員長より提出されております。

次に、発議第 1 号「被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める意見書（案）」が提出者、渡邊 計議員外 6 名より提出されております。

次に、発議第 2 号「被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める決議（案）」が提出者、渡邊 計議員、賛成者外 6 名の議員より提出されております。

次に、発議第 3 号「働き方改革」法案撤回を求める意見書（案）」が提出者、佐藤八郎議員、賛成者外 4 名の議員より提出されております。

次に、発議第 4 号「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し指導を求める意見書（案）」が提出者、佐藤八郎議員、賛成者外 4 名の議員より提出されております。

次に、発議第 5 号「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し全面賠償を求める決議（案）」が提出者、佐藤八郎議員、賛成者外 4 名の議員より提出されております。

次に、各常任委員長から所管事務調査報告書がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、予算審査特別委員長から審査結果報告がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本日議会運営委員会が議事日程等、議会運営協議のため開催されております。以上であります。

### ◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、7 番 佐藤八郎君、9 番 相良弘君、1 番 佐藤健太君を指名します。



◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第34号は、平成29年度飯館村一般会計補正予算（第14号）です。大変失礼いたしました。（第12号）です。

平成29年度から平成30年度に予算を繰り越す繰越明許費について変更が生じたので補正を行うものであります。

議案第35号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、村長の給与月額について、平成30年4月から2カ月間現行の20%減額を30%減額とするものです。

議案第36号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

この改正は、国民健康保険の責任主体が従来の市町村から県にかかわることから所要の改正を行うものであります。

以上が、本日提出しました追加議案の概要でございます。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午後1時16分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時20分）

◎日程第3、発委第1号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第3、発委第1号、「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）」を議題とします。

本案について趣旨の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました発委第1号、「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）」について提案いたします。

本意見書の趣旨は、2015年の子供・子育て支援制度実施以降も待機児童は増加しているにもかかわらず国はこの解消を3年先送りし、待機児童の解消を初めとした保育、子育て環境の整備は待ったなしの課題となっています。これら課題の解決のためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と処遇の改善による保育の質の確保など、総合的な対策を進めることであり、その実現に向けて意見書を政府機関に提出するものであります。

現在、飯館村の実態からしますと、待機児童については問題ない状況にはあります。し

かし、村の保育所、幼稚園に通園していない飯舘村の子供たちが避難先の自治体において認可保育所、幼稚園、認定こども園等にお世話になっております。このことから全ての子供たちが質の高い保育を受ける環境を当議会からも求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

討論を省略いたします。

これから発委第1号「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第1号 被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第4、発議第1号「被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める意見書（案）」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

6番（渡邊 計君） 朗読をもって提案いたします。

被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める意見書（案）。

村における被災家屋（荒廃家屋）等の解体、撤去及び処分事業は、その申請受け付けを平成28年11月25日を最後として3回実施され、平成30年度までの事業として実施されている。

事業は申請主義ではあるとはいえ、村外に住所を有する方への事業周知は万全とは言えない状況にある。また、諸所の事情で申請されなかった方も避難指示解除後の現況により解体を望む声が聞かれる。

空き家問題は全国的な課題となっており、現実に空き家からの火災が発生しており、延焼による森林火災など、災害の防止対策となり得る。

さらに、当村は日本で最も美しい村連合に加盟しており、復興・再興をなし遂げる上においても空き家や荒廃家屋の撤去解体は景観形成にも寄与する。よって当該事業申請受け付けを再度実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年3月19日

環境大臣

復興大臣

福島地方環境事務所長

福島復興局長 宛て

以上です。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号「被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める意見書（案）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数。

よって、発議第1号「被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、発議第2号 被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める決議（案）

議長（菅野新一君） 日程第5、発議第2号「被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める決議（案）」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

6番（渡邊 計君） 被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める決議（案）。

内容は、発議第1号と同じですので、割愛させていただきます。

よって、当村議会は村が事業申請受け付けを再度実施するよう国へ働きかけるよう決議する。

平成30年3月19日

飯舘村村長 宛て

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号「被災家屋（荒廃家屋）等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める決議（案）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(菅野新一君) 起立多数。

よって、発議第2号「被災家屋(荒廃家屋)等解体、撤去及び処分事業の再募集実施を求める決議(案)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、発議第3号「働き方改革」法案撤回を求める意見書(案)

議長(菅野新一君) 日程第6、発議第3号「働き方改革」法案撤回を求める意見書(案)」を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番(佐藤八郎君) ただいま議題になりました「働き方改革」法案撤回を求める意見書(案)」について、朗読をもって提案にかえさせていただきます。

政府は、反対の声が強く継続になっている残業代ゼロ法案と残業時間の上限規制法案を一本化した働き方改革関連法案を国会に提出、成立を目指している。

残業代ゼロ法案は、労働時間規制をなくす高度プロフェッショナル制度と何時間働いても一定時間しか働いたことにならない裁量労働の拡大が盛り込まれている。

対象は、年収1,075万円以上の労働者に限定するというが、経団連は年収400万円以上への引き下げを提案しており、一旦導入されれば対象は拡大していくことになる。労働時間規制を完全になくす労働法制を覆すものである。また、時間ではなく、成果で評価されるという問題も指摘されている。成果主義を導入した職場では長時間労働が蔓延している。労働者は、成果を出すために時間と体力の限界を超えて働かざるを得ない立場に追い込まれる。さらに、健康を確保する措置として年104日以上の日を休むというが、辛うじて週2日の休暇だけで正月や盆休みもゴールデンウィークもとれない計算になる。1年261日、無制限の長時間労働を押しつけられることとなる。

一本化された残業時間の上限規制法案も問題である。残業時間上限規制というものの、これまでの月45時間、年間360時間の上限を特例で年間720時間とし、繁忙期で月100時間未満、2ないし6カ月の平均で月80時間とする計画になっている。過労死ラインの月80時間の残業を容認するものであり、過労死を促進しかねない。

これらの法案の一本化を経団連などの使用者側は生産性向上のため、多様で柔軟な働き方が必要として支持しているが、労働者側は長時間労働を助長しかねないと強く反対している。

避難指示解除された村民にとっても重要な問題となっている。

政府は、裁量労働制を巡っての議論において不適切なデータを根拠にした国会答弁を撤回するなど、働き方改革法案の作成にかかわった労働政策審議会の中で不十分なデータが示されていたり、厚生労働省の調査データに異常値が見つかったりするなど、さまざまな実態が次々と明らかになっている。

よって、本村議会は政府に対して働き方改革法案の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月19日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

福島県飯舘村村議会議長 菅野新一

以上です。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号「働き方改革」法案撤回を求める意見書（案）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。

よって、発議第3号「働き方改革」法案撤回を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、発議第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し指導を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第7、発議第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し指導を求める意見書（案）」を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し指導を求める意見書（案）」を朗読をもって提案をいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続きに対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し指導を求める意見書。

最近、東京電力福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する原子力損害賠償紛争解決手続の和解案拒否や裁判継続を理由に和解金の支払い延期の対応が相次いでいる。これらの対応は、本村のみならず県内各地で相次いでいる。

東京電力ホールディングス株式会社の新総合特別事業計画にある原子力損害賠償、3つの誓いの一つとして「和解仲介案の尊重」を挙げている。ADR和解案拒否や不当な支払いの延期は、この3つの誓いに反するばかりか、損害の軽視であり、早期の生活再建

を目的としたADRを形骸化させることである。この被害者に対する東電の対応は、被害者の心情を踏みにじるばかりか、生活再建の道が閉ざされることにもなる。事故から7年が経過し、申立人が次々と亡くなっていることに鑑み、早期の救済が求められている。加害者である東電は、被害者に誠実に向き合い、一刻も早く救済すべきである。

よって、当議会は、国は東電に対し和解仲介案を尊重し和解金を速やかに支払うよう指導するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出する。

平成30年3月19日

内閣総理大臣

経済産業大臣

文部科学大臣 宛て

福島県飯舘村村会議長 菅野新一

以上です。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し指導を求める意見書（案）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。

よって、発議第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し指導を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、発議第5号 東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し全面賠償を求める決議（案）

議長（菅野新一君） 日程第8、発議第5号「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し全面賠償を求める決議（案）」を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し全面賠償を求める決議（案）」を朗読をもって提案をさせていただきます。

最近、東京電力福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する原子力損害賠償紛争解決手続きの和解案拒否や裁判継続を理由に和解金の支払い延期の対応が相次いでいる。これらの対応は、本村のみならず県内各地で相次いでいる。

東京電力ホールディングス株式会社は、新総合特別事業計画の中で原子力損害賠償の3つの誓いの一つとして「和解仲介案の尊重」を挙げている。ADR和解案拒否や不当な支払いの延期は、この3つの誓いに反するばかりか、損害の軽視であり、早期の生活再建を目的としたADRを形骸化させることである。この東電の対応は、被害者の心情を踏みにじるばかりか、生活再建の道が閉ざされることであり、強く抗議をする。

事故から7年が経過し、申立人が次々と亡くなっていることに鑑み、早期の救済が求められている。よって、本件事故の加害者である貴社は、被害者に誠実に向き合い、一刻も早く救済すべきである。

当議会は、原子力発電所事故を起こした貴社の責任と役割を真摯に受けとめ、3つの誓いを遵守し、和解案どおり賠償するよう強く求め決議する。

平成30年3月19日

福島県飯館村村議会議長 菅野新一

東京電力ホールディングス株式会社 宛てであります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し全面賠償を求める決議（案）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。

よって、発議第5号「東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償紛争解決手続き（ADR）に対する和解案拒否及び和解金の支払延期に対し全面賠償を求める決議（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9、議案第 4号 平成29年度飯館村一般会計補正予算（第11号）

日程第39、議案第34号 平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第4号「平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）」、  
日程第39、議案第34号「平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）」を一括議題と  
します。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 追加議案の12号、今おっしゃったので、この補正前、補正後の具体的な  
予算、根拠、内容をお知らせください。

総務課長（愛澤伸一君） 追加議案のご説明を申し上げます。

学校再開整備事業、現在工事中ということをごさいますて、事業で繰り越しをしている  
ところをごさいます。今般補正となりました824万8,000円をごさいますて、物は備品で  
ごさいますて、学校に設置いたします空気清浄機3台分をごさいます。年度内に設置を  
予定しておりましたが、3月までの設置が見込めないということになりましたので、今  
般追加で繰り越しをすることといたしました。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号「平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）」を採決します。

（「議長、休議」という声あり）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 休議。

（午後1時40分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午後1時42分）

議長（菅野新一君） これから議案第34号「平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）」  
を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） よって、議案第34号「平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）」  
は原案のとおり可決決定されました。

日程第9、議案第4号「平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）」をこれから質  
疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありません



か。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号「平成29年度飯舘村一般会計補正予算(第11号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第5号 平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第5号「平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号「平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号「平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第6号 平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

議長(菅野新一君) 日程第11、議案第6号「平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号「平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号「平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第7号 平成29年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議長(菅野新一君) 日程第12、議案第7号「平成29年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別補正予算(第4号)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしを認めます。よって、議案第7号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第8号 平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第5号)

議長(菅野新一君) 日程第13、議案第8号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号「平成29年度飯館村介護保険特別補正予算(第5号)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号「平成29年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第5号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第9号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

議長(菅野新一君) 日程第14、議案第9号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別補正予算(第4号)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第10号 平成30年度飯館村一般会計予算

日程第16、議案第11号 平成30年度飯館村国民健康保険特別会計予算

日程第17、議案第12号 平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計予算

日程第18、議案第13号 平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算

日程第19、議案第14号 平成30年度飯館村介護保険特別会計予算

日程第20、議案第15号 平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算

議長(菅野新一君) 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第15、議案第10号「平成30年度飯館村一般会計予算」、日程第16、議案第11号「平成30年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、日程第17、議案第12号「平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、日程第18、議案第13号「平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、日程第19、議案第14号「平成30年度飯館村介護保険特別会計予算」、日程第20、議案第15号「平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

この審査の結果については、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長(相良 弘君) 今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第10号から議案第15号の「平成30年度飯館村一般会計予算」外5つの特別会計予算、計6議案について、提出された予算書に基づき、3月12日、14日と15日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、初めに各担当課長等より事務、事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細説明を受けました。その後、平成30年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、各特別会計当初予算の概要書等の資料をもとに事業執行に対する基本方針等について、村長を初め各担当課長等にただしました。

審査の観点、原発事故によって全村避難から7年が経過し、昨年末一部を除き避難指示解除となった状況下にあつて、1つにはいまだ続く避難状態の村民福祉向上のための事業内容であるか、2つには村民生活再建のため、村に安心して戻り、安全な生活環境が確保できるような事業内容であるか、3つには各種事業が村民一人一人に寄り添った事業として計画されているか等について審査を行いました。

質疑の多くは避難指示解除後の村民生活が安心・安全であるか、そして復興計画に基づく事業効果など、各種の事業計画の内容が村民の生活実態や要望に沿った事業及び予算になっているかなど、多岐にわたり多くの質疑と確認がなされました。

平成30年度事業については、移住・定住、交流人口の増のための施策を初めとした復興関連予算、ネットワークの村づくり予算が一般会計全体の約60%を占めているものの、事業の周知、村民の理解を得るにはなお村行政執行部の努力を要するものがありました。

また、帰村者の多くが高齢者である現実を見据えた医療、介護のより一層の対策が望まれるものでもありました。

事業執行に当たっては、村民の意見や議会等での議論を軽んずることなく、相互の信頼

関係を醸成しながら、適切かつ確実に執行されることを望むものであります。

結論として、各会計とも帰村して安全で安心な村民生活、そして、健康維持増進を優先とした事業などが数多く組まれてはいますが、予算執行段階において、より村民一人一人に寄り添った事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の結果を踏まえ採決を行った結果、議案第10号「平成30年度飯舘村一般会計予算」、議案第11号「平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第12号「平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第13号「平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第14号「平成30年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第15号「平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」の6議案について、本委員会は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定したので、飯舘村議会会議規則第77条の規定によってお手元に配付の報告書のとおりであります。

なお、委員会の審議及び詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録により確認くださるようお願い申し上げ、審査の結果のみのご報告といたします。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第10号から議案第15号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第10号「一般会計予算」について反対の立場で発言をいたします。

予算審査特別委員会において、村民の立場から32点について確認しながら提案をいたしました。

多くの委員が村民生活実態に立って審査をいたしました。

私たちの飯舘村は、大空から放散された放射性物質によって一人一人の人生が狂わされ、家族、地域、学校、各種団体の全てのコミュニティーが壊されたのです。国の勝手なやり方によりこの数年間振り回されてきました。7年目の命日となった飯舘村は住宅回りの約村全面についての15%の除染が終わり、ホットスポットと里山と放射能汚染置き場除去すれば完全除染と言わんばかりの国の無責任なやり方となっています。

除染基準は、年間5ミリシーベルト以下、さらには20ミリシーベルト以下なら帰村して生活できるとされ、コンビニ店舗、診療所開業週に2日、インフラ整備はされていると、それで村民の合意も得たとしたら避難解除されてからこの3月1日で260戸、537人、9.2%の帰村であります。村民の帰村率よりも子供たちの就園、就学希望人数約14%となったことで福島県民調査報告による県内小児甲状腺がん及び疑いの子供たちが昨年2月20日公表で184人であり、手術を終えた146人の中で良性は1人、143人乳頭がん、1人低分化がん、1人が他の甲状腺がんとの診断、つまり99%が小児甲状腺がんであったことから私は心配と不安を感じています。まして国は病気の発症をしても責任をとるとして

いないのであります。県も村も責任をとることがなければ病気を発症した方の自己責任となるのであります。

飯館村の汚染状況は、原発事故当時の3月24日での村内植物、放射性物質の植物への放射性物質の文科省発表は、雑草の葉でヨウ素254万ベクレル、セシウムで265万ベクレル、野菜でヨウ素は1万7,000ベクレル、セシウムは500ベクレルとの測定結果があり、原発から放出された核種は31種類、キセノン133、テルル132、アンチモン127、ヨウ素131、セシウム134、ヨウ素132、テルル131、ヨウ素133、テルル129、ヨウ素135、テルル127、セシウム137、モリブデン99、バリウム144、140、ランタン140、テクネチウム99、セシウム136、ストロンチウムなどの報告はきちんと報告が明らかにされていないのが実態であります。

さらにその4月7日における飯館村の実測値は長泥で30マイクロシーベルト、小宮で18.8、比曾で24.5、蕨平で22、白石で15.6、深谷で15.6、伊丹沢で12.9、関沢で11.4、前田で15.4、大久保・外内で12.6、上飯樋で12.4、八和木・前田で13.1、草野で12.6、飯樋町11.1、宮内で12.1、関根・松塚10.8、佐須10.3、八木沢・芦原13.1、二枚橋5.7、大倉4.4、これは時間当たりマイクロシーベルトであります。既にヨウ素やセシウム134の半減期が過ぎ去ったときの値であります。ヨウ素やセシウムが効果を発揮、放射能が発生しているときにはこの3倍、4倍の放射線量でありました。さらには、村内全面積の森林、河川、道路、池、約85%の除染実施しないことからして飯館村の自然環境は国の放射線障害防止法の安全・安心とする年間1ミリシーベルト未満とならないのは明らかであり、5ミリシーベルトでは原子力発電所の作業管理区域で防護服やマスク等をしながらの限定される時間生活となるのが現実であります。

しかし、帰村した方々にはそのような生活はできませんし、通学させられる子供たちも通勤する方々にも被ばくする可能性は大きいとし、交通安全上も心配と不安であります。

学校のあるところは、村民なら誰もがわかる花塚山からの風や気流の届くところであり、村の拠点とした深谷は水の集合するところでもあります。風、水流、空気の流れにより移動が自由になる放射性物質であるのは、国や国際的にも認められている真実と実態であります。

以上のことから、この予算での健康を守り、帰村した方々への一人一人に寄り添った予算が少なく、見えない、におわないことを利用してこの7年間の生活、人生の怒りや苦しみの原因が原子力発電所の事故であり、放射性物質による被ばくによることを無視し、加害者の国、あるいは村外アドバイザーの言いなりの予算と言わざるを得ません。除染、賠償、帰村、そして同じ村の子供たちも分断するような行政執行を改善し、新聞・テレビ報道先ありきの、議会軽視、村民無視のやり方を改め、村民主人公の村づくりとするよう強く求めまして討論といたします。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号「平成30年度飯館村一般会計予算」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(菅野新一君) 起立多数です。

よって、議案第10号「平成30年度飯舘村一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第11号「平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第12号「平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第13号「平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号「平成30年度飯舘村介護保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「平成30年度飯舘村介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号「平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第16号 飯館村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

議長(菅野新一君) 日程第21、議案第16号「飯館村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 2ページにおける第5条の(3)の「その他村長が認める事項」、第7条の「公表は次の挙げる方法」という(1)(2)ありますけれども、これは両方やるといっていいのでしょうか。

総務課長(愛澤伸一君) 今年度から実施するというので、この第5条の(3)ですね。こちらについては、何になるかというのはまだ詳細に決まっておられません。

それから第7条の公表の方法は村の広報紙と村のホームページ両方で公表することといたしております。

以上です。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、議案第16号「飯館村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしを認めます。

よって、議案第16号「飯館村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第17号 飯館村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議長(菅野新一君) 日程第22、議案第17号「飯館村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 7ページの4の(2)、「その他これらに準ずる方法により」という、「その他これらに準ずる方法」というのはどんなものか。

12ページの13、「利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師、薬剤師」現状としてはかかりつけ医師と薬剤師とどの病院、薬局でもいいということなのか、どういうことを指

しているのか。

以上、伺います。

健康福祉課長（齊藤修一君） このたびの条例の改正につきましては、7ページの（2）の「磁気ディスク、CD-ROM、その他」というふうにございますが、これは今用いられております例えばUSB装置とか、そういった部分等になろうかと思えます。

あと、12ページの部分につきましては、この中身につきましては、国から今回そういった指定の権限移譲の部分でありまして、この中身については以前と変わっていないというふうに考えております。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号「飯館村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「飯館村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第23、議案第18号「特別職の職員で非常勤者のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 22ページの部分で「能率給、会長、委員、推進委員」とありますけれども、この「能率給」というのは予算の範囲で村長が定める額。

議長（菅野新一君） 八郎君、もっとマイク使って。

7番（佐藤八郎君） 「能率給」というのは、「会長、委員、推進委員」とあるんですけども、この能率給、予算の範囲で村長が定める額、これは会長、委員、推進委員、同額でしょうか。

農業委員会局長（石井秀徳君） 予算委員会の中でも若干説明をさせていただきましたが、農業委員と最適化推進委員の能率給については同じかという質問かと思えます。

能率給につきましては、ほかの自治体も同じような言い回しで条例化をされているようですが、現在想定しておりますのは、会議に出席したときの費用弁償、それから現場の現地確認、それから農地パトロール、こういったものの費用弁償を想定しており



ます。

それから、ここで言われております能率給につきましては、例えば人・農地プランとか、集落に入ってそういった取りまとめをした際に、とりまとめ報償といいますが、報酬で1件当たり幾らということをはかの自治体では想定して設定しているようであります。今のところそこまで村の農業委員会では想定しておりませんが、当面いわゆる費用弁償について想定をしているところであります。

なお、そういった決め事で支払いした部分につきましては、国の補助対象になるということで予算との絡みも出てくるという部分であります。以上です。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、みんな同額ではないということで理解していいのかな。農業委員会局長（石井秀徳君） 費用弁償につきましては、同額で想定しております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第19号 飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第24、議案第19号「飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号「飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」

は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第20号 飯館村使用料条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第25、議案第20号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 2点ほどあります。

まず最初に、前の条例には制限時間が夜9時と10時までと書いてあるんですが、改正されたほうには時間が書いていないんですが、時間制限は撤廃すると受け取ってよろしいんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、渡邊 計議員からのおただしでございますけれども、この使用料条例で時間もうたっていたものですから、今回は規則で改めて定めさせていただきたいと思っております、時間については9時から9時までというのを予定しております。

以上です。

6番（渡邊 計君） 今条例なんか誰でもとって見られるわけです。パソコンでね。それでこれがこのまま載ったら本当に前の条例消されていたら知らない人は知らない、わからなくなるわけで、今後条例載せる場合にはやっぱり時間も書くべきかなと、今規定とあれで違うと、料金だけだということなんだけれども、この配付されたものそのものだけ見ていけば時間がないと普通の人には受け取るんじゃないでしょうか。それはそれで結構です。

もう一点。飯館村飯樋小学校体育館1回につき1,570円、書いてありますけれども、ページ、86ページに議案第27号のほうで「飯館村立飯樋小学校の体育館は飯館村伊丹沢字山田380番地に変える」となっているわけですがけれども、こうした場合、飯館村立飯館中学校の体育館はどこに行くんでしょうね。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、村内の学校、中学校が1校、小学校は3校ということになりまして、それぞれに体育館があるという形になっております。今回学校を整備するというに伴いまして、飯樋小学校の体育館を壊しまして、今回中学校エリアのほうに飯樋の体育館の分を持ってきて整備をするということで、そういった記載になっているものであります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） 飯樋の小学校の体育館を壊す、その間、飯樋の小学校の名目を要は中学校の体育館の住所に持ってくると、これは国の補助の予算使用上なんだろうけれども。となった場合、この飯館村立飯樋小学校の使用料と中学校の使用料がかぶってくると自体おかしいのではないかと思うんですが、条例であるならばここに期日を決めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 体育館の件でございますけれども、まず既存の中学校の体育館はそのままでございます。今、中学校の校舎の東側に給食センターと一緒にあった形で体育館、

小学生用の体育館を建設しております。この小学校向けの体育館につきましては、飯樋の小学校の老朽化、それから危険な建物ということになりましたので、その代替ということで新たに建てておりますので、こちらの分を今回の条例の中で定めるということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。

よって、議案第20号「飯館村使用料条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第21号 飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第26、議案第21号「飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしを認めます。

これから、議案第21号「飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第22号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第27、議案第22号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 33ページの、これ対象者数、保険料負担額の合計はどのぐらい。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまの件の対象者数、保険料であります、さきの全協の際に皆様にお知らせをしておりました部分で、計画といたしましては平成32年度に5,948

名という、人口ですね、これらの部分のおおよそ2割が対象者ということで計算しているものでありまして、実際的には平成32年度ベースで553人が実際後期高齢等に異動しながらそういった人数になっているということでありまして、平成32年度のベースでは全体で7億7,200万円ほどかかっていくであろうということを見込んでの積算であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第23号 飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第28、議案第23号「飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） たしかこれ議案説明のとき対象者なしと言ったのかな。

健康福祉課長（齊藤修一君） 現在これらの事業所が村内にはないという説明をいたしました。

7番（佐藤八郎君） それでは、説明資料の18ページに（1）の②、⑤に「介護医療連携推進会議及び外部評価の効率化」「介護医療連携推進会議の開催、頻度の緩和」というのがありますけれども、この体制と実施の関係。

さらに（5）の④に「運営推進会議」と（6）の④に「運営推進会議、外部評価の効率化」と、何か似たようなあれがあるんですけれども、この体制と内容ですか。

それから、（8）の②、（9）の②に「身体拘束などの適正化」とありますけれども、これはどこまでの拘束なり、実態としてはなっていくのか。

あと今ほど抜けました（11）に運営推進会議もありますので、あわせて伺っておきたいと思えます。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいま申し上げましたように、現在これらの該当する施設、村内にはありませんので、そういった施設ができましたらその都度これに照らし合わせて、そういった運営会議等々を設置するというご理解いただければと思います。

あと、（7）、（8）、（9）のそれぞれの「身体的拘束等の適正化」という部分にありまして今まではいろんな意味で回りの判断等々でやっていたものを基本的には本人の判断を、判断といいますか、指示といいますか、考え方ですね、そういった部分を最優先

するという中身と考えております。

7番（佐藤八郎君） 本来はそういう体制や実施する内容をわかっているけれども、対象がないので、今のところはというお話のようですけれども、あわせて25ページの第14条に「飯館村指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年飯館村条例〇号）」と書いてあるんですけれども、これは〇号とは何号のことを言うのか。

あと、29ページの端に2番のところに、第3節の上の2番です。ここに「1年以上、県が、必要なものとして村長が定める」とあるんですけれども、これの定める要件というのはあるのでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） まず、25ページの「〇号」であります。今回提出してあります議案が決まりましたら、その条例の番号を決める予定になっているかと思えます。

あと、29ページのここにあります「特任業務」というのは基本的にその下に続きますサービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者という部分が一番になってくるかと思えます。

7番（佐藤八郎君） これからこの丸には何かが入るということでしょう。

35ページの4、「前項第3号に掲げる費用については別に村長が定める」とここに、これはどんな。（「もう一度お願いします」の声あり）

議長（菅野新一君） 35ページの4の「前項第3号に掲げる費用について別に村長に定める」というところを聞いているんだね。それは村長が決めるということだ。

健康福祉課長（齊藤修一君） この文面につきましては、食事の中身等々ありますので、それにかかった費用等を算出した上でのかかった費用という判断をしております。以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号「飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第24号 飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第29、議案第24号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号「飯館村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第30、議案第25号 飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第30、議案第25号「飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号「飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号「飯館村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第31、議案第26号 飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第31、議案第26号「飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号「飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「飯舘村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第32、議案第27号 飯舘村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第32、議案第27号「飯舘村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号「飯舘村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号「飯舘村体育施設夜間照明施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第33、議案第28号 飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第33、議案第28号「飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、議案第28号「飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第34、議案第29号 飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例を廃止する条例

議長(菅野新一君) 日程第34、議案第29号「飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例を廃止する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、議案第29号「飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例を廃止する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例を廃止する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第35、議案第30号 飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

議長(菅野新一君) 日程第35、議案第30号「飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。



これから、議案第30号「飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号「飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第36、議案第31号 飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について

議長(菅野新一君) 日程第36、議案第31号「飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、議案第31号「飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号「飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第37、議案第32号 飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について

議長(菅野新一君) 日程第37、議案第32号「飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから、議案第32号「飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」

の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第38、議案第33号 大倉辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（菅野新一君） 日程第38、議案第33号「大倉辺地に係る総合整備計画の策定について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 生活上重要な路線ということで、平成30年度と31年度までの5年間で具体的に内容としては5年間の中で全線ということになるのかどうか。

建設課長（高橋祐一君） これは村道小滝大倉線ということで、金額的には7,500万円という金額が上がっていますが、これについては小滝部分の落石箇所、地震による災害で起きた部分なんです、その部分の箇所の工事ということで、全線の改良という計画ではなくて、その部分の防護柵、そういう落石防止の工事を計画しております。平成30年度という形で考えています。

7番（佐藤八郎君） 今回は落石箇所のみの予算ということで、これ平成31年度までの5年間でどこまでのどういうふうになるのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 辺地計画でございますが、設定年度が定められておりまして、今回設定いたしますのは、平成27年度から平成31年度までの5カ年間にいわゆる辺地債という起債を使って事業を実施する箇所があれば、事前に総合計画をつくらなければならないということがございまして、今般議案で上げているところでございます。

また、ただいま建設課長からご説明ありましたとおり、平成31年までの事業計画としては、この小滝大倉線の落石箇所、延長187メートルほどののり面の補修工事を予定してございます。今後平成32年度以降新たにこの箇所での工事について辺地債を利用して整備をするという方針になればまた改めて整備計画を策定して国に要望していくという形になります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、今年と来年で187メートル分ということなんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 小滝大倉線の事業年度は平成30年度単年度で終われるか思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号「大倉辺地に係る総合整備計画の策定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「大倉辺地に係る総合整備計画の策定について」の件は原案のとおり

り可決されました。

◎日程第40、議案第35号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第40、議案第35号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 追加議案の中で理由が20%減額、今現行していると。それに10%プラスして30%、2カ月減額するということですが、理由は。

村長（菅野典雄君） 私の、前にもお話しましたが、不注意につき人身事故を起こしてしましまして、議会や村民に対して大変ご心配をかけたり、村についての影響を与えたということで、それに対する道義的責任ということで、今回この案件を上げさせていただきましましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第41、議案第36号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第41、議案第36号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この条例改正によって今までとはどういう流れになり、行政事務が変化されていくのか。

住民課長（細川 亨君） どのように変わっていくかという点でございますが、議案第36号に書いてあるんですが、3つの部分が変わっていくのかなということでございます。

まず第1点が、県が財政運営の責任主体となるというのが第1点でございます。

第2点が、村へ保険給付に要する費用を全額交付すると。

最後3点目が、県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため保険税を賦課徴収するというのが3点目でございます。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 賦課権限も県というんですか。

住民課長（細川 亨君） 賦課については、県がこれだけの事業について納付金が必要だよと  
いうことに関して村が賦課徴収するというございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決しま  
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のと  
おり可決されました。

◎日程第42、閉会中の継続審査の件

議長（菅野新一君） 日程第42、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、  
地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、閉会中の継続調査の申し出があ  
ります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第43、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第43、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員会、東京電力福島第一原子力発電所事故災害対策特別委員会の各委員  
長からの目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によっ  
てお手元に配りました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査  
をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とす  
ることに決定しました。

◎日程第44 議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第44、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回飯館村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後3時17分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月19日

飯 館 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 相良 弘

同 会議録署名議員 佐藤 健太

